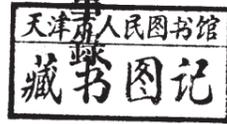
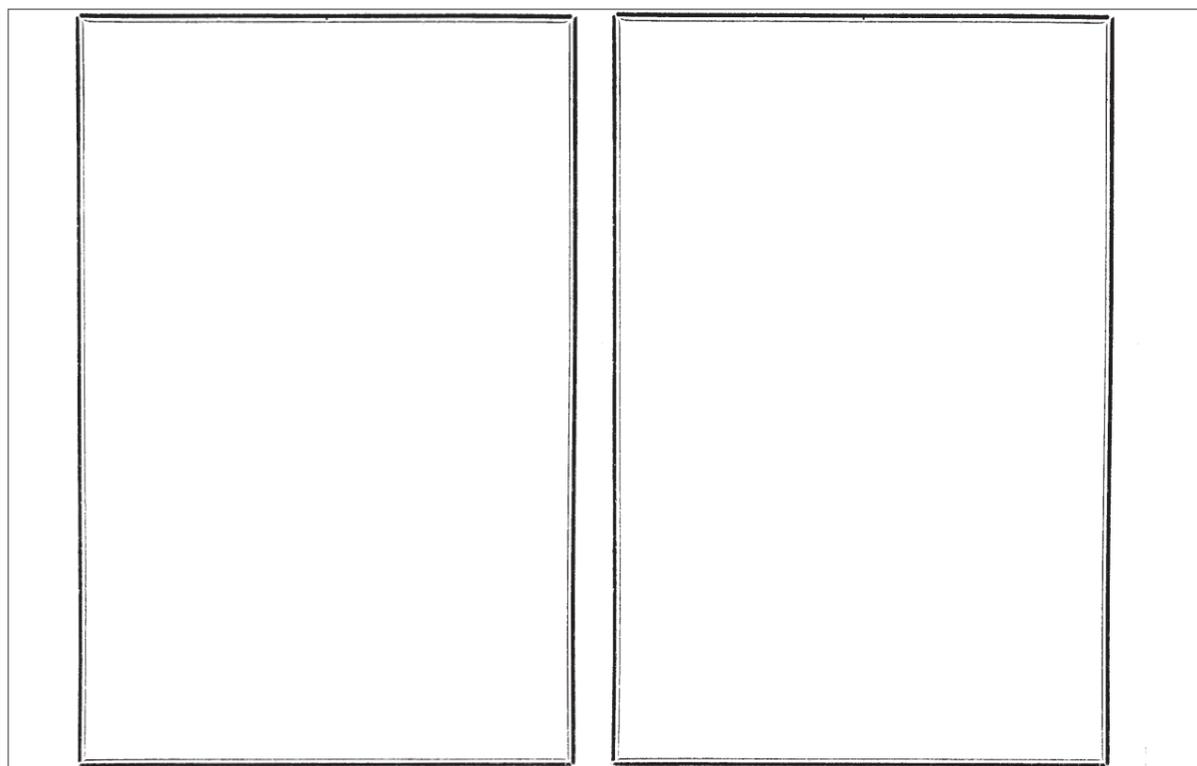
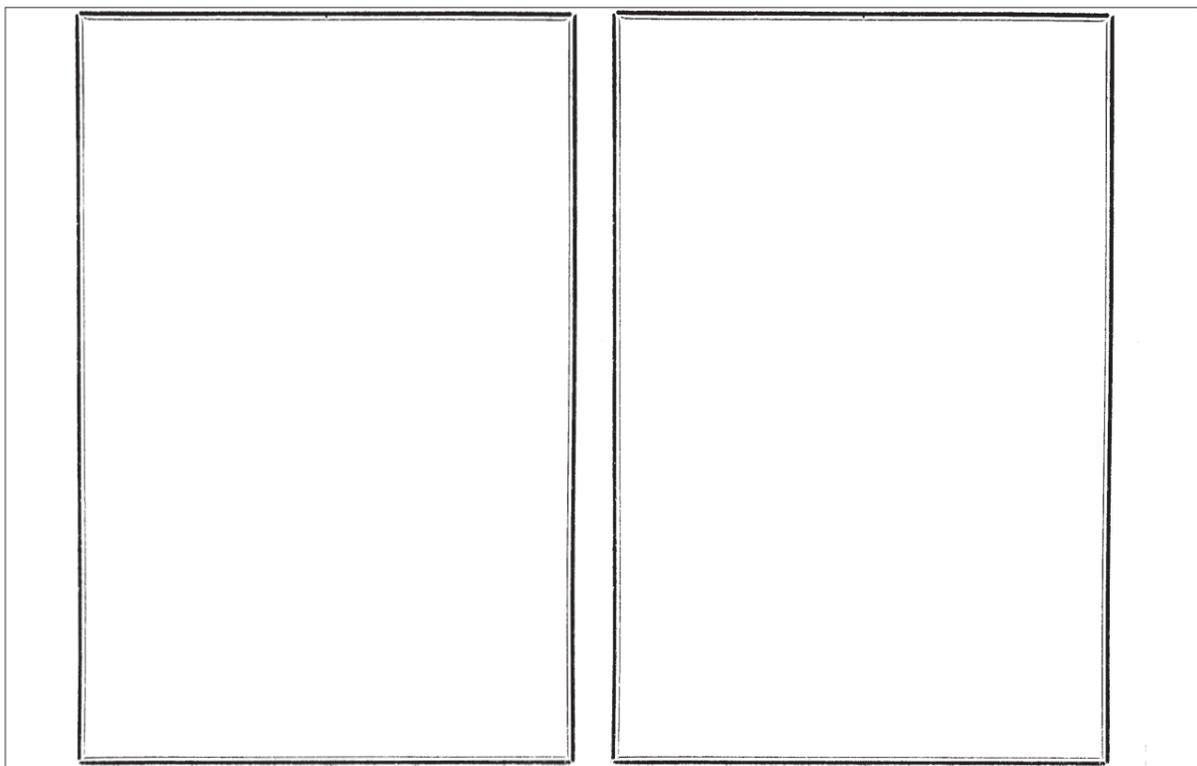


議事錄第二十二號

大正十二年通常民會議事



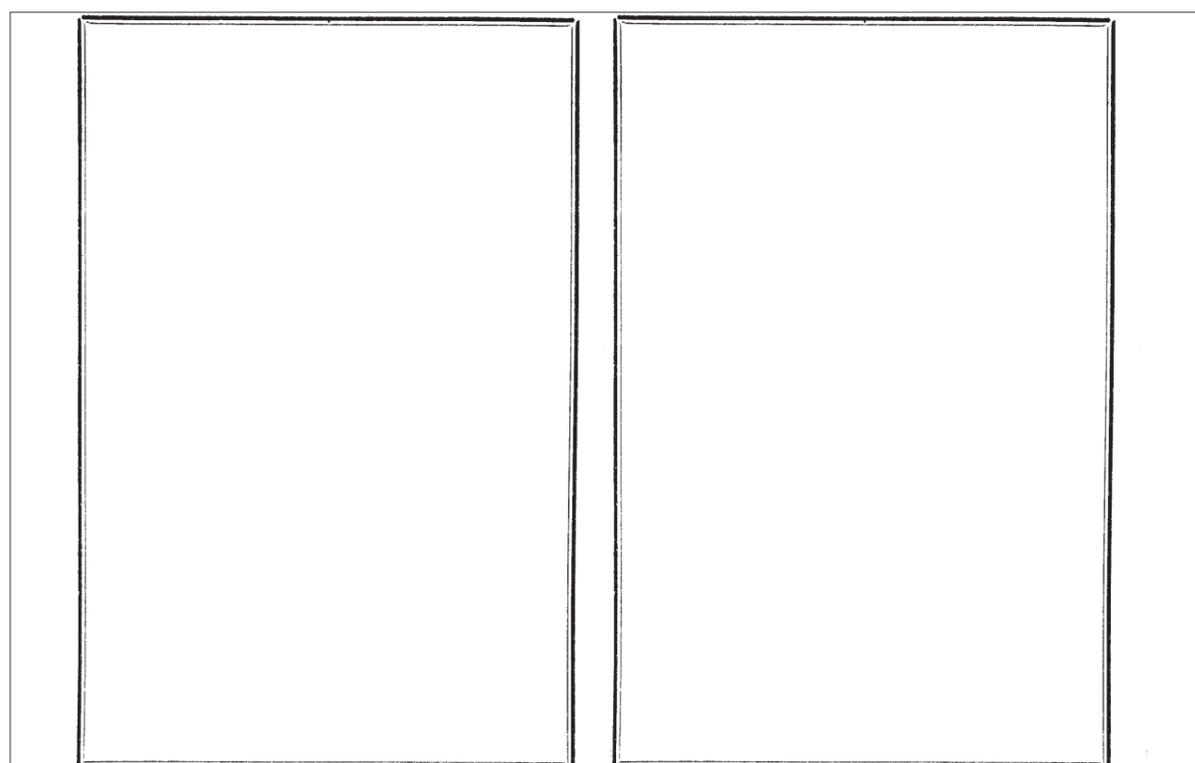
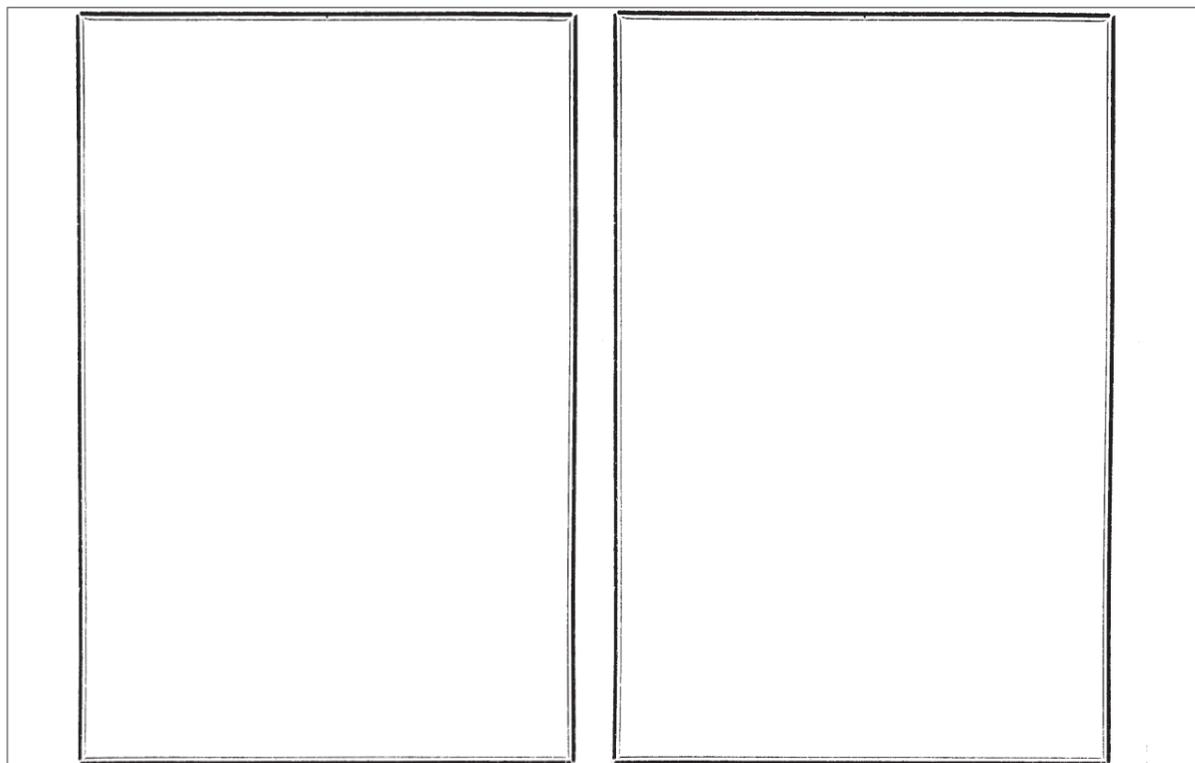
天津居留民團



議事録目次

(1)		(2)	
第一日	五	第一日	九八
第二日	八	第二日	一〇〇
第一、民會議長選舉	八	第一、大正十一年度特別會計電氣歳入出豫算更正案	一〇〇
第二、吉田總領事開會の辭	一一	第二、大正十一年度居留民團歳入出總豫算案	一〇五
第三、大正十一年居留民團事務報告	一三	第三、大正十一年度特別會計官有地拂下準備金歳入出豫算案	一一三
第四、諸車鑑札料條例中改正の件報告	一三	第四、大正十一年度特別會計電氣歳入出豫算案	一一三
第三日	二六	第五、特別會計道路及下水噴渠築造工費歳入出豫算更正案	一一六
第一、大正十一年度居留民團歳入出決算	二九	第六、特別會計下水噴渠及道路築造工費歳入出豫算更正案	一二六
第二、特別會計天津駐屯軍病院移轉費歳入出決算	二九		
第三、大正十一年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算	二九		
第四、雜種課金條例中改正案	三二		
第五、特別課金條例中改正案	三二		
第六、天津幼稚園補助金増額の件	三四		
第七、天津私立學校補助金増額の件	三四		
第八、天津日本少年義勇團補助金の件	三四		
第九、天津私立高等女學校補助金の件	三五		
第十、天津日本青年會費補助の件	三五		
第四日	五四		
第一、天津幼稚園補助金増額の件	五四		
第二、天津公立學校補助金増額の件	五九		
第三、天津日本少年義勇團補助金の件	五九		
第四、天津私立高等女學校補助金の件	五九		
第五、天津日本青年會費補助の件	八二		
第六、大正十一年度居留民團歳入出追加豫算案	九二		
全	九二		
第五日	九八		
第一、大正十一年度特別會計電氣歳入出豫算更正案	一〇〇		
第二、大正十一年度居留民團歳入出總豫算案	一〇五		
第三、大正十一年度特別會計官有地拂下準備金歳入出豫算案	一一三		
第四、大正十一年度特別會計電氣歳入出豫算案	一一三		
第五、特別會計道路及下水噴渠築造工費歳入出豫算更正案	一一六		
第六、特別會計下水噴渠及道路築造工費歳入出豫算更正案	一二六		

(3)		(4)	
第七、土地買收の件	一三七	第六、天津日本少年義勇團費補助の件	四
第六日	一四七	第七、天津私立高等女學校補助金の件	四
第一、埠頭築造に關する決議案	一五二	第八、天津日本青年會費補助の件	四
第二、大正十一年度居留民團歳入出總豫算案	一六四	第九、土地買收の件	五
第三、大正十一年度特別會計官有地拂下準備金歳入出豫算案(第一讀會の續)	一六四	一〇、埠頭築造に關する決議	五
第四、大正十一年度特別會計電氣歳入出豫算案(第一讀會の續)	一六四	一一、大正十一年度居留民團歳入出決算書	六
第五、民團行政革新に關する決議案	一七一	一二、特別會計天津駐屯軍病院移轉費歳入出決算書	二〇
第六、行政委員及豫備行政委員選舉の件	一八一	一三、大正十一年度官有地拂下準備金歳入出決算書	二一
第七、民團出納検査委員選舉	一八二	一四、大正十一年度居留民團歳入出追加豫算	二二
第八、建議案	一八三	一五、大正十一年度居留民團歳入出追加豫算(第二)	二六
第九、大正十一年度第十六次居留民團通常會成績	一八四	一六、大正十一年度特別會計電氣歳入出豫算更正案	二七
一〇、中島議長閉會の辭	一八五	一七、大正十一年度居留民團歳入出總豫算	二九
附 録		一八、大正十一年度特別會計官有地拂下準備金歳入出豫算	四七
第一、諸車鑑札料條例中改正の件報告	一	一九、大正十一年度特別會計電氣歳入出豫算	四七
第二、雜種課金條例中改正	二	二〇、特別會計道路及下水噴渠築造工費歳入出豫算更正	五〇
第三、特別課金條例中改正	二	二一、特別會計下水噴渠及道路築造工費歳入出豫算更正	五一
第四、天津幼稚園補助金増額の件	三	二二、大正十一年度通常民會要録	五三
第五、天津公立學校補助金増額の件	三		
第七、天津日本少年義勇團費補助の件	四		
第八、天津私立高等女學校補助金の件	四		
第九、土地買收の件	五		
一〇、埠頭築造に關する決議	五		
一一、大正十一年度居留民團歳入出決算書	六		
一二、特別會計天津駐屯軍病院移轉費歳入出決算書	二〇		
一三、大正十一年度官有地拂下準備金歳入出決算書	二一		
一四、大正十一年度居留民團歳入出追加豫算	二二		
一五、大正十一年度居留民團歳入出追加豫算(第二)	二六		
一六、大正十一年度特別會計電氣歳入出豫算更正案	二七		
一七、大正十一年度居留民團歳入出總豫算	二九		
一八、大正十一年度特別會計官有地拂下準備金歳入出豫算	四七		
一九、大正十一年度特別會計電氣歳入出豫算	四七		
二〇、特別會計道路及下水噴渠築造工費歳入出豫算更正	五〇		
二一、特別會計下水噴渠及道路築造工費歳入出豫算更正	五一		
二二、大正十一年度通常民會要録	五三		
(目次終)			



# 大正十二年居留民會通常會議事錄

第一日

大正十二年三月廿一日於公會堂議事室

## 議事日程

- 第一、民會議長選舉
- 第二、大正十一年居留民團事務報告
- 第三、諸事雜料條例中改正ノ件報告
- 第四、大正十年度居留民團歲入出決算
- 第五、特別會計天津駐屯軍病院移轉費歲入出決算
- 第六、大正十年度特別會計官有地拂下準備金歲入出決算
- 第七、雜種課金條例中改正案
- 第八、特別課金條例中改正案
- 第九、天津幼稚園補助金増額ノ件
- 第十、天津共育學校補助金増額ノ件
- 第十一、天津私立少年義勇團補助金ノ件
- 第十二、天津私立高等女學校補助金ノ件
- 第十三、大正十一年度居留民團歲入出追加豫算案
- 第十四、大正十一年度居留民團歲入出總豫算案

(1)

(2)

- 第十五、大正十二年度特別會計官有地拂下準備金歲入出豫算案
- 第十六、大正十二年度特別會計電氣歲入出豫算案
- 第十七、特別會計道路及下水噴渠築造工費歲入出豫算更正案
- 第十八、特別會計下水噴渠及道路築造工費歲入出豫算更正案
- 第十九、土地買收ノ件
- 第二十、埠頭築造ニ關スル決議案
- 第二十一、行政委員並ニ豫備行政委員選舉
- 第二十二、民國出納検査委員選舉
- 第二十三、大正十一年度居留民團歲入出追加豫算案(第一)
- 第二十四、天津日本青年會補助ノ件
- 第二十五、大正十一年度特別會計電氣歲入出豫算更正案

## 出席議員

百十一名

- |       |        |   |      |       |
|-------|--------|---|------|-------|
| 宮木政典  | 日高松四郎  | 那 | 茂行   | 高木正義  |
| 小林陽之助 | 川島範之   | 宣 | 崎豐   | 浦川昌義  |
| 永戸新五  | 平野善久太郎 | 岡 | 崎省藏  | 二本彦一  |
| 山内治平  | 小宮山繁   | 川 | 島貫明  | 藤崎四郎  |
| 白井忠三  | 牧尚一    | 佐 | 々木護邦 | 石田留吉  |
| 齋藤仙太郎 | 本野亨三   | 折 | 日民夫  | 長岡庄八  |
| 佐藤玖作  | 中尾秀之助  | 小 | 松幸次郎 | 小谷萬治郎 |

(3)

(4)

- |            |       |            |       |
|------------|-------|------------|-------|
| 植前香        | 川島鏡一  | 本田豐記       | 大賀龜吉  |
| 速水篤次郎      | 池田常太郎 | 森本光二       | 小平傳七  |
| 中西裕助       | 岩崎剛   | 玉井利三郎      | 阿部安之助 |
| 樽垣恭興       | 遠山猛雄  | 太田岩吉       | 今井楢三  |
| 三井龜吉       | 藤田語郎  | 田村多吉       | 黒澤兼次郎 |
| 河野康通       | 矢澤千太郎 | 西村博        | 眞藤兼生  |
| 赤山今朝治      | 梶野順次郎 | 石川通        | 兒島鷺磨  |
| 尾葉初藏       | 今井朝義  | 北野周次郎      | 竹内三一  |
| 石川勝敏       | 天田朝雄  | 大江田正彦      | 星野四郎  |
| 張式佛        | 大久保忠雄 | 中島盛彦       | 軒富道明  |
| 劉笑佛        | 孫廷珍   | 魏德元        | 劉向榮   |
| 馬聲亭        | 李文元   | 劉錫臣        | 于彩臣   |
| 鄭馨庭        | 林保增   | 胡善臣        | 張捷安   |
| 溝畑正吉       | 岳榮    | 胡廷章        | 伊政齊   |
| 大倉商事株式代人   | 宮崎房次郎 | 株式天津銀行代人   | 川島範之  |
| 和歌山皮革株式代人  | 連水篤次郎 | 株式大東銀行代人   | 何鏡擇   |
| 株式華石公司代人   | 中尾秀之助 | 株式三井物産株式代人 | 山崎文二郎 |
| 天津醬油株式代人   | 川島貫明  | 日本棉花株式代人   | 岡崎省藏  |
| 株式正隆銀行代人   | 藤崎四郎  | 東京建物株式代人   | 砂田實   |
| 天津土地建物株式代人 | 田村多吉  | 中華燐寸株式代人   | 大賀龜吉  |
| 株式合資平野洋行代人 | 鈴木小作  | 空閑實代人      | 黒澤兼次郎 |
| 山崎榮吉代人     | 山崎文二郎 | 大阪商船株式代人   | 赤山今朝治 |
| 株式大文洋行代人   | 天田朝義  | 日華製油株式代人   | 竹内三一  |
| 株式日本郵船株式代人 | 大久保忠雄 | 東亞煙草株式代人   | 石川勝敏  |
| 株式利中公司代人   | 好富道明  | 曲同豐代人      | 中島盛彦  |

## 出席議員

○議長(中島盛彦君) 例に依りまして、一言御挨拶致します。本日は只今まで御出席になつて居ります議員の数は、日本人九十名、内代人十九名、中國人十九名、内代人一名、でありまして、合せて百〇九名になつて居ります。然るに本會の議員總数は九百六十名でありまして、其内日本人五百十名、支那人四百五十名で此三分の一の出席に因つて開會が出来るのでありますが、九百六十名の三分の一即ち三百二十名に對して尙ほ二百一十一名の不足であります。前回の臨時民會の例に依るに、九時過ぎもお待ち居つたこともありますが、只今の不足數から觀ますと今夕は到底開會は出来まいと考へますので、寧ろ只今之を流會と決定した方が、好

いさ存じます、其だ御出席の方々に對しては御氣の毒でありますけれども、今夕は流會を致しませぬ、明晩は午後七時より開會することにありますが、何卒當つて御出席下さいませうに御願致します、重ねて申し上げますが、最初の一日流會になります翌日から定数の如何に係らず、會議を開くことが出来るのでありますから、何卒左様に御出席を願ひます、之を以て散會を致します

第二日

大正十二年三月二十一日於公會堂議事室

出席議員

百五十五名

- 宮木政央 矢澤千太郎 小宮山 繁 檜垣 恭典
小林陽之助 藤江眞文 田島 勉 牧 尚一
佐藤 政作 白井邦太郎 浦川昌 義 小暮時次郎
中島盛彦 黒澤兼次郎 日高松四郎 横山慶之助
三澤元助 中原定雄 高木正 義 小平傳七
川島範支 速水篤次郎 植前 香 好富道明
小松幸次郎 岡見政五郎 岡崎省 藏 大久保忠雄
花里初太郎 森川照太 佐治 爲 壽 篠本幸太郎
中西裕助 櫻井直治 藤原 次 作 千 葉 初 藏
橋本國三郎 部 茂 行 藤原 一 白 井 忠 三

(6)

- 黒澤芳之助 桑原 謙 助 眞藤 兼 生 阿部安之助
三文字園五郎 川島 貫 明 玉井利三郎 折目民夫
清水米藏 藤田 語 郎 上野 藤 三 渡邊辰夫
北野周次郎 西原 彦 治 大賀 龜 吉 千田清三郎
山内令三郎 赤山 今 朝 治 貞森利一 鈴木藤三郎
今井 茂 竹内 三 一 平井久一 遠山 猛 雄
小谷万治郎 柳田 重 治 阿部 政 吉 中村 博 海
永安平吉 笠崎 實 壽 鶴野梅三郎 銀治 靜 一 郎
太田 岩 吉 秋田 重 治 郎 土岐 正 直 三井 龜 吉
森本光二 清水 幸 三 郎 金子嘉一郎 星野 四 郎
石原 秋 朗 尾崎 實 剛 山内 治 平 太田 利 三 郎
本田 豊 記 岩崎 鐵 治 松原 秀 三 柏 井 光 彦
平野喜久太郎 渡邊 鐵 治 石川 亨 三 酒本 勇 四 郎
天田 朝 義 太田 丘 平 宮崎 勇 雄 吉田 房 治 郎
上田 良 有 楠 德 市 李 賀 甫 張 捷 庵
田中 鑄 太 郎 黃 祈 泉 張 捷 庵
張 式 湘 趙 樹 聲 伊 政 齊
許 景 泉

(5)

- 東亞煙草株式代 中華燭寸株式代 黒澤兼次郎
株式華石公司代 株式天津銀行代 川島 範 支
大倉商事株式代 合資利中公司代 好富道明
合資平野洋行代 合資岩崎吳服店代 岡崎 省 藏
日本郵船株式代 合資岩崎吳服店代 松原 藤 次 郎
天津醫油株式代 八木商店代 中島 常 介
溝畑庄吉代 宮崎房次郎 柴田千賀代 清 水 米 藏
富成一二代 藤田 語 郎 田村多吉代 藤田 語 郎
中村ヒサ代 野上 一 浪 保科 義 平 代 大賀 龜 吉
空閑 實 代 赤山 今 朝 治 三菱商事株式代 武部 勇 治
大阪商船株式代 山崎文二郎代 山崎ヒサ代 相原 俊 夫
山崎 榮 吉 代 永 安 平 吉 正村 幸 吉 代 山崎 文 二 郎
谷川ミチエ代 河井ヨシ代 明石千代代 永安平吉
河川ケイ代 多比良タケ代 阿部 政 吉 伊丹カツ代 阿部 政 吉
多比良タケ代 阿部 政 吉 井藤 ハル 代 阿部 政 吉
榑谷ミネ代 阿部 政 吉 小松崎千代松代 三井 龜 吉
松田梅松代 三井 龜 吉 益守信暢代 三井 龜 吉

(7)

- 江商株式會社代 松原 秀 三 株式大文洋行代 天田 朝 義
川勝定市代 水田 三 郎 會社天津太郎代 中田 常 一
出淵仲次代 竹内 繁 喜 中田 常 一

○議長(中島盛彦) (拍手起る)一寸御挨拶致します、是より第十六次通常民會を開くことに  
なりました、毎年の例に致しまして豫め監督官から召集の辭があることになつて居りますけれ  
ども、吉田總領事には生憎豫め監督官から召集の辭が少く遅れること云ふ御話であ  
ります、何れ御出席の上で後刻召集の辭を承ることに存じます、其間に於て、十二年度の本  
會議長の選舉を行ひたいと存じます、本夕の出席議員は總數百三十八名、日本人が百二十八  
名内委任狀三十六名、支那人十名の出席であつて委任狀は無いのであります、御承知の如く昨  
晩流會を一回やつて居りますので、法規の上から申すに茲に愈會議が成立した次第であります  
從つて是より議長の選舉を行ふことに致します

○鈴木藤三郎君 私は議長の選舉に關して一言申し上げたいと思ひます、本年の議事には種々の説  
があり、種々の問題もあり且つ複雑なこともあり、其間から可成簡單に議事の進行を圖りたいと  
思ひます、其理由からして私は現議長の中島盛彦君を議長に致したいのであります、要は選  
舉を爲しても唯複雑ならしむるだけであり、第二の理由としては人格識見兼備の中島君であり  
ます、又財界に於ける信用名望もまた中島君であります、此中島君を議長に致して以て御推薦  
あらんことを希望致します (拍手起る)

○副領事田島潤君 (拍手起る) 議長選舉を行ふに方しまして、其立會人として藤江眞文君、好

富通明君の二名に御立會を願ひます  
○小林書記長 一寸選挙に就て御注意致しますが、唯今選挙用紙三枚袋を配布致します、其袋の外に名刺を一枚御付け下さいます様に御願ひ致します  
(吏員選挙用紙を配布し投票を行ふ)  
(投票を終つて開函投票数を調査)

○議長(中島盛彦君) 一寸御諮り致しますが、投票の数と出席者の数と突合はせまされ、少許の不足になつて居ります、何方か投票機になつては居りませぬか  
(此時支那議員一名名刺を持参す)

○議長(中島盛彦君) 一寸御諮り致します、先程申し上げました投票数と出席数との不突合の点であります、出席者百二十八名のところ投票数は百二十一枚であります、従つて十七枚の差が出来て居りますが、是は多分出席された方が受付の方に御届になつて、後から御歸りになつたものと思ひます、是で有効と認めて差支ありませんか  
(異議なしの聲起る)

○議長(中島盛彦君) それでは御異議ないか認めます  
(小林書記長投票を明瞭、宮本書記長探査)  
○議長(中島盛彦君) 是より開票の結果を書記長から報告致します  
○小林書記長 全体の票數百二十一票の内

中島盛彦君 九十八票  
藤田語郎君 三票

(10) (9)

藤江眞文君 三票  
遠山猛雄君 三票  
竹内三一君 二票  
上野壽君 一票  
森川照太君 一票  
岡崎省藏君 一票  
好富道明君 一票  
無効 一票

合計百二十一票であります

○議長(中島盛彦君) それでは議長に中島盛彦君が當選致しました(拍手起る)  
○議長(中島盛彦君) それでは御挨拶致します、選挙の結果として私が大正十二年年度の民會議長を勤めることになりました、多數皆様の御推挙に預つて、再び此光榮に浴することは洵に難有感ありますが、併し御承知のやうに此不肖の身を以て御役に立たないにも拘らず、又當地には古くから多數先鞭の士が在らせられるにも拘らず、永く此議長席を汚すことは、實は本意では無いのであります、希くば此機會に於て新議長と交代致したいと考へて居りましたが、計らずも再び當選した次第であります、之を御辭退することは無論言ふべくして行はれないことと思ひます、又昨年私が推挙されました時に、何人であつても選挙の結果として當選したものは必ず就任しなければ可ぬと云ふ事を申して居るのでありますから、私も深く引續いて皆様の御意思に従ふことに致します、本年は御承知の通りに重要な議案もありませんし、従つて段々御

出席の方も殖んで、此議場も賑かになるだらうと考へます、議長としては、議員である方々に大に御出席を願つて、さうして熱心に、此の年一回しかない會議の議案に對して思ふ存分に御討論を願ひたいのであります、私としては衷心之を歓迎する次第であります、而して租界行政の爲めに充分の結果を齎らすことが出来れば御同慶に堪ない次第であります、私が議長を勤めるにしても、昨年の例もあり、種々の失態を演ずるかも知れぬ、又た素顔が目撃になつて嘲笑の的になるかも知れませぬ、が何卒よろしく之を以て御挨拶に替へます、是より暫時休憩を致します(拍手起る)  
(午後九時四十五分休憩)

○午後十時九分再開  
○議長(中島盛彦君) 是より開會を致します(拍手起る)先程御断りして置きましたが、是より吉田總領事召集の辭を御述べになります、何卒御清聴を願ひます

○總領事(吉田茂君) 天津民會の召集と云ふことは私としては初めてありますが、私は當地に來てから其日淺く、天津の事情も解らず、従つて民會の從來の經過慣習等に就ては能く存じませぬが私として考へて見ますと、民團の事業として、近くは先づバンドの築造、萬國橋の築造をしなければならぬ、此バンドを築造することは天津の第一事業として考へて居ります、此バンドの築造の出来ることに依つて萬國橋の築造が起り、従つて船が日本租界に着くことが出来る、バンドが出来ると、船が日本租界に來ることを土台として、日本租界の總ての經營の基礎が定まるのでないかと私は考へて居ります、第二は土地の買収問題であります、是は貸主の關係もあり、營利會社としての計算もありません、吾々の希望するが如く簡單に行かない、唯今の民團としては、如何に交渉を開くか云ふことに就て考慮中であり、土地建物會社

(12) (11)

としても天津の日本租界の一在留民であれば、驕りが附くと思ふけれども、建物會社としては種々の關係があつて、簡單に行けないのであります、今日は將來に於て解決が出来たらうと云ふことを希望するに止まる譯であります、是も差迫つた一の問題でありながら、此民會に懸けるこの出来ないことは遺憾であります、是は今申上げた次第でありますから、可然御了承を願ひます  
次に學校の補助金問題であります、總て私立であつて、幼稚園から青年會の學校、女學校等もありません、是は是非補助すべき義務もありません、個人の事業として許した斯う云ふ教育事業に補助する以上は、民團として監督すべき責任もありません、女學校の如き將來民團自身が引受けなければならぬと考へて居りますが、是は直ちに云ふ譯にも行かぬであらうが、將來何れにしても其必要がありませう、事業の性質から考へれば、幼稚園にしても青年會の學校にしても、一歩進んで民團自ら經營しなければならぬ時機が來やしないかと考へるに充分な補助もしなければならぬと思ふ、補助する云ふことは即ち監督と云ふ意味になるのであるから、將來を能く御考へ願ひたい、教育の事業は厄介な事であつて、子供の教育に云ふことを親として考へて見ますと、此海外に來て居る子供の教育は余程氣に懸るものであります、私自身が子を持つて考へるのであるが、海外に居る子供には同情に堪へないのであります、其他に本年の事業として道路其他種々の事業もありません、是等は各諸君の充分なる監督に注意が、此租界を改善發達せしむる譯でありますから、充分の注意を希望を加へられんことを希望して居りますが、それと同時に、民會の時間も限られた時間であり、各自勝手な熱を吹いて居つては却つて其効を收めぬ、其効を收めるには宜しく黙辯は御免を蒙りたい、吾々も斯うして、御互に多用の時間を削いで來て居るのでありますから、徒らに議論をす

る云ふことなるも、吾々は勿論のこと、諸君も御迷惑のことと思ひます、(拍手起る)  
 差控を願ひたいと思ひます、今晚の閉會の辭として一言希望を述べ置きます、(拍手起る)  
 ○議長(中島盛彦君) それでは議事日程に先立ちまして、例の如く一言希望を述べ置きます  
 會議の規則に就ては御承知でありませうが、此議案に對する審議の場合には、何うしても質問  
 を先にして頂きまして、討論に入る云ふ順序に御願ひ致したい、是だけは豫め御留意を願ひ  
 ます、で議事日程は御手許に廻はしてありますから、朗讀を省きまして、先づ第二の居留民團  
 事務報告、第三の諸車鑑札料條例中改正の件報告、此二案を一括して議題に供したいと思ひま  
 す、御異議ありませんか  
 (異議なしの聲起る)

日程第二 大正十一年居留民團事務報告  
 日程第三 諸車鑑札料條例中改正の件報告

○議長(中島盛彦君) それでは日井行政委員會議長  
 (日井行政委員會議長登壇) (拍手起る)

○行政委員會議長(日井忠三君) 第十六次の通常民團開會に方り、例の如く過去一年間の民團行  
 政事務の概要を御報告申し上げます、私は昨日來咽喉を痛めて居りますので、遠方の議員には御  
 聴苦しいか知れませぬが、御勘辨を願ひます  
 事務報告は昨年十二月末日迄のものは印刷に附して、御手許に配布してありますが、其内の重  
 要なる事項に就て、少し御報告申し上げます、先づ一般の民團の通常事務の中、財務に關するこ  
 とは、昨年の租界の状態は御承知の如く不景氣でありまして、課金の徴收状態の如き困難であ

(18)

つたのであります、乍併、幸に吏員の奮勵に依りまして、各種の課金も畧々豫算に近く、寧ろ  
 多少宛増收の結果を得て居ります、唯此種課金、特別課金に於て約一萬弗の減收を見ました、  
 是は無論不景氣の結果であります、併し一面支那業者の税金その他手数料云ふものには、  
 吏員の特別の勉勵が現はれて居りまして、各種の課金の通算は増收の結果になつて居ります、  
 此機會に於て一寸總ての課金が、何う云ふ風に日本人支那人の居留民に於て負担されて居る  
 か云ふことを申し上げたいと思ひますが、民團課金に申すに土地課金、家屋課金、取得課金、  
 營業課金の四種類で其の負担額は、昨年末に於て日本人は七萬六千弗、支那人は五萬弗負担し  
 て居ります、之を最近の居留民の數に割當てると、日本人は一人當り十五弗二十仙、を負担し  
 て居るのであります、支那人は此租界内に二萬人の住民があつて、一人當り二弗五十仙、即ち  
 日本人の六分の一を負担して居ることになります、而して事實課金を負担して居る人數は、日  
 本人八百三十一人、支那人千二百九十六人でありまして、而して實際負担して居る割合は、日本  
 人一割六分七厘弱、支那人六分五厘弱云ふ風になつて居ります、御承知の如く十一年度には  
 大分更めましたので、一昨年度に比較すると、日本人も支那人も負担が殖へたことになつて  
 居ります、十一年度に於ては支那人は一人當り一弗七十仙、日本人は十一弗三十仙云ふ比例に  
 なつて居ります、實は今晩支那の議員諸君が歸つて終ひましたから、申上げる上に張合が無いの  
 であります、日本人支那人の負担割合が何う云ふことになつて居るか云ふことを調べて  
 置いた次第であります  
 それから租界の教育事業であります、教育事業に申しても、民團が直接やつて居る小學校の教  
 育であります、是に就ては本年度は別段御報告申上げるやうなことは無い、入學児童數は前

(14)

年に比して少しく減つて居ります、昨年迄は二年に一教室宛増築を要すると思つたが、今年  
 それが無い、けれども校舎の増築以外に改善が必要とせられて居りますけれども、是云  
 ふ改善も昨年中に行はれて居ない、唯療養の設備が出来て兒童の衛生状態に良い影響のあるこ  
 とに存じます  
 次に租界の衛生事業も取立て、申すことも無いが、昨年は傳染病の發生した數が前年に比して  
 余程減つて居ります、十一年度には四十九人の傳染病患者が發生したが、昨年は虎列拉患者もあ  
 つたに拘らず三十四人に減じて居ります、此數だけに因つて論定することは困難であるかも知  
 れぬが、租界内の下水工事が次第に完成せられて行きまして、租界内の衛生状態が好くなつた  
 結果、此數字が現はれたとすれば結構なことでありませう、茲に遺憾なることは死亡者の數は百  
 分率に於て悪くなつて居ります、是は事務報告書を御覽下されば判りますが、一昨年一割八分  
 の死亡者が、昨年は一割強云ふことになつて居ります  
 次に民團事業の重要な土木事業は、甚だ遺憾なる關係から、既に諸君も御承知の如く種々の  
 方面から民團の當路に向つて數々の批難攻撃のあつた譯であります、事實昨年の民團の土  
 木事業云ふものは現はれました結果に於ては不成績であります、洵に申譯も無いと同時に  
 遺憾の至りでありませぬ、乍併此原因は奉直戰爭の爲めに、貨車の供給が不充分になつて石材を  
 得ることが出来なかつた云ふことが、此土木事業の不振であつた最大の原因であります、是  
 は行政委員達の申譯では無い、事實篤き事情を御聴き下さるに御了解が出来ると思ひます、  
 材料を得ることが出来ぬ爲めに、昨年團債の協賛を得たにも拘らず、此金を充分に使ふこ  
 とが出来なかつた、是等の点に就ては豫算案の時に各係りの委員から御説明致します、要する

(15)

に租界各般の現状は不成績で、尙不振の状態に申したいのであります、乍併他の一面の仕事を  
 しては當民團開始以來未曾有の事があります、日本租界史上特筆大書すべき事があつたのであ  
 りませぬ、それは御承知の如く、第一は多年懸案であつた電氣の團營が昨年に行つて實行されたこ  
 とであります、此團營の實行に就ては諸君も御察しでありませぬが、隨分種々の困難がありま  
 した、從つて引續の途中に於て停電があつた云ふ苦情もありましたが、苦情を受ける民團の  
 當路者は此處に簡單に申されぬ苦勞を致しました、殊に困難を感じたことは注文した材料  
 ——獨逸のメーテル材料が運んで居らず、料金の徴收に大變な違算を生じて居ります、又最も困  
 難なることは諸君の電燈料金の御負担額が殖へて居ること云ふことであります、是は新聞紙上  
 でも議論されて居りました御承知の通りであります、是は電燈料金の徴算の際に、諸君の疑念に  
 關して出来るだけの答辯もし御承諾を受けなければならぬ、斯の如き困難を重ねて電燈の引續  
 は無事に致しましたけれども、メーテルの運着云ふことから、將來の料金の制度に就て御相  
 談致したい云ふ立案がまだ出来ぬ、斯うして計算が取り得られる云ふ確信を得ませぬの  
 であります、是は電氣の豫算の時に詳しく申上げたことになつて居ります  
 第二の民團の重要事項に申すは、臨時民團に於て申上げた低利資金の成立であります、第三は  
 總領事から御話のあつた當租界の多年の懸案であつた萬國橋の改築、築港の建設云ふことは  
 愈十一年度に於て具体的に實現せしむべき機運になつたのであります、萬國橋の改築は既に決  
 定を経て、當地の領事團の會議に於ても此提案を認めて居ります、目下北京の外交團に於て此案  
 に就て研究して居ります、建設の費用も斯う云ふ風にして徴收する云ふ案も出来て居ります  
 から、是が實現は近い中にあるのであります、從つて我租界に汽船の繫留を見ることも近い將

(16)

来でありますから埠頭の建設も近き将来にはなればならぬが是は民會開會の際になつたので充分な成案は出来て居りませぬが、建築費の調達の方法に就ては、國庫補助の諸願を爲めに決議案が提出されてあります、無論此問題の實行は數年度繼續の事業であります、十一年度に此問題も急解決の緒に就いた、是等は民會開始以來十六年の歴史中に特筆すべきことであります

それから昨年中に於ける各種の調査の成績を申し上げます前年度の如く頻りに調査してはございませぬが、課金の調査會は一年を通じて廿八回、事業調査會が築港問題などの調査、低利資金等の問題に就て十一回、國庫補助諸願委員會は十二回、教育調査會も前後三回開いて居ります、是等は行政委員會以外の調査委員諸君が熱心に調査の任に當つて頂き、行政委員の任務遂行の上御助力下さいましたことを御禮を申し上げて置きます、次は民團の法規關係のことであります、是は昨年外務省に申請中の民團法施行規則の改正で、昨年新聞にも出て居りましたが本年こそは何百人の民團議員が参集しなければならぬと云ふことが除かれて、吾々の希望して居る改正案が公布されるものと思ひます、民團の要望して居る不動産の登記法、是も昨年三宅参事官も御出になつて御調査もあつたやうでありますから、何等かの規定が公布されること、存じます、同時に民團は其登記法の公布に先立つて土地建物の臺帳を整理することが、一昨年来の事業であるが是は種々の事情から昨年度に於て完成を見ない、自然十二年度に於て是非完成すべく豫算に計上してあります

今一つは民團の課金法が甚だ不統一である、是は是非早く改善しなければならぬと云ふ事でありましたが、是亦種々の事情から昨年度に於て何等の成案が出来ませぬ、誠に一面に於て申譯の無いことではあります、十二年度の豫算に於て通常なる専門家に頼つて根本制度を立て、費ふことになつて居ります、其他租界局の事務の取扱振と云ふやうなことに就ても、本年は是非如何にか通常の解決をしたいと思つて、是等の点に就ても豫算に多少の考慮を加へてあります、何れ豫算の時申すことに致します

最後に申すことは民團の人事の關係問題であります、諸君も御承知の如く、我租界局の吏員の移動が年々激しいのであります、昨年にも十三人の新任者あると同時に、退職者が七人あつたのであります、其内辭職された人としては、我民團の初から十數年間勤続された田中理事が家事の御都合上退められたり、酒本理事が辭職されて、此二人が主なる人であつたが新任者としては片岡技師と最近に小林新理事長を迎へたのであります、民團事務の取扱振改善は新理事長の手腕に待たないで居ります、是は租界局の内部の吏員の異動であります、吾々行政委員の中にも海に御報告するにせよ、退任すべき事があるにせよ、それは申す迄もなく御察のこと、存じますが、議長代理の重職に居つた大木幹一君が刑事被告人として目下收監されて居る次第であります、同君の民團に盡された數々の功績は申す迄もなく御承知のこと、存じます、斯の如き民團に重要な功績のあつた同君が刑事被告人として收監されたことは無量の遺憾に堪へない次第であります、同時に同君の遺職と云ふ嫌疑に就ては、吾々行政委員は此出来事に對して可なり種々の責任を感じざるを得ないのであります、豫算中其内容に入つて斯う云ふ公開の席上に於て申すことは憚りたいと思ひますが、何れにしても同君が遺職被告人となつたに就ては行政委員としては德義上責任を感じること大なるものがあります、諸君の前に吾々の不明を申します、何と申しますか、總辭職を決定しては如何か云ふ議論も出た

のであります、任期も開際に盡きんとして居る、又丁度築港問題と云ふやうな重要な出来事もあり、段々進捗して来た際に、責任を明かにする爲に辭職する云ふことは、一面から考へて親切でないだらうと云ふ議論もあつて、オノ／＼と此民團の席上に於て諸君に見ゆることになつたのであります、併し吾々は充分の責任を自覺して居ることを申上げて置きます、以上十一年度の民團行政事務報告の概要であります、事務報告書と共に、唯今申上げました事の御承認を御願致します(拍手起る)

(藤田諸郎君登壇) (拍手起る)

○行政委員(藤田諸郎君) 私のは極く簡單であります、議案の第三、諸事雜札料條例中改正の件の報告であります、是は昨年の十月英國租界の提議に依りまして自動車の雜札料の値下げ、番號の統一を以て各租界が共通の相談をしたと云ふ事交渉がありましたので、行政委員會は至當に認めて、時の行政委員の乙竹君に御願ひして、十月十九日三十一日三回の會議に列席して、其報告は事務報告の六十九頁にありますが、詳しきことは申しませぬが、以前は自動車の雜札料が一月銀二兩、一ヶ年十八兩であつたが、之を共通にして原案通り一ヶ年七十二兩、三ヶ月二十兩とし、其次に自動自転車の方は以前は一ヶ年十二兩、一ヶ月一兩であつたが、今度は一ヶ年三十六兩、三ヶ月十兩と云ふことに替へました、又此諸君の自動車の雜札料は半額と云ふ案でありました、此等の規定の改正を實行するに就ては行政委員會は迷ふて居りませんでしたので、民會の決議を経て實行したいと考へて居つたのであるが、外國租界と共通に行ふ關係上、私としては甚だ不意でありましたが、到頭居留民團法施行規則の十八條に依つて、行政委員會に委任されて居ることを適用して行つた譯であります、其後に於て開業醫の自動車の

(19)

(20)

方は半額ではなく、普通通りに取ることに極つたのであります、此問題は極く簡單であります、民團法の十八條を適用する事を豫め吾々が反對して居つたが今度委員會が進んで行つたことは甚だ遺憾であつたが止むを得なかつた事を報告と共に申上げて置きます(拍手起る)

○中島徳治君 本日は行政一般に關する質問であります

(中島徳治君登壇) (拍手起る)

○中島徳治君 本日は當年初めて議員の席を汚します、従つて民會の慣習沿革等に就ては不案内であります、故に、吾輩から質問する事項が間違つて居るか判りませぬ、或は又私の誤解であるかも知れませぬ、近頃白井議長の御話もあつたが、松村君が新聞紙上で公開して質問された、私は一向不案内であるが、私と同様の質問を拜見したのであります、それに就て議長は續々答辯して居られた、それには若し此民會に屢々御出席になられて民會の事情に通曉せられたならば斯く間違つた質問がなからうと云ふことが書いてある、是は白井議長の御説であるか或は新聞記者の書誤りであるか知れぬが、若し議長が事實であるとすれば、私の不慣れた所謂経験の無いもの、質問は、より以上間違つて居ります、又より以上の御叱りを受けるか存じませぬが、新來議員の會得致しますやうな御答辯を煩はしたいのであります、私は此民團の一般行政に關して御願ひしたい、租界の公益上の見地から意見を伺ひたい、それは法規上、別けて民團の議決機關たる民會を如何に改善すべきやと云ふことは、十年の三月の請願で、大体に於て承知して居ります、併し本年二月の臨時民會の模様を拜見し、又昨晩今晩の模様を拜見して、民團議員の不熱心にも因るのであらうけれども、一面法規の不備に依る

(21)

ものご考へられる、是は至急考案しなければならぬものご考へます、行政委員の方は適當な請願をしてから本年中には改正が出来ると云ふ御話であるが果して本年度に改正になるべきものであるか、東京に御出の序に督促する位では、外務省でも解つて居りませうか、或意味から申すに冷淡であります、唯一旦請願をした後は其成行に任せて、改正案の降つて来るのを待つて居ると云ふのでは物足りないと思ふ、現に本年二月の臨時民會は流會に流會を兼ねて居る天津日報であつたか、支那人の半数は無権者であつた云ふことを麗々しく書いて居つた、無資格者が入つて重大なる民團の議案を論議することは民團の歴史を穢すものだご考へます、行政委員會は之に關して何等の辯明もなく、此民會を視ることに不誠實であると思ふのであります、年々歳々の民會に同一の議案でも之を議決するに云ふ相當の手段を盡すべき順序であると思ふ、此民會の制度に關して何れだけの御考を有つて居られるか、少くも現在の立法の範圍内に於ても、少し民會の議員を召集し、少し、此民會を活用する方法があるまいか、當路者に刺戟の無い場合、餘りに此民會が奮はないう行政委員、怠慢を生じ易い、是は人情の然からしむる所であり、又民會の議案を支那人に配布して、支那人が何う云ふ所の會得が出来るか、日本語を用ゐる議會に支那人の出で来ないのは當然であります、是は相當の理由を有しませうか、議案に譯文を附して配布せられることも一の方法であるかと思ふ、先づ以て日本の租界などは他の市街と異つて、專管居留地であるから、日支人の關係は一家族の如く同一の釜の飯を食つて居る以上、支那人の利害を考慮されて、共存共榮の實を擧げる御考は無いのであるか、更に進んで之を改善する方法に就て行政委員に何等かの意見があれば承りたいと思ふ、次に行政委員會は昨年三月に任期の延長を以て半数改選で糊塗に努める御話をされた云ふ

(22)

ことを聞いて居りますが、現在の行政委員の制度は適當のものであるか否や、行政委員會が半数改選若くは任期を延長する云ふ改正を以て民團が完全になり行くものであるか云ふことを伺ひたい、近頃天津に來て各種の問題に觸れて種々考察して見ますが、行政委員の制度は完全のものであるか云ふことに就ては疑念を有つて居る一人であります、誠に委員諸君は識見高く智識階級の人であり、私は敬意を拂つて居りますが是等の方は行政委員の誇りとするべきであらう、土着の人も居られるが一時の置掛の人が多いのであります、是は實際御氣の毒な話であつて是等の人があるために何れだけ有利に行政が進んで居るか云ふことを感謝して居りますが、會社商店の代表者も申しますが、腰掛で居られる方も行政の施行を一任して居る以上は、土地に土着の方(此處處取れず)無い腹も擇られるやうなことが起る、今日一々此席で指摘することは致しませぬが、先づ道路下水の整理問題、又は賑街の移轉云ふやうなことも、今日の有様は何ういふものであるか、是等に就て統一せられた案を有つて居るか云ふことを伺ふのであります、電燈問題の如きも當初の設計に關係のあつたものご考へます、總て租界の行政に就ては各國租界に對して批判するものありご考へます、昨年はお互に遺憾ながら遺憾ながらで済んだが、不正事件も起つたり、又本年は遺囑問題も持上つた、當面の人は何うであるか否か申す譯ではないが、殆ど夜に日を繼いでの御勸諭は感謝する所であるが、乍併指導する者が租界の民團經營に適合して居ない以上は、制度を變更しても好結果を得ることは困難であらうと思ふ、行政委員諸君は行政委員の任期を長め、半数改選を行つて、それで行政が完全に立行く云ふ御考を有つて居るのでありますか、他に此の制度を變改してより以上の成績を擧げる云ふ御考は無いのであるか之を承りたい、要するに日本の固有の習慣制度

(23)

を無視して、外國から持つて來た自治制を布かう云ふやうなことは今日の弊害を有つて居る所以で、好くすれば海外發展云ふけれど、種々難多の居留民が一時的腰を据つて居る所に於て、立派な制度を適用することは、制度其物が好過ぎて居るのではないか、玉盤の上に糞土を積んだやうなものでなからうか、是等は監督官が御研究もあると思ふが、内地の如きは上級官廳が専屬して監督して居るが、當地の行政に就ては外務省の監督であります、斯う云ふ点に於ても賢明なる監督官は御研究の結果ではありませうか、是等も外務省の方針に依つて派遣された官吏の心は専門的の事に及ばぬと思ふ、此点も監督其人に對しては多少の缺點のあることは當然で、本體の制度に於て之に應じて行きて得べきものか大に考へべきであります、行政委員諸君の御熱意には感謝するが、唯行政委員の任期を二年延ばして、半数改選に改めるだけで完全になるか云ふことは疑問に思ふ、是も行政委員の御意見を伺ひたい

(是迄に議長より簡單にこの注意を受ける。三度)

第三には行政委員長の意見を伺ふ云ふことは適當であるか否かと思ふが、乍併民團施行法にも民會は公益に關する意見を提出することを得云ふ規定がある、一應是は意見書を提出するか行政委員の御研究を願つて御案を願ふことが出来る性質のものである以上、行政委員の意見を伺ひたいのであります、それは領事裁判制度の問題で、唯今は變體的規則の下に應用されて居る爲めに、此制度が今に違つて居るが、私共も諸君も矢張り日本皇帝陛下の赤子であります、日本に居ります以上は憲法の恩典に浴して相當の國民の一人であります、一朝海を隔て、海外に來るこゝれも多少考へなければならぬが植民地に於ては到底内地の法規に同一に律することは出来ないから、或点迄忍ばなければならぬが、當地に於て裁判を受けるに於て

(24)

も憲法に違反して居るのではないが、正確なる権利を有するものであります、然るに當地に於ける裁判に内地に於ける裁判とは異なる體であります、民團法も既に施行以來餘程年數も経て居る、又世の中の思想も違つて居りますが、尙領事裁判の制度を受けなければならぬ云ふことは餘程時代が異つて居ると思ふ、是等に關して行政委員諸君が如何なる御考を有つて居られるか、三宅參事官は領事裁判撤廢の意見の所有者である云ふことを聞きました、それを以て見ても領事裁判の撤廢は主張しなければならぬ、而かも領事裁判撤廢云ふよりも寧ろ領事館に對して氣の毒な法令であります、其途にあらざる人が其途に當つて居る、骨を折つて官吏生活をして居る以上は仕方がないにしても御氣の毒の至りであり、是に就て是非專屬司法官の派遣を乞ふ御意見が無いが、警察權を領事官が掌る云ふやうなことも自然消滅するものであります、も一つは領事の有つて居られる所の退支命令

○議長(中島盛彦君)一寸御注意致しますが、議題に大分に違さかつて居りますが、他日書面に依つても御提出を願つては如何うですか

○中島盛彦君 是は行政委員會に申すことは不向のやうであります、退支命令云ふことは先年日本にあつた保安條例も同じで、此法律の出來た當時のことは、日本の國是外交に障礙を起す場合であつたに存じて居ります、悪いことを爲さなければ何等心配も無いのであるが、乍併雲水が一夜の宿を求めぬ如く私共當地に参りまして先づ第一に領事館を頼り、嫌がりに歸る如く信頼して事業の方法も承りたいと思つて参りましたが、然るに今日では領事館の關が高い、さう云ふ感を懐くのは何う云ふ点から來たのであるか、先づ事勿れ主義で、新聞社の方に聞いて見ても(此處處取れず)租界の一般がさう云ふ気分である云ふことは面白くない行政委員

諸君は之を請願するか、適當な方法を以て之を改善する御考は無いかを御伺ひ致します。

(拍手起る)

○行政委員會議長(白井忠三君) 中島議員の御質問に簡單に御答致します。民團施行法の改正の請願に關する督促を必要がないか云ふことを御話になりましたが、私は少くも本年中に公布されることと思つて、公式に民會の決議を建議案として督促する必要が無いと存じま

(26)

しても、それは殆ど法規の上から何う云ふことも出来ない、寧ろ天津居留民の一致が要求するならば居留民大會でも開いて決議すべきものであつて、民會に於て議るべきものでないを考へ

○議長(中島盛彦君) 他に御質問ありませんか。

○中島徳治君 唯今の高條は能く拜聴して判りましたが、あとの二ヶ條は行政委員として出来ぬ云ふも、民會は公益に關する提案が出来ない云ふのであります。

○議長(中島盛彦君) 外に御質問ありませんか。

御質問も無いやうでありますから、附議して居ります第二第三の議案を報告通り承認して差支

御賛成を認めます、大分本日は暗くなりましたから、是で閉會致します、明晩は午後八時から

開會することに致します。(十一時廿七分散會)

第三日

大正十二年三月二十三日於公會堂議事室

出席議員

百貳十六人

- 宮木政典 矢澤千太郎 山内治平 收 尙一
仲野源次郎 桑原謙助 小宮山 繁 池田常太郎
川島賢明 速水篤次郎 黒澤兼次郎 日高松四郎
本田豊記 平田謙三 貞森利一 白井忠三
森川照太 小平傳七 太田利三郎 中西裕助

(27)

- 田島正 高木正 岡崎省藏 中尾秀之助 藤崎四郎 三文字圓五郎 清水米藏 玉井利三郎 藤江眞文 藤田眞文 西村博 西原彦治 川島範安 平井久一 星野順次郎 三澤元助 山内令三郎 鷺田小平治 吉田房次郎
島田信一 檜垣恭興 遠山猛雄 永安平吉 高橋勝次郎 好富道明 江藤榮吉 塚原録次郎 小島八藏 天田朝義 眞藤粟生 篠本峯太郎 清水幸三郎 植前香 渡邊鐵治 柏井光彦 上田良有
依田正義 折目民夫 平野喜久太郎 星野四郎 三井龜吉 小谷萬治郎 鷗野梅三郎 花里初太郎 橋本國三郎 吉野久七 逸見常藏 千田清三郎 郡茂行 太田萬吉 諸岡三郎 龜澤省朔 龜邊辰夫 小林關之助
中島盛彦 阿部安之助 櫻井直治 小倉知正 中村博海 上野重次郎 秋田重次郎 藤井兵三 藤島次作 石川通 尾崎寅吉 大久保忠雄 竹内三一 鈴木藤三郎 富永實堅 鍛冶靜一郎 太田岩吉 張式湘

(28)

- 王 鳳 翔 天津醬油株式代 大倉商事株式代 東亞煙草株式代 三井物産株式代 足立喜藏代 木村ラク代 正村幸吉代 小松崎千代松代 益守信暢代 田村多吉代 株式華石公司代 株式華石公司代 合資會社 岩崎吳服店代 日本郵船株式代 株式天津銀行代 張玉東代
川島貫明 連水篤次郎 中島盛彦 岡崎省藏 櫻井直治 小倉知正 永安平吉 三井龜吉 三井龜吉 三井龜吉 藤田語郎 中島徳治 松原藤吉 大久保忠雄 川島範安 得重又一
山尾美津代 中華講社代 瀧畑庄吉代 和歌山皮革株式代 株式隆銀行代 谷川ミチエ代 株式利中公司代 松田梅松代 富成一二代 清水喜十郎代 中村ヒサ代 株式大文洋行代 大阪商船株式代 川勝定市代
山尾市次郎 黒澤兼次郎 宮崎房次郎 中尾秀之助 藤崎四郎 好富道明 永安平吉 三井龜吉 藤田語郎 高橋兵三 野上一浪 天田朝義 竹内三一 水田三郎

○議事(午後八時五十分閉議)

○議長(中島盛彦君) (拍手起る) 是より開會致します。本日出席議員百四名でありまして、其内百三名は日本人、内委任状が廿五名、支那人一名、是より議事日程に入ります。最初に今日御手許に御題して置きました、日程第一、第二、及第三の此三案を一括して議題に供したいと思ひますが、御異議ありませぬか

(異議なしの聲起る)

日程第一 大正十年度居留民団歳入出決算

日程第二 特別會計天津駐屯軍病院移轉費歳入出決算

日程第三 大正十年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算

○小宮山 繁君 昨日の民團の事務報告に就て質問致したいと思ひますが

○議長(中島盛彦君) それは遺憾ながら御許しは出来ませぬ、唯今議案の宣告を致しました。是に依つて議事の進行を致します、一寸御断して置きますが、短い會期の間に長い問答をして居るに却々拂取りませぬ、昨夜の議事に關して御質問云ふことは議長として遺憾ながら許されませぬ

○小宮山 繁君 唯今議長の仰つたことに就て再び質問致します、民團の規定及報告に就て質問を發せんするに於て、唯今の理由に依つて發言を許可しない云ふことは、議長として正常の處置でないと思へます

○議長(中島盛彦君) 私としては正常の處置を考へます、唯今議案を附議したのであります

(80)

(81)

今日の議案に關係のない昨夜の議題に對して此處に討議することは出来ない、更には私は御前に對して御答致しますが、此議案に關係のあることに關して御質問は勿論差支ないであります、けれども殆ど民團の行政の範圍にも含まれて居ない、又唯今の議題に殆ど關係の無いやうなことを長く問答して居ることは議事の進行を妨げることになる、唯今も監督官から此点に就て御注意を受けたのであります、此御注意は御尤もでありますから、私としては斯う云ふ場合に於ける取扱を遺憾なきやうにしなければならぬと思へます、既に新たに議案を附議して居るにも拘らず、昨夜の事務報告に關して御質問なさることに就ては許すことは出来ませぬ

○小宮山 繁君 唯今質問する云ふことは、是から議事を附議する上に必要なるが故に、質問したいと思ふのであります、昨夜は十二時に乘込んで居つた爲に質問を止したのであります、附議するに必要なる質問をするので、範圍に於ては或は規定に反するかも知れませぬが、御許になつても差支ないと思ひますが

○議長(中島盛彦君) 議長として一旦宣告をした以上は貴君が如何様に仰つても發言することは許しませぬ

○行政委員(澤澤兼次郎君) 唯今の御話の中に昨夜の議案は一讀會である云ふことではあります、が、昨夜は既に承認確定して居ることを申し置きます

○小宮山 繁君 唯今昨夜の議案は承認可決云ふことではあります、事實でありますか

○行政委員(澤澤兼次郎君) 事務報告は二讀會又は三讀會がありませぬ承認可決のものであります

○小宮山 繁君 行政委員に伺ひます、大正十年度の民團課金の土地課金、家屋課金、取得課金營

業課金の四種の人數及金額以上の滞納者の處分の方法及び其結果並に同年度の課金の賦課を受けざりし人數を伺ひたい

○行政委員(澤澤兼次郎君) 唯今の質問に對しては數字に涉りますから、唯今控へて居りませぬ、追御答致します

○議長(中島盛彦君) 御質問ありませぬか (發言者なし)

それでは御質問が無いやうでありますから、此儘承認して差支ありませんか

○小宮山 繁君 是も數字に涉りますから書面なり何なりで宜しいから御答を願ひます、第一は土木の請負工事の區分、第二には日本租界の道路、暗渠及下水、是等の各間數當り何れだけ掛つて居りますが、其概算數若し御調査があつたならば英國租界の概算數も御示しになつて貰ひたい

○行政委員(澤澤兼次郎君) 小宮山議員の御質問は決算の御承認を受けるに必要ないと思ひます、豫算に對する決算の御承認を受けるのであります、今の御尋は決算に關係が無いと思ひます

○小宮山 繁君 現在に於てさう云ふことに就て確實に調査の數字が判つて居らぬのですか、租界局に來れば見せて呉れる云ふことではあります

○行政委員(澤澤兼次郎君) 當然出來て居ります、貴方の御質問に對する御答は出来るのであります

○議長(中島盛彦君) それでは三案を一括して承認することに御異議ありませぬか

(異議なしの聲起る)

それでは次に日程第四第五を一括して議題に供したいと思ひますが御異議ありませぬか

(82)

(83)

(異議なしの聲起る)  
日程第四 雜種課金條例中改正案  
日程第五 特別課金條例中改正案

(行政委員川島範三君登壇)

○行政委員(川島範三君) 唯今提案になりました二の議案に就て簡潔に御説明申上げます、此種課金の三業組合から民團に納める金額は、十一年度に於ては日本藝妓税二萬千圓特別課金一萬圓、營業課金二千圓許り、合計四萬二千圓云ふ金額になる、十二年の特別課金壹萬五千圓日本藝妓税一萬五百圓營業課金二千圓、合計二萬七千五百圓云ふものになります、而して此金額を四種の民團課金に比較すれば十一年度の此四種の課金は、十二年度の十二萬圓に比較するに二割七歩強に當つて居ります、土地課金の方を考へて見ると、日本租界に於て坪數が四十萬坪あると思ひますが、昨價四百萬弗で此の課金の方が二萬圓であります、是は實際に於ては五割を増すと思つて居ります、兎に角四十萬坪の土地に對して課金されたものは二萬圓ノコ／＼であります、三千萬圓の家屋に對する課税は二萬五千圓になつて居ります、尙ほ取得課金は日本人支那人共相當に有力な人が其中に居るのであります、一萬三千圓であります、營業課金は御承知の通り、是も支那人の營業者もあり、日本の商會社等もあるが、六萬三千圓に過ぎないのであります、尙ほ内地の種々の税金に當地に於ける各種の課金と比較すれば多くの税金は内地に比して低額であります、獨り三業組合の課金は低くないのであります、何故從來斯う云ふ風に三業組合の税が高つたか考へて見ますと、因襲に依つて久しい間踏襲して來たものと思へられるのであります、是は商賣積少稅額が高き嫌があつても、

(54)

それには書簡を申出たものも無かつた、尙營業課金は此料理屋などは、營業課金を納める上に、賣上花数には別に此の税金を課税されるので、結局一重になつて居るやうな嫌ひがあるものであります、斯う云ふ風になつて居りますのであります、此景氣が直つたらば、今日之を改正する考も起らぬのであります、御承知の状況でありますから、總て困難の状態である云ふことであり、然し此不景氣云ふこと計りでなく、他の税金を權衡を得て居ない云ふことを信じましたから、百分の五を百分の三・五に変更をしたい、尤も或る時機が来たならば廢したいと思ふが、其時機は行政委員會に一任して貰ひたい、而してそれに因つて減する金額は四千幾ら云ふものに過ぎないのであります、それから特別課金として遊興税を徵收することを昨年規定致しましたが、之は營業者が客から徵收することが不可能であつても徵收課金を民間に納めなければならぬ、滞りがあつても拂はなければならぬ云ふことになるので、百分の五は、掛倒れ云ふことを見込んで拂戻したのであります、事實不景氣で、百分の五では行けない云ふことでは十分の十に改正したのであります、それに依つて生じた差額は七百七十圓であります、何卒此原案に對して御賛成を願ひたいのであります

○議長(中島盛彦君) 御質問ありませぬか(發言者なし)

○議長(中島盛彦君) 御質問も無いやうでありますから、議會省署して可決確定して御異議ありませぬか(異議なし)呼ぶものあり)

○森川 照太郎 異議あり

○議長(中島盛彦君) 森川議員

○森川 照太郎 私は二議會を開いて貰ひたい

(55)

○議長(中島盛彦君) 唯今森川議員から、一議會を開け云ふ動議がありました、賛成の方は起立を願ひます

○森川 照太郎 異議あれば御聞きになるが本義でありませぬか

○議長(中島盛彦君) 聞く云ふことに賛成者ありませぬ、唯今は議會省署に異議ないか云ふことを御尋して居ります

○森川 照太郎 此私に異議あります

○議長(中島盛彦君) 採決致します、議會省署可決確定に御異議のある方起立を願ひます(起立者少数)

それでは賛成の方起立を願ひます(起立者多数)

それでは議會省署可決確定致します、次は日程第六、第七、第八、第九、及第十の此五案を一括して議題に供したいと思ひますが、御異議ありませぬか(異議なしの聲起る)

御異議ないと思ひます

日程 第六 天津幼稚園補助金増額ノ件

日程 第七 天津私立學校補助金増額ノ件

日程 第八 天津日本少年義勇團補助金ノ件

(56)

日程 第九 天津私立高等女學校補助金ノ件

日程 第十 天津日本青年會費補助ノ件

○壇垣 崇興君 民間は近き將來に於て高等女學校を設立する云ふ意思を有するを聞いて居ります、果して然らば幾何の經費を要するのでありますか、若し財政その他に就ての御調査あれば承りたい

○行政委員(黒澤兼次郎君) 此日程第六、第七、第八、第九、第十に就ては行政委員の方から一々御説明致しますから、其後で御意見を陳べて頂きたい、第一幼稚園補助金提案の要旨を説明致しまして、其後で御質問願ひます

○行政委員(日高松四郎君) 日程第六幼稚園補助増額に關して一通り申上げます、從來幼稚園に對しては民間から多年補助して居りますが、最近に於て年額一千弗を三ヶ年に亘つて補助することに決定して居ります、十一年度は其額に依るのであります、然るに近年諸物價騰貴の關係上、此補助を受けても尙ほ經常費が不足する爲め昨年からは月謝を従前の倍額二弗にして、それで増收を圖りましたが、それでも尙幾分の不足を生ずる云ふことで、未だ補助の期間中にも抑らず増額の請求をするこゝは心苦しいのであります、増して頂けば結構である云ふことでは、此請願が出ました、十一年度の豫算を見ますと總収入が二千六百弗云ふことになつて居ります、其内譯は十一年度は月謝が一十百弗、十一年度は一千九百弗、十二年も同様、それから十一年度に寄附されたものが五百弗、是も同額の寄附があるを以て五百弗を計上して、民間の方からの補助一千弗、それで二千六百弗云ふことになる、支出の方は三千五百弗になつて居ります、其内譯千九百弗が保母三名に對する俸給、是は以前は二十弗若くは三十弗位で資格の有る保母を雇ふこと出来たが、近來では僅な手當では雇ふことが出来ない、俸給も増さなければならぬことになつて、而かも三名の中に正式の資格はありませぬが、高等女學校を卒つて子供の好きな人があつて助手として雇つて居るやうであります、さう云ふ關係で千九百弗が給料として計上してある、千三百弗が遊戯用器具費、水波、校舍修繕費等が月百弗の割になり、ます、さう致しますと差引五百弗の不足になります、兒童は新に入るのは何名あるか判らぬが今迄は五十名から六十名位迄であり、幼稚園は此証にして置きまして、序に公立學校の事を申上げます、公立學校も多年補助して、十年度より五千五百弗補助して居ります、さうして生徒の現在の数は百八十名許りになつて居ります、本年は急に増へて四十名程の新入學者があります、此原因は同文中學と手續の聯絡が取れることになつて志願者が増へたのであるだらう云ふことであり、從來は數名宛増加して居りましたが、昨年百四十名であつたものが本年は百八十名を超へることになつたのであります、此學校の基本財産は八百弗餘り出来て居ります、皆特志家から寄附されたものであります、其寄附は基本財産として蓄へて置く云ふことで銀行に貯金して、其利子は經常費に使つて居ります、乃て十二年の大体の豫算は斯う云ふ事になつて居ります、收入の方が六千三百六十四弗、月謝は三弗、年四期に分つてあるが、是が四百弗、十一年度は三百弗であつたが、十二年度は四百弗徵收が出来るだらう云ふことであり、民間の補助が五千五百弗、それから教育慈善會云ふものがあつて支那人の特志家十五名集つて、月額十七弗、之は石炭を供給する云ふことに依つて、それが年額二百四弗、基本金利子が二百六十弗支出の方は四千八百六十弗が日支人職員九名、

(57)

それには書簡を申出たものも無かつた、尙營業課金は此料理屋などは、營業課金を納める上に、賣上花数には別に此の税金を課税されるので、結局一重になつて居るやうな嫌ひがあるものであります、斯う云ふ風になつて居りますのであります、此景氣が直つたらば、今日之を改正する考も起らぬのであります、御承知の状況でありますから、總て困難の状態である云ふことであり、然し此不景氣云ふこと計りでなく、他の税金を權衡を得て居ない云ふことを信じましたから、百分の五を百分の三・五に変更をしたい、尤も或る時機が来たならば廢したいと思ふが、其時機は行政委員會に一任して貰ひたい、而してそれに因つて減する金額は四千幾ら云ふものに過ぎないのであります、それから特別課金として遊興税を徵收することを昨年規定致しましたが、之は營業者が客から徵收することが不可能であつても徵收課金を民間に納めなければならぬ、滞りがあつても拂はなければならぬ云ふことになるので、百分の五は、掛倒れ云ふことを見込んで拂戻したのであります、事實不景氣で、百分の五では行けない云ふことでは十分の十に改正したのであります、それに依つて生じた差額は七百七十圓であります、何卒此原案に對して御賛成を願ひたいのであります

○議長(中島盛彦君) 御質問ありませぬか(發言者なし)

○議長(中島盛彦君) 御質問も無いやうでありますから、議會省署して可決確定して御異議ありませぬか(異議なし)呼ぶものあり)

○森川 照太郎 異議あり

○議長(中島盛彦君) 森川議員

○森川 照太郎 私は二議會を開いて貰ひたい

(87)

(88)

内一名日本人の給料、二百四十七名が便丁の給料、千二百二十名が校具他種費等百三十七名が校舎宿舎修繕料は収入と支出と一致して居りますが、此外に五百名増額の要求がある、是は宿舎に雨漏なき澤山あり、中が窮乏で温氣も多し衛生上良くない、それで空地の方の屋根の修繕もしなければならぬ、又校舎の一部を修繕しなければならぬ所があり、さう致しますと是が六百名程ありますが、五百名増額補助を願へば、百名は他の方で餘裕が出やうから、不足を補ふ爲めに五百名の要求が出て居ります、十三年度からは職員に對して多少の優遇をしたい、久しく増給もしないから増給する其方の財源に充てたいと云ふことになつて居ります、而して此學校の唯今の組織は尋常六年と高等三年になつて居りますが、尋常の初年と二年は支那語を教へ、三年になつて日本語一週三時間、四年に四時間教へて居ります、此義勇團は出来る當時は特志家の補助に依つて財源を求めやうと云ふことで特志家を求めると同時に、團員も希望者を求めて學校の六年以上を募集した、寄附は千三百名程交り、希望者は多い時は四十二名迄になつたが、現在は餘程減つて居ります、而して此集まりました金で、上に着る襦袢ズボン下などを買つて居りますが、帽子他不足品が種々あります、一人一切で二十三名掛りましたが、是は寄附に依つて支出されましたのであります、訓練に就ては上野隊長が訓練委員長となつて菊地中尉が毎週一回土曜午後訓練して居ります、唯今の所は主として規律的に團体的行動を取れることに訓練して居ります、運動會の手傳ひも、子供會には場内の整理をさせるか、子供相當の社會奉仕をさせることになつて居りますが、唯今ではまだ外に餘り訓練するだけの事件もなく、訓練する人が色々の差支がありますから、外の方面では充分なことが出来て居りませぬ、是は引續き寄附もあり財源を求めると會員組織にする云ふことも幾度も研究されて居りますが、財源が不確定であり、何れにしても困難が伴ひまして、出来ることなら民團から五百名補助して貰つて、他の不足は寄附に依つて、此五百名で足らぬだらうと云ふ譯で今晚の議題になつて居るやうな譯であります、此三案は唯今申すやうな次第でありますから何卒宜敷御審議を願ひます（拍手起る）

○桑原謙助君 唯今御何は致しましたが、唯今の天津に於ける義勇團の訓練は私の見る所に依るに、日々行はれて居るものと思ふ、學校で教育を受けるのが足りなくて、斯う云ふ義勇團を組織して居る、是は必ず必要なものであるか、それに就て御説明を願ひたい

○行政委員(日高松四郎君) 御質問に對して一通り申上げます、少年義勇團の訓練云ふことは小學校の教育と殆ど區別する事が出来ぬやうな点もありますが、尠からざる差もあると思ふ、元來教育云ふ事は小學校にのみ委して置けば完全に出来ない云ふことは無論であります、あらゆる方法を以て體育の訓練を行ななければならぬこと、此義勇團の訓練は小學校の教育が不備であるから之を補ふ云ふのではないが、種々の方法を以てやる云ふのであります

○桑原謙助君 唯今の御話に依るに體育上小學校に於ては物足らぬから尙ほ義勇團を組織して訓練する云ふことであるが、だぶつて居りませんかと思ふ

○行政委員會議長(日井忠三君) 義勇團と申すは讀んで字の如く、義勇的精神を養成するので是は學校でもやつて居りますが、學校の教育以外に此精神の下に作られて居ります

○桑原謙助君 異業領を得ましたが、肉體の訓練するに於て義勇團の團體を造つて訓練する、學校の外にさう云ふものを拵へることは如何かと思ふ、私は此義勇團なるものは省いて貰ひたい

(89)

(40)

ご希望して居ります、今青年にさう云ふ必要は無いと思ふ（拍手起る）

○江藤榮吉君 私は第七の共立學校に關して賛否を決する参考材料に聽きたい、共立學校は或は必要かも知れぬが租界内に居住して居る子弟の初等教育に關して根本教育に關して如何なる方針を抱いて居るか云ふことを伺ひたいのであります、之を聽かないと雖も理屈が多くなると思ふ、共立學校の組織は複雑であるが、共立學校が承諾すれば租界内の中國人の子弟も日本人の子弟同様教育を受ける御考があるか、それを伺ひたいのであります

○行政委員會議長(日井忠三君) 御尤な御質問であります、共立學校の補助程度は年々民會に於ては勿論行政委員會に於ても議論が出るのであります、支那人の初等教育機關を何の程度迄完成するか云ふことは全く問題であり、二萬の支那人があつて、其子弟を教育する學校が民團で造られても到底之に生徒の收容は出来まい、學校を造つても入つて來ない云ふことが一の議論であります、又支那人からも課税して居るのであるから、是非租界内に此教育機關も造りたいと云ふ希望もありません、然し何分日本租界と支那の街とは非常な距離のある離れたものでもないから日本租界の少くも幾層の内に支那人を教育する機關の必要が無いと云ふ一般の議論もある、是等の議論の結果は行政委員會に於ても出来て居らぬが、此共立學校を出るだけ補助を與へ、此學校に多く入つて來るやうにしたい、さうして生徒が多くなれば更にモツ補助をしやうと云ふ方針の下に今日迄進んで居ります

○江藤榮吉君 或人の説である云ふから行政委員の説が如何か判りませぬが支那人の學生が二百名あると云ふことは強き證據であります、又日本租界に學校を置いて支那人が生徒を送らないだらうと云ふことは強き證據であります、租界の方針がまだ決まらぬので、唯少しも良くなれば可い云ふことを行つて居られると云ふことは少し物足らぬやうに思ふのであります、重ねて伺ひたい事は之に關する主義方針を可成早く御決定になるか否かと云ふ事を伺ひたい

○行政委員(藤田語郎君) 唯今の支那人の子弟の教育に就ての江藤議員の説は御尤であります、租界に住んで居る支那人の有力なる人から投書がありました、それに依るに、課金を負担して居る以上は支那人も同様に小學校の設備をして貰ひたいと云ふ意見であつたのであります

○吾々としては來る十二年度の行政委員會に斯う云ふ有志者の御寄を願つて、如何にしたならば支那人の小學校教育が出来るか云ふことを研究することを申繼ぎたいと思つて居ります、若しそれが出来なければ共立學校では物足らぬから研究することを考へて居ります

○富永實賢君 唯今支那人から日本人と同様な教育をして呉れと云ふ御話があつた云ふことであるが、それは其だ支那人が間違つて居ると思ふ、さう云ふ希望者があれば小學校に入れたならば何うか、課金を納めて居るならば同じ學校に入れて可い、別の學校を建てることは到底出来ない、補助するに於ては善いことであるが、今年より來年補助を多くしても効果は上るやうに見えない、それで、少し學校を改良して幾分が日本の民團から補助したならばそれだけ効果の現はれることになつて貰ひたい、是が私の希望であります

○行政委員(藤田語郎君) 唯今の御意見では共立學校に入れた方が可い云ふ御説であるが共立學校と云ふものは如何なるものであるか云ふことを御承知ないやうであります、補助額を昨年より今年多くするそれだけ効果を現はす云ふことは、是は恐らく吾々も解らぬことであつて、是は富永君に於ても解るものでない、吾々も解らぬやうに思ふのであります、何うぞございませう

○富水 實業 學校は日本租界に過ぎない云ふことを申すのであります、日本の先生をもつて多く置いて名譽を何ぞか懸へたならば何うです

○江藤 榮吉 唯今の富水さんに御答致します、藤田委員から興味ある説明があつたのであります、本来の補助額は決定しないのであります

○行政委員(藤田語郎君) 承知致しました

○江藤 榮吉 唯今の富水さんに御答致します、藤田委員から興味ある説明があつたのであります、本来の補助額は決定しないのであります

○行政委員會議長(白井忠三君) 正直に申します、此案を出したのは行政委員会でなく共立學校の主管たる矢澤校長の案で足らぬ分の補助の申請に對して行政委員が採擇した云ふ恰好になつて居るので、行政委員が進んで案を立てる方が宜い云ふことになるから知らぬが結局當局の方針から申せば此案は極めて消極なるもの考へて居ります

○江藤 榮吉 唯今の御答辯で能く解りましたが、一言附け加へて置きたいことは其時機は容易に來ない、必要のある時機に於て種々の方針を樹て、うんこ共立學校を良くして貰ひたいと思ひます (拍手起る)

○行政委員(藤田語郎君) 江藤議員に御答致しますが共立學校は現在の所は取拂はなければならぬ運命に差迫つて居ります、何處かに移さなければならぬ云ふことになりまして、其時此問題を根本的に協議して見たいと思つて居ります

(行政委員藤田語郎君登壇)

○行政委員(藤田語郎君) 天津に於ける高等女學校の問題であります、高等女學校云ふ問題は一昨年の民會に於て教育調査會に御委任致しました、昨年度に於て現在天津には私立であるが、現在存立して居る女學校があるから此經過を見て新に方針を樹て云ふ御報告をしたのであります、所が昨年十一月廿四日付を以て總領事から此民團に向つて、現在の高等女學校は相當の考慮を要すべき問題であらう云ふ語問がありました、仍て行政委員會に於ては、此問題は研究すべき問題として教育調査特別委員會に附議して研究したのであります、其結果は民團に於て女學校を設立する云ふことであつて、現在の私立高等女學校の存在は認めない云ふことになりました、第一には然らば現在の私立高等女學校の生徒は如何にするか云ふことになつて、それは希望に依つて民團立の學校に收容する云ふことには決めたのであります、其方法としては現在の小學校の校舎の一部を利用して三學級でありますから十二年度十三年度の二少年は經營することが出来る云ふ案を立てたのであります、それを要する經費は約一萬六千圓許りであります、而して此決議を行政委員會に附議しました所が、行政委員會の方は大分異議を唱へる人があつて、余り必要論者もありませんが、行政委員會の決議としては現在の私立女學校に此補助を與へて民團立女學校問題は十二年度に於て研究する云ふことになつたのであります、其結果本年の補助は三千圓云ふことになつたのであります、吾々は教育調査會の一員として決議したことが一年間研究する云ふことになつたことは遺憾に堪へないのであります、三千圓の補助は本意では無いのであります、行政委員會の決議でありますから私は此説明の任に當つたのであります、出来るならば、此女學校は本年は三十名の生徒であります、が來年は四十名も新入學生を造るやうにしたい、此女學校も義務教育の延長である云ふ考へるものであります、此地に於ては至極必要であると思ふ、半頭の娘を手放すことは危険であり、殊に思想の變化し易い時でありますから、今年に於ては此補助だけであります、來年に於ては民團の高等女學校の完全なるものを立てたい云ふ希望を有つて居ります (拍手起る)

(4)

(41)

○檜垣 恭興 唯今の御説明に依れば、此高等女學校なるものは内地の高等女學校令に依つて御立になりますか、又唯の女學校なるものでありますか

○行政委員(藤田語郎君) 一々御許がなくして問答して宜しいか

○議長(中島盛彦君) よろしい

○行政委員(藤田語郎君) 二三年後は立派なものにする積りでありますが、今直ぐ文部省令に依る、専任教員を多數雇はなければならぬことになりまして

○檜垣 恭興 天津に土着の人なれば宜いが、轉任或は轉居する人もあり、或は北京其他の土地からも移住する人も澤山ありますが、唯今の説明に依る、一方から申すに宜しいが、女學校の生徒が若し轉宅の場合に於て女學校令に依らない爲に、内地或は關東州に參る時に他の學校に入れることが出来ない云ふことになりませぬか、も一つは學生の中には將來高等の學業を受けるものも多々あると思ふが、さう云ふ時に法令によらぬ爲に、入れない學校は何うしますか

○行政委員(藤田語郎君) 民團の學校でも高等女學校令に依らなければならぬが、それは僅な間であつて仕方無いと思ひます、芝罘の學校でも矢張りさうであります、天津に於ては少し進歩した理想に近い完全なものにする積りであります、一足飛に行ふことは如何うか考へますので、徐々やる積りであります、多數の協賛があれば別であります

○檜垣 恭興 民團の豫算は何の位になりますか

○行政委員(藤田語郎君) 一万二千圓から一万六千圓位で出来ると思ひます、十四年になるに何うしても建てなければならぬ

(44)

(43)

○檜垣 恭興 多少伺ひますが、唯今の高等女學校は現在迄何の位の基本金を有つて居るか

又教員配置云ふやうなことは

○行政委員(藤田語郎君) さう云ふことは女學校の高木さんが居られますから其御方に御説明願ひます

○議長(中島盛彦君) それは本人が隨意に説明することに於て貰ひます、他人が説明する場合は議長の許可を求めなければなりません

○檜垣 恭興 本年ではありませぬ十一年度の教員配置は何うなつて居りますか

○行政委員(藤田語郎君) さう云ふことは手前一向存じませぬ

○檜垣 恭興 一寸疑問が起るのであります

○行政委員(藤田語郎君) 十二年度に要する費用は何うか云ふことは判つて居りますが、昨年一昨年其他の事を御尋になつても吾々には解りませぬ、本年の豫算は能く御聞き下さい、修身の教師三百名、國語教師五百五十名、算學理科百三十名、音樂體操百名、裁縫手藝九十名、國語習字四十名、教員費百名、事務員三十名、合計一ヶ月九百八十名であります

○檜垣 恭興 全体何人ありますか

○行政委員(藤田語郎君) 専任ばかりですか

○檜垣 恭興 兼任もありませんか、若し小學校教員が居るに義務教育に影響するか云ふ心配致します

○行政委員(藤田語郎君) それは去年から聞いて居ります、茲に私は説明出来ませぬ、豫算は豫備費が千名、校舎借料小使給料其他諸雜費三千二百九十二名、合計一ヶ月一萬六千五百五十二名、是が小學校の校舎が使へるやうになるに二千六百二十名減少することに成ります、今年度は専任教

員一人を入れたい云ふことになつて居ります

○榎垣 恭興君 女學校には基本金も寄附金も無いのでありますか  
○行政委員(藤田語郎君) 天津の私立高等女學校には基本金があるか云ふことは存じませぬ、多分無いだらうと思ひます

○議長(中島盛彦君) 一寸御語り致しますが、大分細かい質問があるやうでありますから、協議會に入りたいと思ひますが、

○榎垣 恭興君 私も少し御尋致しますが、小學校の校舎を借らさう云ふことに就て小學校長に御交渉があつたのですか

○行政委員(藤田語郎君) それは小學校の教育に何等の影響も無い云ふ小學校の校長の意見に依つて此案を立てて居ります

○榎垣 恭興君 小學校の教育に障害の來たさうに願ひたい

○行政委員(藤田語郎君) 誠心誠意を以て小學校々長は影響が無い云ふことを言はれて居られます、御任せして置いては如何ですか

○榎垣 恭興君 其影響が無い云ふことを責任を以て御答を願ひたい

○行政委員(藤田語郎君) それは私に關係がありません

○星野 四郎君 學校が好んで御貸申す云ふことではない、同じ教育の事に携つて居りながら兎に角校舎として適當な借入れの家が無い云ふことは事實であらうと思ふ、それならば今の學校の生徒が小學校から出たものが多数を占めて居ります、さう云ふ点から情誼上意義ある境遇に置いてやりたい云ふことは吾々も望んで居る所であり、今の處校舎の一部を空いた

(46)

(45)

所がありますので、三教室云ふことになつて居りますが、三教室を空けることは出来ませぬが二教室を空けて、其他の教室は小學校で使はない時に使ふ、理科の教室の如き初めから終迄使ふ云ふことは無い、音楽の教室でも同じで小學校で使はない時に女學校が使ふ云ふことに今の學級数が變らぬものとすれば差支なく、御用立が出来るので行政委員の方に差支ないを御答して置いたのであります

○森川 照太君 私私私立女學校の創立者小學校との關係、經營者及創立當時に三人か四人か名前を出した人の寄附の有無、補助請願の内容即ち理由に金額次に請願の金額と與へんとする金額に差があつた時にそれを受取るか否か、それから小學校の校舎を貸す云ふ行政委員が、小學校が狭い云ふので御建になつたのが一昨年であつたと思ふが、其校舎の二教室でも他に貸し得る余裕がある云ふことは不思議に考へられますので、それ等を御尋致したいと思ふ

○行政委員(藤田語郎君) 森川議員の御質問は……

○森川 照太君 創立者小學校との現在の關係、經營者云ふものがあるが、それは何う云ふ人々であるか、それが創立者との關係、それから創立當時の理事者か校長は誰か、次に請願書の内容及金額、も一つ減額したならば其補助金を受取るものであるか否か、それから小學校の増築間も無いのに空いて居るのは何うか、それを將來小學校の生徒が殖つて行くのに女學校に貸して置くか何うなるか、小學校の生徒の増加率と女學校の生徒の増加率と何れが多いか云ふことを聞きたい

○行政委員(藤田語郎君) 最初創立した人は現在の校長であると思ひます——登壇致します(行政委員藤田語郎君登壇)

○行政委員(藤田語郎君) 第一の創立者小學校との關係は、創立當時に相變らずに其人であると思ひます、第二番の經營者の何人なるかは是は吉田君であります、經營者の本体は同じであります、創立當時の理事者の名前は存じませぬ、請願書の金額内容は之を讀上げますから御聴取を願ひます

(藤田語郎君請願書朗讀)

第五番目の減額の時受るか否か云ふことではありますが、先方の氣分に因るので何うか判りませぬが、願書には金額幾らと書いて無いかから御受取りになるかと思ひます、それから小學校の校舎であります、それは彼の當時に建方を要したばかりで、校舎の数が多くなつた云ふ譯ではない、決して杜撰な案であつて、民會の議員を騙したものでない、同時に小學校の児童が半々増加すれば小學校の教室に狹隘を告げるか何うか云ふことでもあります、森川君も小學校に御出になつて御覽のこと存じますが、生徒百名迄は一學級でありますから、入學者が百名を超過しない限りは教室の狹隘を告げることはありません、小學校を女學校に貸すことは先づ二ヶ年間で、明後年になるに新築に建てなければならぬと思つて居ります、此邊で何うか御了解を願ひます

○森川 照太君 能く解りましたが創立者小學校との關係は、具体的に申せば學校を創立者との負擔關係であるか幾何の費用を要して誰が何う負擔して居るかを御尋ねしたい

○行政委員(藤田語郎君) 今年は一万六千弗であります、小學校を借りる三二千六百圓程減額致します

○永安 平吉君 女學校は何日出來たのですか

(48)

(47)

○行政委員會議長(白井忠三君) 一昨年十一月と思ひます、總領事の轉任せられる前でありまして二年しか経過しないものに民團が補助する云ふことになつたと思ひますが、僅かさう云ふものに補助することは不安に堪わないのであります

○行政委員(藤田語郎君) 御同感であります、女學校なるものを個人の經營に任ずることは不安心でありましたから、民團で立てなければならぬ云ふことになつて、それが否決せられて此補助案が決つたのであります

○永安 平吉君 此補助額は何う云ふ處から決めたのでありますか

○行政委員會議長(白井忠三君) 樂屋が不整頓で申譯ありませぬが、此補助案は行政委員會でも種々に議論が分れて居りましたが、數の上から多数決で、決めては居りませぬ話合の結果決つた場合には一同が賛成する云ふことになつて居りますから、藤田君は賛成者の一人でありましたが現在決定した行政委員の意見を申し上げます、來年民團が女學校を造るか否かは研究の結果に待つことになつて居る、然らば何うして本年度三千弗の補助をすることに決めたか云ふこと、今の立てられた豫算一萬六千圓、其内の主なる經費として學校の家賃、それから新たに招聘する二名の教員の俸給に大部分の金が必要なのであります、此小學校の校舎を貸してやることになるに家賃が助かる、此点に就て小學校の校舎の一ヶ年空く云ふことは、居留民は減つては居りませぬが、漸次就學児童が殖つて行く云ふ考で計畫した所が、それ程に殖つて行かなかつた其處で學級編成上三教室計り餘つて來るので、諸君を騙して増築をした譯ではない、現在貸す事が出来るから貸さう云ふのであります、それから専任教師を二人招聘する云ふことでは



(54)

(55)

補助する學校の基本財産すら知らず、前年度の経費は幾ら要つたかそれも判らぬ、而して補助を提案するが如き全く言語同断であつて、女學校の實狀から忌憚なく言へば羊頭肉の類で殆ど女學校の名を成すことが普通であつて、民團は少し慎重に、もう少し丁寧に調査したものがなければならぬ、夫等のことも御調査なく殆ど一定の方針もなく、誠に行政委員は學校に對しては親切であるが、居留民に對しては不親切であります(拍手起る)私は斯の如き案は行政委員自ら撤回なさるが宜からうと思ふ

○中島君 唯今の撤回のことでありますが、是は先例もあることでありますから行政委員會議長に向つて撤回を望むのであります

○森川照太郎君 中島君と中島君の意見に大賛成であります斯如き問題が漠然と今日に及んで來て新聞紙上に於ても盛に論議されて居ります、行政委員諸君も之を御覽になつたことと思ふ、行政委員會議の先例も異なつて意見の統一も缺いて居るので何れに同意すべきかを迷ふのであります撤回を希望致します

○行政委員(遠山猛雄君) 唯今の撤回に就て一應考を申述べたいと思ふ、新聞紙上に於て女學校の補助案に對する論議は拜見して居ります又先刻來の種々の質問も聽いて居ります、今中島君の御意見の中に女學校は羊頭肉を懸けて狗肉を賣るものであること御叱りがありました、民團としての反對の意見も經營者に對して反對の意見も此處に居る点はありはしないかと考へる、先程から行政委員より種々の説明もしたが、實際問題として居るのは二十七名の生徒に更に本年度に於て入學者二十何名乃至五十名に近い生徒があること云ふことは事實であります、其關係から見て今日の民團の財政状態から考へて三千名の補助をすることは民團當事者として不謹慎であること云ふ考は有つて居りませぬ

○中島君 内容の御説明を加へられませぬが、能く内容を御説明になれば賛成すべきものは賛成も致します

○議長(中島盛彦君) 今日は大分議論も出るやうであります、今討論中の議案を第一讀會の儘暫時の間休憩を致します (午後十一時二十分休憩)

(暫時休憩) (午後十一時三十分再開)

○議長(中島盛彦君) 甚だ申譯ありませぬが、時刻も大分晩くなり、且つ又私が不快であつても少し議事を續けたいと思ひますが、今夕は是で御散會を願ひます (午後十一時三十分散會)

第四日

大正十二年三月二十四日於公會堂議事室

出席議員

百四十九人

- |       |         |         |        |
|-------|---------|---------|--------|
| 宮木 政央 | 山内 治平   | 中村 博海   | 田中 秀一  |
| 岡田 晴光 | 矢澤 千太郎  | 小宮 山    | 松村 利男  |
| 藤田 晴郎 | 連水 篤次郎  | 白井 忠三   | 黒澤 兼次郎 |
| 財満 敏衛 | 太田 利三郎  | 齊藤 仙太郎  | 檜垣 恭典  |
| 櫻井 直治 | 三又 字圓五郎 | 平野 喜久太郎 | 鈴木 藤三郎 |

(56)

(57)

- |             |        |            |        |
|-------------|--------|------------|--------|
| 渡邊 鐵治       | 田中 節   | 田島 勉       | 磯田 教知  |
| 石田 留吉       | 天田 朝義  | 松原 秀三      | 小林 陽之助 |
| 本野 亨三       | 川島 範彦  | 中島 盛彦      | 王 鳳翔   |
| 田中 鑄太郎      | 折目 民夫  | 張 式湘       |        |
| 白 恩榮        |        |            |        |
| 足立 宗雄 代人    | 足立 傳一郎 | 富成 一二 代人   | 藤田 語郎  |
| 田村 多吉 代人    | 藤田 語郎  | 赤井 應作 代人   | 藤田 語郎  |
| 大倉 商事株式 代人  | 連水 篤次郎 | 中華 漢字株式 代人 | 黒澤 兼次郎 |
| 田村 俊次 代人    | 財満 敏衛  | 足立 赤藏 代人   | 櫻井 直治  |
| 小松崎 千代松 代人  | 三井 龜吉  | 松田 梅松 代人   | 三井 龜吉  |
| 谷川 ミチエ 代人   | 永安 平吉  | 正村 幸吉 代人   | 永安 平吉  |
| 益守 信暢 代人    | 三井 龜吉  | 株式 華石公司 代人 | 中島 德治  |
| 三井 物産株式 代人  | 岡崎 省藏  | 漢如 庄吉 代人   | 宮崎 房次郎 |
| 中村 ヒサ 代人    | 野上 一浪  | 日本 棉花株式 代人 | 砂田 實   |
| 和歌山 皮革株式 代人 | 中尾 秀之助 | 張 玉東 代人    | 得重 又一  |
| 山尾 美津 代人    | 山尾 市次郎 | 合資 平野洋行 代人 | 鈴木 小作  |
| 川勝 定市 代人    | 水田 三郎  | 平岩 銳藏 代人   | 丸岡 寶人  |
| 堂崎 豐        | 武田 守信  | 桑原 録助      | 牧 尚一   |
| 中西 裕助       | 高木 正義  | 原田 從三      | 三井 龜吉  |
| 永安 平吉       | 太田 岩吉  | 依田 正義      | 鶴野 梅三郎 |
| 秋田 重次郎      | 森川 照太  | 岡崎 省藏      | 日高 松四郎 |
| 玉井 利三郎      | 阿部 安之助 | 中橋 榮吉      | 仲野 源次郎 |
| 山村 六郎       | 山内 令三郎 | 野崎 誠近      | 小谷 万治郎 |
| 平田 謙三       | 佐々木 護邦 | 吉田 茂       | 上田 良有  |
| 島田 信一       | 藤江 眞文  | 植前 政作      | 塚原 録次郎 |
| 楠 徳市        | 吉田 房次郎 | 尾崎 寅吉      | 本出 豊記  |
| 増田 正雄       | 中原 定雄  | 上野 寅吉      | 平井 久一  |
| 大久保 志雄      | 江藤 榮吉  | 赤山 今朝治     | 眞藤 葉生  |
| 小倉 知正       | 郡 茂行   | 吉野 久七      | 足野 四郎  |
| 赤谷 由助       | 清水 幸三郎 | 山川 芳治      | 高畑 清吉  |
| 渡邊 辰夫       | 小平 傳七  | 長岡 庄八      | 今井 樽三  |
| 小暮 時次郎      | 田村 大介  | 小島 八藏      | 野口 竹次郎 |
| 千原 俊夫       | 友田 勘一  | 藤井 小平治     | 福島 次作  |
| 相原 俊夫       | 橋本 國三郎 | 藤井 兵三      | 遠山 猛雄  |
| 西村 博        | 川島 貫明  |            | 足立 桂治  |
| 千川 清三郎      | 酒本 四郎  |            | 渡邊 徳太  |

(58)

(57)

日本郵船株式代 大久保忠雄 木村ラク 代 小倉知正  
 空閑 實代 赤山今朝 中田庄太郎 代 中田常一  
 三菱商事株式代 相原俊夫 天津醬油株式代 川島貫明  
 西原萬太郎 代 藤井兵三 大阪棉花株式代 渡邊徳太  
 株式大文洋行代 天田朝義 江商株式代 松原秀三  
 株式天津銀行代 川島範彦 東亞煙草株式代 中島盛彦

○議長(午後八時四十五分開議) (拍手起る)  
 ○議長(中島盛彦君) 例の如く一言御挨拶致します、昨夜は議事半ばにして病氣の爲め失敬致しました、皆様に對して誠に相濟まぬ次第であります、是は假病でも何でもなく、眞實苦痛でありまして、幸ひに時間も逃くなつて居りましたから、副むるこが出来なくして散會致しました、今夕も少し腦病に行かれて苦痛であります、會議の最中に休むことは自分さして本意でなく、又情けないやうな氣も致しますので、幾分推して出て居ります、併し私に對して何等御遠慮は要りませぬが病氣の故を以て御手柔かにご哀願する譯ではありませぬ、今夕御出席の議員は、先程總數を採つて見ましたが八十四名であります、或は唯今になつて幾分御預けになつて居るか知れませぬが、八十二名は日本人内委任狀二十四名、支那人二名、是より會議を開くことに致します (拍手起る)

○行政委員(藤田語郎君) 議事の進行に就て一言申上たいと思ひます  
 ○議長(中島盛彦君) さうぞ

(行政委員藤田語郎君登壇) (拍手起る)  
 ○行政委員(藤田語郎君) 唯今議長から御話もありましたやうに、昨夜の休會及び開會は多少行政委員が議長に強要したと云ふやうな誤解があつたことを遺憾に思ふ、昨夜行政委員諸君から私に代表者として見舞に行つて呉れと云ふことで、御見舞を往診したのであります、一昨晩は昨晩此室内のチームが高かつた爲め、腦病と心經痛の爲めに幸倒されて、開會の挨拶も仕兼ねた位であります、昨晩も議事の進行中であるが、苦痛耐われないと云ふことで散會を宣告された次第であります、此邊を御報告致して置きます

それから私は行政委員の答辯の範圍に就て少許意見陳べて置きたいと云ふのは、何うも専門的問題や、或は小さい数字などは行政委員に於ても判らぬ、私は學務の担当者であるが、小さなこと迄一々覺て居ることは困難であります、斯う云ふことは各担当者、土木なれば土木の技師、電氣なれば電氣の技師、財務なれば財務の人に、吾々の學務の方は常和界局に其人はございませぬが、今晩の問題は其關係のある人に説明して貰はねば細かいこと迄解りませぬ昨夜五千部と云ふことを申上げましたが、不誠意である云ふことで御議論がありました、實際は四千八百部で、一々小さい数字を是は不誠意のものであると云ふ風に、總ての問題を論議されては困りますから、難しい問題になるさ吾々は答辯出来ない、知らぬことは知らぬと答辯する外は無いと思ふ、學務に關しては便宜上小學校の校長に御願して答辯を願ふかも知れぬ此点は豫め御諒解を願つて置きます

○榎垣 恭興君 此女學校補助と云ふことであります  
 ○議長(中島盛彦君) 一寸御待ちを願ひます、今議題を出しますから、それから御發言を願ひます

(60)

(59)

○小宮山 繁君 唯今藤田行政委員から細かい質問をするに専らでないから記憶して居らぬと云ふことではあります、一々貴君方に御伺しやうと思つて居りませぬ、大体に於て行政委員が提案せられるには、或程度迄相當の準備を以てせられることは當然であると思ふ、其行政委員が準備に於て欠ける所があつて、昨夜の如き御状態であつては、尚ほ一層議事の進行を妨げることもあるかも知れませぬから、それを希望して置きます

○行政委員(藤田語郎君) 唯今の小宮山君の御話は記憶して置きます、吾々は充分なる準備を以て行つたのであります、それが諸君の満足を得なければ仕方ありません

○議長(中島盛彦君) 昨夜最後の議案になつて居りました本日(今日)の日程第一、第二、第三、第四及第五の學校補助の件を一讀會の續きとして議題に致します

日程第一 天津幼稚園補助金増額ノ件 (第一讀會の續)  
 日程第二 天津共立學校補助金増額ノ件 (第二讀會の續)  
 日程第三 天津日本少年義勇團補助金ノ件 (第一讀會の續)  
 日程第四 天津私立高等女學校補助金ノ件 (第二讀會の續)  
 日程第五 天津日本青年會費補助ノ件 (第一讀會の續)

○桑原 謙助君 昨夜は要領を得ずに終つたやうに思ひますが、養勇團のことに就て、今日新聞を拜見するに私の申上げたことは私の意思と異つて居りやしないと思ふ、これに關しては大した問題でもありませんが、私の意思は、此養勇團なるものは不必要と認めて居ります、其不必要なるものに斯う云ふ補助をするよりも、寧ろ此金を高等女學校の方へ出来る限りの補助をして貰ひたい、女學校は何處迄も活して頂きたい、是には猛烈な反對もあるやうであるが、私は養勇團に就て質問したのは養勇の文字に就て質問した、所が白井議長の話に依るに、養勇は文字の通りである云ふ、さうすれば養勇と云ふ文句から考へても、何うか補助して呉れと云ふことは言へないと思ふ、此養勇と云ふことに就て御伺したのであるが、實際に於て一向利益があるものと思へぬ、精神上の訓練に就ては小學校に於て相當行つて居られることである、体育と云ふことに就ても相當設備も出来て居る、更めて此會を設けなければならぬ必要は無いと思ふのであります、如何なものでせう

○行政委員會議長(白井忠三君) 少年義勇團は天津日本租界が初めて拵へたものでなく、之が必要であるか否かと云ふことを議論することは行れと云へば私は行りますが、其説明は多數の方が必要が無いと思ひます、桑原君の質問に關して其必要がありませぬ

○議長(中島盛彦君) 議長としては必要があると思ひます

○行政委員會議長(白井忠三君) それでは私は昨夜の説明の通り、養勇團を設けたのは社會奉仕のやうな事を目的としたもので、それに補助することは別の問題として養勇團が必要か何うかと云へば無論必要であると思ひます

○水安 平吉君 養勇團の必要と云ふことは論ずるに足らぬ、外國でやつて居るから天津もそれに倣つたならば宜いと云ふことであるが、日本としては在郷軍人と云ふものもあり、大分外國に遠つた所がある、外國でやつて居るから之に倣つて行つたといふことには賛成し兼ねますが養勇團の設立の趣意を今少し具体的に御話を願ひたい

(61)

○行政委員會議長(白井忠三君) 永安君の御質問に御答致しますが、さう云ふ風の御議論になるに謀るやうな姿になつて非常に困る、今仰るやうなことは義勇團と關係は無い、少年義勇團云ふものは子供に義勇の精神を養はせて、體育の訓練、規律的教育をするやうなもので、日本の國体から考へて義勇團は要らない云ふやうな議論は殆ど答辯に苦しむのであります

○永安平吉君 それを幾分違つて居やしませんかと思ふ、國体が異つて居れば別になる、義勇團の根本的精神は軍人教育に含まれて居る、詰り二重のものになる

○行政委員會議長(白井忠三君) それでは駐屯軍があれば義勇團は不必要になる云ふのですか

○永安平吉君 さういふことになるに御答致しますが、さういふものがある

○行政委員會議長(白井忠三君) 能く解りました、義勇團は兵隊の真似だ云ふのですか

○永安平吉君 日本の國民としては義務教育の中にそれが含まれて居る

○行政委員會議長(白井忠三君) 義勇團といふことは國家に對しての義勇云ふ意味でなく、途中で仆れて居る者があれば病院に連れて行くとか、弱い者が犬に追はれて困つて居るものがあるば助けてやるさかいやうな……

○永安平吉君 それは能く解りましたが、それは一般の教育に於て注入されて居る、僅な人間を訓練して、多くの人を訓練しないさかいが受取れない

○行政委員會議長(白井忠三君) 最早討論の仕様が無いと思ひます、もし徹底的にやるならば更に國民として負担が必要になると思ひます、補助をする上に關係が無いと思ひます

(62)

○永安平吉君 補助をする上に徹底した意義は無いのであります、議員全部がさう云ふ意見がありはしないかと思ひますが(ノックを呼ぶ者あり)

○行政委員會議長(白井忠三君) 質問の要点を仰つて下さい、小學校で教へる以外に體育の訓練社會的の義勇の精神を養ふ云ふので、義勇團云ふことは國の爲に養ふ云ふことのみではないのです

○永安平吉君 特にさう云ふものを作つて、それに補助しなければならぬ云ふことを承りましたので

○行政委員會議長(白井忠三君) 私はそれはあると思ふ學校は種々の事を教へるが、其外に特に義勇的精神を少年時代から養成する爲めに各國が作つて居ります、此天津に必要があるか否か云ふことは別として義勇團の必要云ふ議論は是で止めて貰ひたい

○永安平吉君 然らば僅かに四十人許りでなく、もつと多く收容しては何うですか

○行政委員會議長(白井忠三君) 經費が容せばもつと收容したいのであります

○永安平吉君 けれども作つて間も無いのに補助を受けなければならぬ云ふのは何う云ふ譯ですか

○行政委員會議長(白井忠三君) 初は有志の寄附に依つて作られたものであります、有志の寄附に待つべきものであつたが、不景氣で此際多くの寄附を仰ぎ難いから民國から此位の補助をして貰ひたい云ふことを申出たので、行政委員會議は審議の結果補助した方が好からう云ふことになつたのであります

○永安平吉君 さう云ふものを拵へて不景氣だから云つて補助を續む云ふことは不徹底で

(63)

○行政委員會議長(白井忠三君) 現在の狀態では寄附を待つ譯には行かぬから、民國から補助を願ひたい云ふことで此案を提出したのであります

○中島盛彦君 一寸御語り致します、此議題になつて居る日程第一天津幼稚園補助、第二の共立學校補助、第三少年義勇團補助此案に關しては昨夜來寄は質問なり討論も盡きて居るやうに思ひますから、是を唯今の五案中より引離して二議會に移したいと思ひます御異議ありませぬか

(異議なしの聲起る)

○中島盛彦君 更に申上げます第一第二は二議會に移るべし、第三は二議會に移るべからず

○中島盛彦君 既に賛成承認して採決致しました、第一、第二、第三の議案に對して御意見はありませぬか

○中島盛彦君 既に賛成承認して採決致しました、第一、第二、第三の議案に對して御意見はありませぬか

○中島盛彦君 既に賛成承認して採決致しました、第一、第二、第三の議案に對して御意見はありませぬか

○中島盛彦君 既に賛成承認して採決致しました、第一、第二、第三の議案に對して御意見はありませぬか

(64)

○小宮山 繁君 私は此案に對して民國が補助することに就ては至極賛成の意を表するものであります、各自が非常論的の議論を圖はして居つても仕方が無い、吾天津の如き地に於ては將來是れ以上の機關があつて、出来得べくんばそれに補助する餘裕があれば、互に補助を與へて之を監督指導して租界を完全にしたい云ふ意思を有つて居る、此意味に於て此案は議會省署可決確定にしたいと思ふ

○議長(中島盛彦君) 動議でありますか

○小宮山 繁君 さうです

○議長(中島盛彦君) それでは議場に御語り致しますが、唯今小宮山議員から第一、第二、第三の議案は議會省署、可決確定にしたいさういふ動議が出ましたが、賛成の方は御起立を願ひます(起立者多数)

○議長(中島盛彦君) 多数承認します、此案は可決確定致しました

○議長(中島盛彦君) 多数承認します、此案は可決確定致しました

○議長(中島盛彦君) 多数承認します、此案は可決確定致しました

○行政委員會議長(白井忠三君) 日程第四天津私立高等女學校補助金の件、第五天津日本青年會費補助の件に就て、後者は昨晩提案の理由は説明して居りませぬが、是は他の委員から説明して、私は初めの高等女學校の補助問題に就て、一通り説明して居りますが、大分議論もありましたし、行政委員會議としても少し周到の注意を缺いて居つた点もあるから、今一度提案の理由を申上げたと思ひます、昨晩の議場の形勢から見るに其議論は創立者に對して學校創立の動機及び其後の経過、今回の出願経過及維持の方法等、創立者に對する批難攻撃が

相當に多かつたと思ひます、又行政委員に對しては、補助金の提案をするに際し、提案の調査が、頗る慎重を缺いて居る、注意を缺いて居る云ふ御攻撃を被つたのであります、第一の行政委員に對する御攻撃に對しては藤田君からの説明もありましたが、主として從來の經費に對して充分なる調査をして置かなかつた云ふやうなことであります、是は補助の程度に依りますので、一ヶ年限りの補助でありますから立入つて質問することは何うかと思つて差控へたのが、諸君の思召に過はなかつたやうであります、これは遺憾の次第と思ひますから申譯を致します、第一の創立者に對する批難であります、是は行政委員に補助金の提案をする前に議論もあつたが、過去の問題に對しては、私共は之を彼を批難することは一先づ脇に置きて、現實の吾々行政委員としては此租界内に起つて居る出来事を何うしたならば宜からう云ふことから觀たのであります、此点に於ては委員會の議場に於ては觸れて居なかつたのであります、今申す現實に於て租界の中にある問題を行政委員が取扱つたことに就て申上げたい、創立者が何う云ふ考を以て創立したか云ふを離れてあります、既に天津私立高等女學校に入学して居る子女がある、此子女が不幸にして創立者の手許の不如意から學業を續けて行くことが困難になる云ふ出来事が起つたのであります、民團の行政を與つて居る吾々にして放つて置いて宜いか、學業を半ばで擱たしむるか、他に轉校も出来ない状態にあるものを放つて置いて宜いか云ふことになつた時に、何うも放つて置くことは忍びないといつて、今直ちに高等女學校を民團で建てるか否かを決議するには材料が無い、一ヶ年を延ばして決定しよう、それは今の創立者に幾分の御手傳をする云ふことが親切である、民團としては三千弗は小金でもないが或る意味から云ふと大金でもないものであるから、今日茲に此提案をしたのであります、私は茲に御願致したいことがある、創立者に對する御議論行政委員の不注意云ふ御議論は充分盡されて居るかと思ひます、故に現在の四十何名の女生徒が、それが途中に於て成は學業を續けて行けぬとすれば何うしたならば可いか云ふことに着眼して此問題の賛否を決して置きたいのであります、而して原案に賛成を願ふ次第でありますから、此意味に於て御審議を願ひます、同時に今後は豫算案云ふ重要な議案が残つて居りますから、可成議論を簡單にして何れにか御決定あらんことを希望致します、(拍手起る)

○楡垣恭典君、それでは唯今の白井行政委員會議長の意思を尊重して私の質問致したいことを差控へます

(森田照太君登壇) (拍手起る)

○森田照太君、私は原案に反對であります、其理由を申上げる前に、唯今白井行政委員會議長の御希望にも反對であることを申上げます、白井議長は一ヶ年限りの三千弗であるから女學校の内容に立入ることを避けたいと仰しやうが、縱令一ヶ年限りでも、三千弗の金は小額であるか知れませぬが、民團の公金を扱ふ委員である以上は三千弗でも一ヶ年限りでも慎重にしなければならぬ、個人の經營であるから余り立入つて調べなかつた云ふことであるが、吾人は學校の内容に就て知りたいた、學校の財政状態に就ても御伺したのであります、個人の學校に雖も補助を爲すべく決定するに就ては慎重に調査されて居ると思ふ、それから過去の問題を批評することは、吾々は此問題を決定するに就ては必要な資料であるから、之を脇に置いてやることは宜しくないと思ひます、現在實際に立脚して他の事に觸れるなと仰つたが、私共はそれだけに限られて議論することは出来ない、白井君は現在の生徒を考へよ云ふことであつたが、

吾々も現在の生徒を放つて置かう云ふのでなく其生徒を考慮に入れて考へて居る者であります、それから一ヶ年限りであるから決定した云ふ御話でありましたが、昨晚白井議長が藤田君の團談云ふ説明に對してそれを裏切つて置きながら、今晩又同様の口吻を述べられて、それは行政委員の内心を暴露されて居るので、此決定の團談云ふことを以て議論を進めることは無理であると思ふ、私は唯今の白井議長の説明に對して右の通り感じましたから、従つて白井君の御注文に應ずることは遺憾とするものであります、それから私が此案に反對する理由は目的が良くない云ふことからは出ず、第一に高等女學校云ふものは造るべきものであつたか何うか、第二は民團が之に補助すべきものか否か、第三に善後策を何うするか云ふ問題であります、昨日伺ひます所に依るに、高等女學校は民團でやるに一万六千弗出来る豫算である云ふ、それから現在の模様でも一萬數千弗を要するやうに了解する、是が一万六千弗云ふ事になるに廿七人の生徒で一人に五百九十四弗即ち六百弗かゝる、而して四ヶ年を年限として居るから、明年一杯するに更に生徒も増え、従つて教員も増聘しなければならぬから經費が更に殖へるのみならず、今日校舎に困つて居るやうであります、團談にするにしても學校を一つ建てるに其以外の費用を要する、天津の女學校は民團の費用は一萬六千弗とすれば一人に對して六百弗云ふものになる、私が聞く處に依るに東京帝國大學の一人の費用は六七十圓ださうであります、然らば天津の女學校の生徒一人で大學生十名を養へる、斯の如き重大なる負担をして迄も不完全な女子教育をさせる必要があるか、此學校を造つた事が無理な事であり、是は金力の多い文明の進んだ國に於ても容易には出来ないと思ひます、

(同感と呼ぶ者あり)若し斯の如き巨額の金を父兄自身の手から出すか、民團自身から出すことになれば此學校は出来なかつたに違ひない、幸に特志家があつて自分の私囊から出してやる云ふこと出来たが、今其富強が實力が盡きて之を何うかして呉れ云ふ諸願に據した場合に、其生徒の父兄か、若くは此學校を創立する時に賛成した多數の賛助員か協議員か云ふ方々の立派な名前が並んで居つたと思ひますが、是等の方々が負担を父兄と共に分つべきものであると思ふ、此學校が正當の形式を踏んで居れば、財團法人にするかして金を保管して維持繼續の途を誤らなかつたであらうが此學校の創立に當つては其手續を踏んで居らぬ、又此設立を許可した官憲にも重大な責任があると思ふ、義務教育であれば仕方ないが、元來義務教育以上の學校ならば必ず行ななければならぬ教育と違ふと思ふ、斯る種類の學校であるにも拘らず父兄が自ら負担を避けて、多數の人に頭刺にかけやう云ふことは自分の責任を忌避して居るものと思ふ、教育であるから教育であるから云ふ前に、他人の好意同情を強要することは面白くないこと、信じます、天津のやうな殖民地で婦女教育迄完全にしやう云ふことは求める者の無理であると思ふ、詰り高等女學校を造つたことは無理であつた云ふ結論になるのであります、次に民團が補助をしなければならぬ云ふことを考へて見たい、天津民團は御承知の通り政府が此居留地を半分仕掛けて放り出して吾々の手に委任してつた、未成品であつたものが俄に出来上つたのであるが、まだ市街地にしなければならぬことなるに民團の負担は多大のものがあつた、而して民團の當然な義務をばならぬ多數の公衆の爲めにする施設が不行届の儘になつて居つて外國に笑はれるやうな次第であります、民團の第一期の仕事としては道路上下水もあり衛生もあり種々の問題があるのであります、それ等のものが多くは不行届で

(69)

(70)

ある、此時に當つて吾々は第一に考へなければならぬのは是等の仕事に出来るだけの力を盡して行かなければならぬ、私の考では當地に在任する多數の人が享受すべき利益を講ずることが第一義のものである、青年會の如き夜學校の如きものは直接に關係がある、青年會の卒業生が直ぐ役に立つ云ふことであるから、吾々の仕事に有効な事業であるが、女子教育云ふことは吾々の子女が教育を受けることは利益はあるが、乍併今日高等小學校があるのでありますから、不完全な女學校の二年位余計やらないでも小學校の教育に止めて置いても著しき差が無いと思ふから、私は斯ういふ種類のことは多數の人には交渉が無いと思ふが故に、第二義の仕事に考へますから、第一義の仕事のある間は第二義の仕事に手を出す必要が無いと思ふ、最近支那人の納税者から支那人の青年教育に關して請願が来たさ聞いて居りますが、是等の点も余程考へなければ、之に附隨して色々の問題が續發して来やしないかと思ひます、現在の民團に於ては補助すべきもので無い云ふ斷定を下す外無いと思へます、それで私は此高等女學校の補助に反對する尙他の理由は別個の理由であるが、天津の風儀問題に關係すると思ふ、山來天津は輕率に事を實行する風があるやうに考へられます、それに就ては一度實行してしまふまゝに直ぐ直ぐやないか云ふ風で、極めて忠實に判斷して行くことは少い、私は此女學校の過去を考へてさう云ふ考も致しませんから、民團として惡例を遺さないやうにする方が宜いと思へる然らば其善後策を何うしたならば可いか云ふは、昨夜遠山君の絶叫された二十七人を何うするか云ふことであるが、其始末を付けずして抛り出さう云ふ考は無い、一ヶ月二百五十弗であります處の補助金を此學校が民團に請願しなければならぬ云ふ時に、其父兄が幾何の月謝を出して居るが、僅に三弗しか出して居るが、現に東京は五圓出して居る云ふことである、是は十弗にしても可いが、假りに五弗にして百弗の金が出る、あま三百五十弗はあこの關係者が五十人あれば三弗宛贈金したならば五百五十弗、年額三千弗が出るのであるから其金を以て繼續されて宜いと思ふ、無理な學校であるから、不完全な教育に辛勞して貰つて民團が相當の餘裕の出来た時に相當の學校を拵へて宜からうと思ふ

○松村利男君 唯今森川君の御説は當事者が不正を働いて居るが如き誤解から来たものと思ふが、一應創立者の意見を聞いては

(其必要なしと呼ぶ者あり)

○永安平吉君 本日の日程第一、第二、第三が可決につながり、議長は之を過半数と認められましたか

○議長(中島盛彦君) 過半数と認めました

○永安平吉君 私は過半数と認めませぬ

○議長(中島盛彦君) 答辯の必要はありませんが起立者の数を計り過半数と認めました

○永安平吉君 起立者のみを以て可否を決せられる云ふことは委任を受けて居られる方もありませんが

○議長(中島盛彦君) 御説の如く代人を認めて居つて普通頭数で採決することは何うか云ふ議論は、民會議長の立場を離れて考へて居りますけれども、是は原じ詰めるに法規の罪になりませんが、元來出席せられた方の本人及代人との總數に依つて此會が成立するや否やが決まるのであるが、一々採決の場合に議員の代人を受けて居る數を計算することは出来ない、實際問題として不可能でありますから、若し永安君の言はるゝ様にすれば、是迄の決議は總て無効になりま

(71)

(72)

す

○永安平吉君 先程の起立者は過半数に充たないやうに思ふのであります

○議長(中島盛彦君) 御答致しますが、私は絕對的公平に行つて居る積りであります、唯今の可決確定に對しては過半数と認めました、貴君が色眼鏡を以て視られるから

(進行と呼ぶ者あり)

○永安平吉君 可成一ツツに決を探られた方が好からうと思ふ、一度に賛否を問はれても迷ふのであります

○議長(中島盛彦君) 議事の進行を圖ります、尙ほ採決の点に就て不満足の人があるやうでありますから、充分氣を付けます

(樽井恭興君登壇)

○樽井恭興君 白井議長の御言葉を重じて一つ申上げて見たいと思ふのであります、本論に入る前に申上げて置きたい、それは昨日一讀會の進行休憩中即ち閉會にならぬ前に此議場に於て私は赤谷君から非常に侮辱を受けました、それは話の序であります、赤谷議員も出遇つた所が、條の室内は女學校に關係して居る、あの學校の補助金に對して質問したり反對したりすま云ふことは義侠心の少い爲めである、なま其他にも種々侮辱の言がありました、私は黙つて居りましたが、本日議員の一人である以上は私に陳謝をさして貰ひたい、是から女學校の問題に入り、唯今白井君の御説もあつたが、順序として申さなければならぬ、元來私立女學校創設の際には常租界に於ても識者の間に大分議論がございました、其節私は假りに中等程度

度の學校を獨立して經營して見やうと思ふ御自信があれば二年三年位に民團に厄介をかけるものでないと思つた、此点に對しては失禮であるが、其人の人格を重じて今日の如き結果を見るならば止した方が宜いと思ふ一人であつた、當時の新聞紙上にも種々の議論があつたが、如何なる理由であつたか、皆黙殺されて終つた、私は民團立の女學校を創設することに就て一の意見があります、此意見を開陳するのも無用でないと思ふ、此民團立の女學校を造るのに經費も可成少い校舎も直ぐは建てるまいと思ふ御計議のやうに思はれます、總て事業は漸進するものから完全を期して始めるもの三つあるが、兎に角常租界に於ては私の見て居る所に依るに先づ小より始めて漸次大きくして行く云ふ風に行る爲めに常に事業が中途に於て萎縮する實際を始すのであります、此点から民團立の女學校を設立するに就ては小より始める云ふことは私は反對であります、出来るならば完全を期する、校舎も新築し教員も揃つて後開校せられんことを望むものであります、然らざれば唯今申す通り中途に於て種々の障害が起る、故に其方針の下に豫算を立て、其豫算の金が捻出出来ない云ふことではあれば、常租界にまだ其機が参らぬのでありますから御延ばしになるが適當であり、又さうして頂きたいと思ふ、決して人類の向上改善を圖る教育に向つて阻止しやう云ふ觀念はありませぬ、理想から申せば常租界に於ても、女學校のみならず、中學校の設立も可でありませぬ、高等學校又大學の設立も可であります、實行云ふことには就ては豫算に至大な關係を有することは明かでありませぬ、無理をなさることは、常租界の總ての事業が病氣持で、是が民團云ふ實體を疲弊困難に陥れて、識者の晒すのみであります、次に此補助云ふことではあります、私はそれに就て森川さんとは違つた意見を有つて居り、又行政委員諸君も違つた意見を有つて居ります、皆さん



であります、今の高木議員の御話の中に天津女學校創立の際民団に仰せられたか、租界に仰せられたか、行政委員の記録にさう云ふ御願を致したことはありませぬ、酒本理事長代理云々

○高木正義君、先きに斯う云ふことを申し上げた積りであります、それは古田君が創立したので、酒本君から相談があつたので、それが因になつた云ふのであります、民団が租界に云ふことでは無いのであります

(小宮山繁君答覆)

○小宮山 繁君、私は此演壇に立つて高等女學校に補助を與へて可いか悪いか云ふことに對して極めて冷靜の立場にあつて賛成の意を表するものであります、(盧君を言ふなと呼ぶ者あり)それは森川議員から經費の問題で年一萬六千弗要る、現在生徒數廿七人、一人當り六百弗で非常に高い、人員が増加するに従つて又金も要る云々やうなことでありますけれども、それは森川君の考ではさうなるか知らぬが、教育費云々ものは、さう馬鹿々々敷なものであるから云々と思ふ、相當の教育を子女に施さう云々眞面目な考があれば是を有つて居る親は出来るだけ完全なものにしたい云々考を有つて居るから森川君の反對意見に就ては反對者が大多數であらうと思ふ、天津に於て女子教育は、成金が富豪がやる事であつて吾々の生活に於

ては到底望むべからざることである云々けれども子女の教育に就ては相當の考慮を要し且つ先天的欲望を有つて居ります、此欲望は經費が多くなる云々己むを得ない事故の爲めに實現することが出来ないものであります、誰しも行いたい希望を有つて居る、故に第一に私は現在民団が天津の女子教育の爲めに三千弗の補助は出来ない云々この状態にあるかを承りたい次ぎは斯の如き女學校を設立した官憲にも責任ある云々ことであるけれども、私は其意見には御話することは出来ない、次に義務教育を云々云々ことであるが、無論異つて居りますけれども、義務教育でないから女學校の教育はしなくとも可い云々ことには賛成出来な

(78)

(77)

(80)

(79)

これは別問題である、此点に就て充分御了解を得て本案の無事通過するやうに御賛成を願ひます

○總領事(吉田茂君) 監督官として御話したいと思ひます、今迄種々御話を伺ひましたが、教育問題は此問題を取扱ふ場合に將來の事を考へて頂かなければならぬ、諸君の御話になる事は女學校の教育は勿論の事、總ての教育に大影響があると思ふ、女學校の問題を議せられる場合には慎重なる言葉を以てやつて貰ひたい、用ゐる言葉が教育上に害がある云々女學校の當局者は困る而已ならず、租界の教育に關して面白くない結果が起りはしないか、可成慎重なる態度の言葉を用ゐる嫌があつたならば當局は勿論父兄に於ても不満足に考へられますから慎重に御議論を願ひたい、私は女學校に就ては關係がないのであります、抑も此問題は女學校のみならず、天津の教育全体から考へなければならぬものではないか、青年會ばかりでなく、支那人の教育に至る迄全般に就て御考になるべき問題で、此問題の一として女學校の問題が出た時に民団の當局者と相談し、又行政委員にも相談をした、其時天津租界に學齡の女子が百名許りあります、其女子が何處に居るか云々云々、私立女學校に廿七名現に在る、其他のものが如何になつて居るか考へて見ると、實力のある人は大連にも出て居り、東京にも行つて居る、私は子供を持つて考へるに隨分心配する、私共一層女子の教育に就ては心配する、古來子供の教育は子を替へて教へる云々云々を言つて、自分の子供は自分で教育の出来るものでない、私共が斯う心配するに同様に貴君方も心配する、此百名の女子に就て諸君に於ても心配して御考になる以上は、充分慎重に御研究を願ひたい、私は諸君の意見に注意するのでなく、百名の子女が何うなるか云々点から研究しなければならぬと思ふ、如何にして是だけの子女を取扱ふ

理である云々云々である、現在の状態で女學校を設立することは無理かも知れませぬが、併し斯の如き不完全な組織にある租界が、或る特志家が少數の女子教育機關を組織せられた場合に補助を與へて完全に發達せしむる云々云々に就ては恐らく異存は無からうと思ふのであります、其次に森川議員は現在在る民団の施設は不充分であるから、三千弗を補助することは出来ない云々云々であります、私は日本租界の施設が不完全であることは認めて居りますが、茲に女子教育に三千弗を與へる金を以て、租界の土木事業に投じて如何なる實績を挙げ得るや否や、私は三千弗の金を以て道路を造り暗渠を掃へる費用に充てても効果は現はれない、九牛の一毛に均しき金を以て女子教育の爲になり、より以上の爲めになる云々云々のあれば、私は此費用を女學校に與へても差支なからうと思ふのであります、次に青年の教育は眼に立つ、實踐が舉がる、一年の間に効果を見る、夜學校の教育は實踐が舉がる、女子の方は實踐より生れ

24

か、如何に設備をしなければならぬか云ふことは教育全般から考へる必要がある、個人の經營に委して可いか、民間として監督もする補助も出来るが可いか、私が行政委員に於て言つたことは、各種の事業もあらうが、割合に能く成功すべきものもある、女學校も其一つであると思ふが、全般に目を着けて困難に發達しなければならぬと思ふので、監督官としては其趣意を以て意見を述べたのであります、是は先程の御説と少し離れて居るから申すのであります、此問題は研究問題として残して、教育全般に關係する注意すべきことであると思ふので、行政委員も亦さう考へて居られると思ふ、其時の経過を一言申上げます

(拍手起る)

○議長(中島盛彦君) 御承知のやうに他に大分重要な議案を控へて居りますが、唯今附議して居る此議案の中第一の天津私立高等女學校補助金の件は昨夜來幾多の賛否兩論を御吐きになつて居る、議長が見る所に依つても討論は盡きて居るやうでありますから之を終結して第二議會に移りたいと思ふが、賛成の方起立を願ひます(起立者多数)

○永安平吉君 私は希望を述べます、此問題に就て議案を御提出になるには現在過去將來を能く御調べになつて御出しにならぬ議案の賛否に苦しむ、それから議長に對しては、採決は一々分離して貰ひたいのであります

○議長(中島盛彦君) 分離云ふのは

○永安平吉君 天津女學校の補助云ふことに就ては他の問題と分離して採決を一つ一つやつ

て貰ひたいのであります

○議長(中島盛彦君) 能く解りました、御説の如く分離して行つた結果、是だけ二議會に入つて居ります

○中島徳治君 私は昨夜本案に就て討論終結前に撤回になつて然るべきものである云ふことで、三名の賛成を得て議題となつて居ります

○議長(中島盛彦君) 貴方の御説は討論終結前之を撤回すべきものである云ふことで賛成者があつた云ふのです、それは動議として御提出になつて居りませぬ、従つて第一議會の議案の附議して唯今二議會に入るべく採決致しました、既に貴君の仰せられることは遅れて居る、右採決前に動議があれば議長として當然取計らひますが、既に二議會に移るべく採決されて居るから議長として取扱ふ譯に行きませぬ

○議長(中島盛彦君) 修正の意見も無いやうであります、三議會を省略して、此第一天津私立高等女學校補助金の件を可決確定することに御賛成の方起立を願ひます(起立者多数)

○議長(中島盛彦君) それでは念の爲め反對の御方起立を願ひます(起立者少数)

○議長(中島盛彦君) それでは賛成者が過半数に達して居ります、原案通り可決確定されました、是より十分間休憩致します(午後十一時二十分休憩)

○午後十一時四十分再開

○議長(中島盛彦君) 是より會議を開きます、日程第五天津日本青年會費補助の件、御承知の通り第一議會の議案であります、之を議題に供します

日程第五 天津日本青年會費補助ノ件 (第一議會の議案)

(行政委員遠山猛雄君登壇) (拍手起る)

○行政委員(遠山猛雄君) 提案者として本案提出の理由を説明致します(簡單に呼ぶものあり)唯今簡單に云ふ御注文がございましたが、頗る解り切つたことであつて、簡單にして可いと思ふことであらう、私も大に樂であります、女學校の問題に就ても簡單に過ぎた爲めに却つて種々の議論が起つたから、可成必要な事項だけは御説明申したいと思ひます、此青年會に對する補助が一時的のものであれば頗る簡單で済むと思ひますが、此青年會に民間として補助を與へることは第一回のことで、事業の性質其ものが臨時のものではなく、永續的のものに屬する以上、本年補助すれば來年其必要が無いと思ふものでない永久補助すべき性質のものであるから此際特に徹底的に了解を得ることは必要ないと思ふのであります、而して其理解を御願ひする重要な事項としては、第一に青年會云ふものは何う云ふものであるか云ふことを一應吟味しなければならぬと思ふのであります、青年會の設立の動機趣旨目的、事業及び設立以來の狀態、事業の成績が何うか云ふことに移る必要がある、而して民間として之を聞いた上に此青年會の夜學校に對して五千弗の補助を適當と認められたことを御説明申上げますれば、本案提出の理由の大体が解ると思ひます、私は今申すやうな順序で、かい擴んで御説明を申したい、抑も青年の元氣は國家興隆の源泉である、之を善導する否は直ちに國家の興亡の岐る所である、將來盛衰の岐る、重要な問題である云ふことは青年會設立者の考であつたと思ひ居ります、而して是を天津に於ける青年に局限して、其天津に於ける青年が何う云ふ境遇に置かれてあるか云ふことを考へる、洵に來心すべき状態に置かれてあることを見出したのであります、茲に附言することは、義務教育を終へた者で三十歳未満の者を青

年として居る範圍であります、此過渡期に於ける殖民地は社會的制裁が弛んで居る、冷へ切つて居る、従つて日本内地に於ては到底社會が、許容し得ない言動も行はれて居ることは各人の首肯する所である、此私共の後進者を斯る現況に放任して置くことは忍びないので當地に於ける青年に對する教育機關を設立したのであります、其當時は義務教育の機關小學校あるのみで其他は僅にクリスト教青年會夜學校を除いては、公私共教育機關を持つて居なかつた結果としてそれ以上の教育を施す途が無かつた、單に天津の小學校卒業生のみならず、日本に於て此教育を受けて來たものも此範圍に加ふべきものと思つて居ります、今日人材を容用するに際し、第一教育程度を目安とする現代の傾向に於て、戒意味に於て永久立身向上の途が無い云ふことなるに、父兄として氣の毒であるのみならず、國家として莫大なる損害であると思ひます、も一つ是が日本内地であれば一是は特に高唱したいのであります、内地なれば一通りの義務教育を完了すれば、農業に従事し、工場に入るなり種々なる方法に依つて生活の途を講じ自己の向上を圖る途もありません、詰り日本に於ては比較的頭腦を使はぬ生活の途がございませぬ、天津に於ては何うか云ふことを考へて見ると、此程度の教育を受けた青年が孰れも大なり小なり稼給生活を營んで居る、換言すれば頭腦に依つて生活して居るものが大多数であります、支那に於て發展するには勞力を以て競争場裡に立つことは莫大不利である、寧ろ不可能である、云ふことは、此間の消息に精通せられた方は直ちに首肯し得ることと思ひます、従つて天津に居る青年は何うしても頭腦に依つて働きもし競争場裡に立つものと思ひなければならぬ、最近の例であるが、雜貨店に於て一錢の品物を買ふにも、往來に出て乗物を呼ぶにも直ちに言葉の必要を感じる、或は銀行に行つても簡單な電報を打つにも英語の必要を感じる

(85)

それは勿論自分で勉強したならば宜からう云ふ議論もあらうが、私共が今日母國の現在の状態を見て、吾々海外に於て働くものに如何なる意義あり如何なる責任あるか云ふことを考慮する時に、吾人の後繼者たる青年の教育に待たなければならぬことは言ふ迄もないことであるが、民團自身としては限りある財政状態に耐付されて居つて、加ふるに一般行政の点から經費負担の程度等より見て之を實施する時機等に於ては自ら意見の岐れる所もありませうが、斯の如き状態を觀過して置くことは忍びない、然るべき機關を設けて、一は以て青年の修養機關とし、一は先輩の指導の下に是等の青年の將來生活の途に迷ふやうなものを造りたくない云ふ方針から此日本青年會が設立されたのであります。然らば此動機此趣意に依つて何う云ふ組織に依つて行つたか云ふことは茲に就ては余り長くなりませんが大要を申し上げます、教育機關としては夜學校の經營に着手した、青年全体としての修養機關としては、智育、徳育、体育社會的公共的に屬するもの等種々項目に分けてござりますが、是は補助云ふことに關係が無いから單に夜學校の經營を申上ります、第一に學級の編成は二回變更したこともありますが唯今の夜學校の編成は普通商業科は三年で卒業する、従つて三組あります、他に英語科三ヶ年、支那語科三ヶ年、其他に一ヶ年を以て卒業する支那語の速成科があります、次に之を担任する教員を申上ります、唯今英國人が一人、支那語の先生四人、日本人の方が六人、合計十一名、之が教育に携つて居ります、事務の担任として主事一名を置いて専ら其經營の任に當つて居ります、外に書記兩名、使用人として四人あります、扱つて此機關を運轉するに經濟の基礎を何處に置いたか云ふことは大事なことでありませう、設立當時は困難を感じたが、當事者が熱心にして理解ある、先輩の方々の後援に依つて會員組織として會費を徴収して現在迄經營して來つ

(86)

たのであります、然らば幾らの經費を要したか云ふ過去の經營部の大体を上げて御參考に供したいと思ひます、大正八年の五月廿六日に創立するに同時に直に着手して、八年度は約一万四百百、九年度は二万二百、十年度一万二千二百、十一年度一万二千二百、合計四万五千を支出して居る。

○議長(中島盛彦君) 一寸議場に御諮り致します、十二時になつて居りますが暫く時間を延長致します。  
○行政委員(遠山猛雄君) 以上は大體青年會全体に要した經費でございますが、極めて少い經費であつて、其内三千を引いた四万二千が夜學校の經費と見て差支ありません、外に基金としては建築基金云ふ名目のものが、銀で八千二百二十九圓三十八圓三厘、獨逸マークで一万七千七百八十六圓三厘を持つて居ります、不動産としては幼稚園と並立して居る青年會館が不動産であります、土地は民團の土地を無代で拜借して居る、次に過去四ヶ年に於ける學校の成績を説明したいと思ひます、過去四ヶ年間を通じて新入學生は大正八年は百二十六人、九年百十二人、十年度九十六名、十一年度九十六名、合計四百三十名であります、卒業生を統計して見ます三四年間に六十七名の卒業生を出して居ります、それは商業科より二十八名、英語科十四名支那語科二十五名であります、而して二ヶ年以上の修業生を通過して見るに約二百名を出して居ります、次に學校の現状及本年度の豫算を説明して置きたいと思ひますが、本年度の豫算を申上ける前に申したいことは、本年度の豫算は何う云ふ形に於て出来たか云ふことであるがそれは新聞紙上で御承知でありませうが、昨年来青年會の資金の大部分を負担して居られる重要な會員方と青年會の當事者との間に意思の疎通を缺いた爲めに、資金をして居る人が一時に二十何名も連袂退會した、それには種々の原因もありませうが、今日深く研究する必要が無い

(87)

私は此事情に深く通じて居りましたが一時的の誤解であつた御承知を願ひたい、さう云ふ問題の起つた時に青年會は費用を喰ひ込んで七、八ヶ月間に五千圓許喰ひ込で了つた、是は建築基金とは別であります、其際青年會の組織の根本に對して議論が起り、民團直接經營して宜からう云ふ論者もあり、又有志が獨立して吾々の方に依つて經營しやう云ふ方もあり、又現状を多少改訂したならば云ふ人もあつたが兎に角現状及沿革歴史を重じて、資金者の趣旨を尊び、規則を多少改める云ふこと、教育を主として居るのでありますから勝手に青年會金を貰つて自分勝手なことをすることは甚だ氣に入らぬ云ふ趣意も明にし、會費は主として夜學校の經營に充てる云ふ根本義を決定したのであります、此問題が一時甚だ混亂を極めたために、民團の教育調査會上ほして慎重審議し、其席に於て先程の意味に於て改善をして臨時總會を開いて此案が無事總會を通過し、而して從來缺員であつた幹部も總領事を會長として御承諾を得、岡崎君が副會長として御就任下され、其他各部の幹部も勢揃ひして、從來誤られて居つた此青年會が陣容を改めて、幹部及資金者の主なる評議員の方を網羅して茲に新に立て直した陣容を如何にして充實せしむるかに就て協議會を開き、其席上に於て案出せられたのが本案であります、其内容の主なる改革は、即ち最も缺點のあつた所は何處か云ふと、過去四ヶ年間の事實に於て明瞭に解つた、それは要するに入學者の割合に卒業者が少いそれは經費不足の爲めには迄三人の教師は、外國人以外、銀行或は會社に勤めたり忙がしい職を有つて居られる方々に社會奉仕的の意味に於て、或は又進んで青年會の爲めに、夜晩く迄教授の勞を執られたのであります、如何せん用事のある方であるから種々臨時に出席することの出来ない事情が起つて、生徒の方ではさう云ふことは知らぬから、今日も亦先生が來なかつた云ふことにな

(88)

つて、其結果が主になつて、比較的希望者が多いにも拘らず、缺席者が多くなり、成績の擧げなかつた原因と認められたので、之を如何に改正すべきか云ふことになり、其改正案が經費を稍膨脹したのであります、而して從來是等教師の外國人を除く日本人の教師に對しては、車賃の意味に於て謝禮として一時間五十圓宛差上げて居つたのであります、無論御出下される方は立派な方である云ふことで、一時間二圓とすれば毎日二時間担任すれば四十四時間あるから八十八圓になるさうすれば多少の小便にもなり、御用事があつても萬障總合して御出席下され、生徒も勉強することに云ふことになり、何れも御賛成になり、之を最下限度の報酬として此方針に依つて計上した一ヶ年の給料が一萬三千九百九十圓、是が今申上げた日本人教師六名、外國人一名、支那人四名外に主事一名事務員二名、外使用人全部で此金額になるのであります、此外最下限度の削減を以て立てた過去四ヶ年の決算状態に則つたものであるから殆ど經營部としては増減の無いものであります、其費用として圖書費四百圓、印刷費三百五十圓、電燈費三百二十圓、文房具二百圓、廣告料百五十圓、社交費五十圓、電話料等六十圓、保険料二十二圓五十圓、修繕費二百五十圓、什器費八十圓、薪炭費百五十圓、豫備費二百五十圓、合計一万六千三百七十七圓五十圓、是が全部の豫算であります、此支出を補ふ収入としては普通會員特別會員を合せて今日の處百二十九名であつて、此一年の會費合計七千五百六十六圓、是が學校に要する収入の主なるものであります、従つて其差額八千八百五十六圓五十圓の不足を生じたのであります、仍て青年會の意圖としては、此期間の必要なるものを、理解ある方の御後援を願つて八百五十六圓五十圓を募集して經費の基礎を作らんと申したのであります、殘る八千圓、最下限度に於て八千圓不足を生じた、所は是だけの金額が無ければ折角改善した内容

の充實を圖るに出来ぬ云ふことになつたのであります。此不足額八千兩を民團に補助を願つた所が、民團としては豫算は切詰めたやうである云ふことは十分認めて貰つたが、唯民團が此事業に關係を有つのは今回が初めてであるから、此意味に於て民團としては要求額全部を出すことは多少考慮する處もある故に、事業の性質は能く解つて居るのであるから將來果して實踐が果るものであれば宜いが、更に一ヶ年の経過を見た上しやう、其後の結果に依つては必要の補助をして差支ない、併し現状としては、其間何處からか之を削減しても少し減額しやう云ふ意見が出た、其削減案としては、原案提出者の立場から言ふと三つに、教師の報酬を八千兩から引いて斯う豫算の編方をすれば五千兩で行けるだらう云ふことであつた、併し青年會自身も立場としては最低の豫算を編成したのであるが、民團が未だ其の期にあらざるの意圖の許に、先程説明した豫算の項目を按排して行かなければならぬ場合に立到つて居る以上の成行として民團としては五千兩の補助をしたいと思ふ、何卒御賛成を得ますれば幸榮に存じます。(拍手起る)

○議長(中島盛彦君) 御質問ありませぬか(無しと呼ぶ者あり)  
御質問が無いやうであります、且つ御意見も無いやうに認めますが

○得重又一君(議員代理) 私は原案通りの八千兩に願ひたいと思ひます

○議長(中島盛彦君) それは修正意見ですか

○得重又一君(議員代理) さうです

○議長(中島盛彦君) それは二讀會に願ひます、別に質問意見も無いやうであります、二讀會に移りたいと思ひます、御異議ありませぬか

(異議なしの聲起る)

○得重又一君(議員代理) 今迄の青年會に關して御鑑力下された方に感謝致します、私は原案の五千兩云は、初の八千兩に御賛成あらんことを希望致します

○議長(中島盛彦君) 御意見ありませぬか――行政委員の方に御意見ありませぬか

○行政委員(白井忠三君) 唯今の修正の御意見に對して行政委員の意見を申し上げます、先刻遠山君から説明のありましたやうに青年會の計議した完全な成績を挙げしむるには八千兩必要云ふことは認めて居りますが、最近迄青年會の内部に動搖があつて脱會された方もあるそれが今回改正の結果復活されたやうに青年會の計議した完全な成績を挙げしむるには八千兩必要云ふことは認めて居りますが、而かも数日前であり、若し民會が数ヶ月後であれば、篤く経過を見て或は八千兩の原案の儘提案すべきであつたかも知れぬが、後の方針等は堅固に出来て居るやうに認めて居りますが、今少し慎重に考へて成績の如何を考へて増額して宜からう云ふことで五千兩に削減したのであります

○得重又一君(議員代理) 白井君の説明は承知致しました、けれども、今迄動搖したものが固つたものであるから、今迄の成績に對しても悪い結果が無いと思ふ、故に八千兩に御賛成あらんことを希望致します

○平井久一君 私は原案に賛成したいと思ひます、何故なれば今迄の青年會の夜學校は生徒が頗る不真面目のやうに噂を聞いて居る、今度の會長に依つて立派になるか判りませぬが、前のやうな成績でありますれば、さう思切つて出す必要が無いと思ひます、それに其校舍は小學校

を使ふに聞いて居りますが、小學校の校舎を使ふことは充分注意して頂きたい、子供が日々集つて勉強する機を使ふのであるから、中に入つて居るものに手を觸らして頂かないやうにして貰はなければ、従前のやうなインクが無くなり遠が無くならぬので此邊の監督を充分願ひたい、従來のやうな監督のやり方では學問を學ぶことは可いが、蕎麥原さか其他に行くことを覺て、私共の一店員も失敗りました、斯う云ふ結果から見れば補助の必要無いと思ひますが、今後充分改良して監督してやる云ふことであるから原案に賛成致しますが、少し成行を見て増額する云ふ行政委員の意見に賛成して頂きます

○議長(中島盛彦君) 得重議員に御願致しますが唯今の増額を修正動議として御提出になりますか

○永安平吉君 唯今本井議員の説を伺ひましたが、當局者としては之に對する監督も御實行の上補助なされる御積りでありませぬが、何う云ふ方法に依つて御監督されますか

○行政委員(遠山猛雄君) 無論主事一人を置いて専任に監督致します、先程平井君の言はれたことは事實であるや否や、それは篤く一應調査する必要がある、或は夜學校の生徒の行爲であるにすれば相當考慮しなければならぬ、尙ほ學校の教育の問題に就て協議會を開いて居りますが充分唯今の御話に就ての方法は講ずるやうにしたいと思ひます

○永安平吉君 遠山委員の説明に依る主事を置いて總てのことを監督させる云ふことではあります、それはさうも當局者の御説として伺ひ難いと思ひます

○行政委員(遠山猛雄君) 最後の言葉を聴取しましたが、民團としてそれ等に對して能く申傳へます

○議長(中島盛彦君) 得重議員から原案の五千兩を八千兩に増額する云ふ修正の動議がありましたが御賛成の方起立を願ひます(起立者少数)

○議長(中島盛彦君) 少數でありまして動議は成立せぬ續いて御諮り致します、此日程第五を三讀會を開き可決確定することに御異議ありませぬか(賛成の聲起る)

多數認めますから可決確定致します(拍手起る)

次に日程第六十一年度居留民團歳入出追加豫算案、全上二此兩案を議題に供します

日程第六十二年度居留民團歳入出追加豫算案

全(第二)

(行政委員速水篤次郎君登壇)

○行政委員(速水篤次郎君) 議案第六の大正十一年度天津居留民團歳入出追加豫算案に就て簡單に説明致します、内容に入る前に一言御断り致します、十一年度の豫算案の協賛を得て其豫算に依つて行政事務を施行して参りましたが不足を生じまして、民團法施行規則に依りまして追加豫算を提出する事は遺憾であります、必要己を得ない支出が殖へて此追加豫算を提出する事になつたのであります、豫算案の歳入經營部に於て水道費、其内の水代五千七百六十兩、是が収入の増加であります、十年度収入豫算水代が四萬參千七百六十八兩二十五仙計上して十一年度は増加を見込んで五萬八百五兩計上したが、尙使用料が殖へて是だけ増加を見る豫定であります臨時部に於て繰越金が一萬四千六百六十兩、是は歳出の關係上計上した譯であります歳出に於て事務所費一萬三千二百兩、其内俸給及手當二千二百兩、是は大正十一年度に於て事務所費なるものが五萬六千二百三十六兩六十仙計上されて居りましたが吏員の出入があつて酒本理

(94)

(95)

事長、田中理事の退職手当が不足して此不足額を計上したのであります。印刷費の三百円、是は現行法現を印刷した爲め増したものであります。旅費は田中理事の歸國旅費、是は民團の旅費規則に依つて計算されたものであります。煖房費は前年ボイラを取換へた爲め石炭の節約が出来やうと思つて居つた所が節約が出来ない、且昨年米石炭が騰貴の結果であります。十年度に於て、煖房費が一千三百五十五円計上したが、十一年度は九百五十五円に減つて居ります。調査費、是は前年度は二千円計上して居つたが、低利資金請願の爲め上京したものと、築港調査の爲め技術者の調査を満鐵に願つた旅費支出の爲め九千円不足を生じ、會議費三百五十円支出したのは、十一年度は八百円計上して居りましたが、臨時民會の爲めに三百五十円計上されたのであります。水道費に於ては水を多く使つた爲め収入が殖へたが、一方水代として支拂つたのであります。臨時部の衛生費一千六十円、其内傳染病防疫費、是は十一年度は三千円、十年度に於て五千円計上して居る、是は白井議長から事務報告で申上げた通り、昨年は一昨年に比して傳染病が少つたが、それは特に豫防手当をして此支出を見たので十年度に比して患者は少かつたのであるが、是だけの不足を告げたのであります。次に第二の追加案で歳入前年度繰越金千二百円、是は歳出に合はす爲に持て来たものであります。歳出に於て事務所費の内傳給手當八百円、旅費四百円、是は最近辭任せられて、前の豫算に一纏にする管であつたが、別になつたのであります。此兩案中退職手当其他旅費等人事に關するものが随分多いが、吾々行政委員は此決定に就て慎重審議して、其當時の事情或は其他功績等を充分審査して已むを得ず支出したものであります。是等のことは人事に關します、殊に在任して居る方もあり、無論御審議を願ひますが、慎重に御審議下さいませうに特に御願ひ致します。

(拍手起る)

○山内三郎君 第一の歳出經常部の第一款傳給手当の内容を御説明を願ひたい  
 ○行政委員(速水篤次郎君) 理事長退職手当六千五百円田中理事退職手当五千八百円でありましては前年度の豫算の條から支出し得るものは支出し、尙ほ豫備費から支出して其不足額を計上したのであります。  
 ○山内三郎君 酒本理事長に六千五百円を贈つた根拠は……  
 ○行政委員(速水篤次郎君) 酒本理事長の任期は二年六月であります。民團の吏員の規定から申す三年勤続しなければ退職手当は給與しないのが普通であるが、軍病院地下問題低利資金の借入或は水道鐵管地下電氣事業等相當告々が考慮すべき民團の爲めに種々の好果を得ました功績の認むべきものがあつて、且退職せられた周囲の事情等を斟酌して六千五百円を決定したのであります。

○小宮山 繁君 唯今傳給手当の説明があり、又山内議員の質問に對しての御答もありましたが酒本理事長辭任に就て、民團は六千五百円の退職手当を給し、田中理事に對して五千八百円を聞いて居ります。在職年限から申す田中理事の額は少く、酒本氏の額が多い、乍併速水行政委員の説明に依る低利資金水道鐵管地下等に多大の功勞があつたから六千五百円を與へた云ふ説明であります。酒本理事長は現在天津に居るから常人の爲に不幸であるが、民會議員として、將來考慮を願はなければならぬから質問するのであります。酒本理事長に對しては前年に辭職を勧めた云ふ話を聞いて居ります。又本年に於て臨時民會前に於て行政委員が強

(96)

(97)

制的辭職勧告をした云ふやうなことを聞いて居ります。是から見ますと、此噂が眞實であれば唯今速水行政委員の申された多大の功勞あるから退職手当を與へた云ふことは矛盾したところを考へます。此點に就て責任ある御答辯を願ひたい。  
 ○行政委員(速水篤次郎君) 唯今の御質問は誠に御尤であります。酒本理事長は前年來辭職をさせやう云ふ議論もあつたが、最近に至り民團も種々の仕事を控へて居り、不適當に申すか、不充分であるところへ、辭職をして貰つた、それが爲め同氏の前途を考へ、此不景氣に他に職を求めるところの困難云ふこともあり、功績は充分に認め、參酌して六千五百円を計上したのであります。  
 ○小宮山 繁君 唯今速水行政委員から將來の事業の爲めに適材でない云ふことであるが、如何なる御見解になつたかと思ひますが、私は酒本理事長採用以前からの知合であるが、將來此人事を扱ふ上に慎重に考慮を願つて、吾々が聞いても遺憾に耐へないやうな形を社會の耳に知らせないやうに御考慮を願ひます。  
 ○中島徳治君 追加豫算第一經常部の調査費の項目であります。其内で低利資金の費用築港の技師をお呼になつた費用の内譯を願ひます。  
 ○行政委員(速水篤次郎君) 唯今の質問の調査費の中低利資金の額一万零三十七円四十五仙でありまして、追加豫算は十一年は一千六十円云ふことになつて、十五名患者が減つて居つて、費用

が増して居る此用途を御説明願ひたい  
 ○行政委員(速水篤次郎君) 成程議長の報告に依る患者は減つて居りますが、最近猩紅熱があつた爲であります。  
 ○牧 尚一君 十年の患者の数は四十九名十一年度は三十四名ありますが、是は清潔法云ふやうなものに使つたのでありますか。  
 ○行政委員(速水篤次郎君) 傳染病患者の減つたのは避病院の患者数に依つたのであります。  
 ○牧 尚一君 避病院の患者数が多かつたのでありませうか、參考に延人数を知りたいと思ひます。傳染病云ふのであるから兎角失費し易いと思ふから。  
 ○宮本 書記 十一年の豫算を編成する時種々の關係から五千円の豫算を二千円に削つたのであります。  
 ○牧 尚一君 其ことは存じて居ります。前年に比して一千四百五十円多いのは何う云ふ譯か云ふのであります。  
 ○小宮山 繁君 是は私一人だけの希望でなく、他の人も種々聴きたいことと思ふが、低利資金の運動に就て御骨折を願つて、それを聴くことは失禮に當るが、將來もあることであるから伺ひますが、堂万零三十七円の中には電報料、滿鐵技師の旅費等入つて居る云ふことであるが低利資金の方は幾ら滿鐵の技師の旅費幾らに參考に御聴きたい。  
 ○行政委員(速水篤次郎君) 中島氏に御答したのは低利資金に使つた金が堂万零三十七円申したので、滿鐵の方はそれに入つて居りませぬ。  
 ○山内三郎君 追加豫算を議するに方つて人事に關することは遠慮して饒舌べるべきものであ

(98)

(97)

る云ふことであるが、行政委員に對して希望があります。

○行政委員(遠水篤次郎君) 人事に亘ることであるから申ししたのは、現在此席に居られる人もあるから、其人を傷けない程度に於て言葉を注意して貰ひたいと言つたのであります。

○山内令三郎君 退職の手當は酒本理事長に對しては六千五百円で、十七年が十八年が民間創立以來勤めて居る田中理事に五千八百五十円、法規の上から見ます、酒本理事長に對しては窓に功勞ありと認めたる云ふことに該當するが、酒本氏には功勞があり、田中氏の功勞云ふものは二千円云ふことになる、是は此法規を曲解されたことと思ふ、今後御注意を願ひたいも一つ退職三年後に至つて民間の豫算に無い金をやつた云ふことを聞いて居りますが、間違ひなれば、それ迄であるが、今後御注意願ひたい。

○行政委員(山内令三郎君) 山内君の希望は篤次郎君に對しては、後のことはあつたか否か云ふことは、此案以外であるから、豫算の時申します。

○永安平吉君 最早一時過ぎましたが、何時迄やるか、時間の制限を承りたい。

○議長(中島盛彦君) 一寸御答致します、皆様の熱心に對しては張合があり、感謝致します、晩くなることは誰も好まぬのであるが、是から討議しなければならぬ議案があり、殊に豫算案に對しては可成早く會議にかけ前年の例に倣つて審査委員に附託することに成るだらうと思ふ、是から先の都合もあるから、今迄時間を延長してやつて貰ひましたが、早く散會することは私も希望致します。(明晩は時間進行すべしと呼ぶ者あり)

○議長(中島盛彦君) 唯今の御話は八時間開會を勵行せよ云ふのであります(さうです云ふ)八時間開會する云ふことであれば、其時間前後に御出を願ひたい、議長としては皆様の御出を待つて居るので從つて迷惑して居ります、唯今の御説に對しては皆様より御實行願ひます、それでは唯今附議して居ります第六の追加豫算案を第二議會に移すことに御異議ありませんか(異議なしの聲起る)

○議長(中島盛彦君) 第二議會を省略し可決確定することに御異議ありませんか(午前一時十分閉會)それでは多數で認めますから、可決確定致します、是で閉會致します(午前一時十分閉會)

第五日 大正十二年三月二十五日於公會堂議事室

出席議員 百十一人

宮木政典	山内治平	植前香	牧向一
黒澤兼次郎	中島盛彦	仲野源次郎	桑原謙助
岩崎剛	白井邦太郎	池田常太郎	平野喜久太郎
木村伍郎	速水篤次郎	日高松四郎	財満敏衛
辻春雄	矢澤千太郎	渡邊鐵治	中橋榮吉
阿部安之助	星野順次郎	磯田教知	櫻井直治
平井久一	中村博海	松村利男	玉井利三郎
中原定雄	星野四郎	小谷万治郎	長岡庄八
天田朝義	幸寺貞治郎	尾崎寅吉	鶴野梅三郎

(100)

(99)

川島貫明	柳田寛	花里初太郎	森川照太
遠山猛雄	福島次作	橋本國三郎	相原俊夫
吉田茂	赤山今朝治	大久保忠雄	高木正義
小宮山繁	眞藤兼生	上野壽	石川通
折目民夫	田島勉	山内令三郎	岡崎省藏
西村博	白井忠三	小林陽之助	永安平吉
小倉知正	石田留吉	安部長太郎	三文字圓五郎
郡茂行	千田清三郎	高畑清吉	吉田房次郎
川島範安	好富道明	本田利三郎	太田岩吉
藤井兵三	清水米藏	藤田語郎	清水幸三郎
登崎豊	鹽谷信次	藤田語郎	張式
中華燐寸株式代	黒澤兼次郎	東亞煙草株式代	中島盛彦
大倉商事株式代	連水篤次郎	田村俊次代	財満敏衛
足立喜藏代	櫻井直治	中田庄太郎代	中田常一
株式華石公司代	中島徳治	合資平野洋行代	鈴木小作
張玉東代	得重又一	會社大文洋行代	天田朝義
村上茂吉代	江崎郁郎	株式天津醫油株式代	川島貫明
三菱商事株式代	相原俊夫	空閑實代	赤山今朝治
日本郵船株式代	大久保忠雄	三井物産株式代	岡崎省藏
正村幸吉代	永安平吉	谷川マチエ代	永安平吉
木村ラク代	小倉知正	東洋拓殖株式代	安部長太郎
川勝定市代	水田三郎	株式天津銀行代	川島範安
株式利中公司代	好富道明	山崎榮吉代	山崎文二郎
山崎ヒサ代	山崎文二郎	西原萬太郎代	藤井兵三
柴田手賀代	清水米藏	中村ヒサ代	野上一浪
富成一二代	藤田語郎	田村多吉代	藤田語郎
亦井聰作代	藤田語郎		

開會(午後八時四十七分)

○議長(中島盛彦君) (拍手起る) 是より開會致します、本日の出席議員七十三名で、内日本人六十二名、支那人十一名であります、昨夜時間を勵行することに皆様に御願ひして置きましたが、生憎出席者が少く止行を得ず遅れました本日日程第一大正十一年度特別會計電氣藏入出豫算更正案之を議題に供します

日程第一 大正十一年度特別會計電氣藏入出豫算更正案

(行政委員黒澤兼次郎君登壇) (拍手起る)

○行政委員(黒澤兼次郎君) 電氣には何等経験の無い私が本案の説明をいたしましたことは恐縮の至りであります、乍併行政委員の分相々任者として此方に關與して居るのでありますから、一言簡潔に説明を述べ次第であります、從つて實際上に於ける數字キロワット即ち數量の如

(101)

きは自分に御質問なされても答辯出来なから、其事は担任者たる技師をして答辯せしむることに致します、十一年度の通常民団に於て協賛を得た豫算額は本年度末に於て若干不足を生じしたが故に、茲に更めて御賛成を求めた次第であります、當初豫算の編成の基礎は、建物會社よりのアウトプットを基準として計上したのであります、民團は各需用者に對して送電を致さんとして居つた所が、建物會社の契約は十月一日に切替する積でありましたが、當時契約の機械の一部が未だ到着しない云々、且つ未成工事及若干完了せざる箇所があつて遂に遺憾ながら切替期日を延期せざるを得ざる、已むを得ぬ次第に到つたのであります、民團は東京建物會社と此切替期間の延期を協議して十一月一日から順次に切替を始めて、其月の下旬に於て完了しました、十二月よりは民團は租界に向つて送電をしたことになつて居る、此機会に於て民團の經營電氣が基礎を得たことは喜ぶべきことであり、此間會社に拂つた料金は九千八百四十二兩、佛蘭西の電燈會社には十二月以降は佛蘭西の電氣を使用して居る爲め、十一月分五千九百三十七兩五錢、十二月分一万一千六百六十二兩、一月分一万〇五百九十一兩六十六兩、二月分九千二百六十八兩六錢、計十一月より二月迄四万六千四百六十兩三錢五厘料金を支拂つて居るのであります、切替する期日が豫定の通り出来たものとすれば僅なもので済んだものと思ふ、乃ち切替を延長した爲に余計なものを拂つた始末になつて居る、是が一の理由、も一つは十一年度の豫算を作つた時、電方の消費高はキロワットの最高は七百キロワットを使用して居つた所に、電球交換の際需用家の申入れた數ミ、民團が其以前に豫定して居つた燈數ミ比較するに増加して居つた、而して電燈會社に支拂ふ七百四十キロワットが七百五十キロワットにしなければならぬことになつて、此二の理由から、二万四千四百二十二兩六十兩三錢五厘

(102)

増加を見たのであります、之を調節する爲め、前年度の收入として一万三千六百九十九兩一仙を計上して、支出に於て團債償還費の一部並に豫備費の全部を減少して繰替へた極めて簡単な案であります、尙ほ終に臨んで種々の問題があるやうに伺つて居りますが十二年の豫算案に移つた時に充分御討議を願ひ、出来るだけ慎重に御答を致したい考であります、一寸御説明を致します

○石川 通君 唯今御説明ございましたが、此更正書を見ますと前の計算が判らない、前の計算が解らないと是が判らない、前の計算を一寸

○行政委員(黒澤兼次郎君) 事務報告を持つて居りませぬが、其昨年度の處を御覽下さい

○小宮山 繁君 今説明を伺つて一寸腑に落ちない所があつて、も一つ説明を願ひます、一月が一萬〇五百九十一兩六十六兩、二月が九千二百六十八兩六錢に減少して居る、二月は日數から云ふと三日の相違であるが、三日の相違が九千二百六十八兩に減少して居る、是は正常な減少率でありますか

○行政委員(黒澤兼次郎君) 一月は随分集會されたこともありませう、電力を使はれたことは二月より多くなつて居ります

○小宮山 繁君 唯今の御説明で大体了解しましたが、私の聞及んで居る所に依るに、建物會社より民團に移つてから料金が低い云々批難があり輿論であります、而して民團は二月以降に於て電燈のボルトを換へて一般の輿論を緩和せしむる策を取つたに聞いて居りますが、さう云ふことがございませぬか

○行政委員會議長(白井忠三君) 貴方の仰るやうな理由ではありませぬが、ボルトを換へたこ

(103)

こは事實であります電壓が高い爲に消費量が多い云ふのであります、それが大部分の理由に認めて居るのであります、皆様の負担額の多い云ふことは現實の事實であります、何う云ふ理由から負担額が多いか云ふことを發見する爲めにボルトを一月換へて見た處が二月の料金は一月より少く御拂になれば済むことに事實が現はれて來た、一月と二月の差は三日四日の差に仰るが、一月は日本人の正月で、二月は支那の正月であるから電力の差に電壓の差がござらつて數字が現はれて居りますから、判然分りませぬが結局一月より二月の方が、是だけ少く電氣を使つた云ふ譯であります、結局民團は他所から買つて供給するのであるから需要高の減つた時に買上高も減つて來るのであります

○永安平吉君 問題が電燈問題であれば喧しい議論もあると思ふが、突然に此議案を出されたが、何故前以て御配りにならぬのですか

○行政委員會議長(白井忠三君) 毎日満場迷惑されるやうに思ひますが、此議案は昨日も昨日も出て居るのであります

○永安平吉君 昨日も違ひます

○行政委員會議長(白井忠三君) 何が違ひますか、日程の順序は都合に依つて變はることもあります、日程は全部出てあります

○永安平吉君 乍併其順序を以つて行つて引續きやれば宜い、突然變更問題を出されることは行政委員會議長(白井忠三君) 今日のことには日程に上つて居ります、さう云ふことは一もありませぬ

○永安平吉君 昨日は總豫算が第一になつて居ります

(104)

○行政委員(黒澤兼次郎君) 貴方の仰ることは満場困る、十一年度の豫算でありますから、十二年の前に議しなければならぬのであります

○永安平吉君 さう云ふ説明があれば宜しい

○櫻井直治君 此案を見ますと大分差はあるやうであります、支拂つた電力料金と収入不足の差のあることは勿論であると思ひますから、是に就ては異議なからうと思ひますから、此案は直ぐ通過されんことを希望致します

○小宮山 繁君 重ねて質問するやうであります、極く簡単に御答を願ひます、唯今行政委員白井、黒澤兩君から説明がありました、支拂に就て一月は日本人の正月、二月は支那人の正月云ふことを伺ひましたが、一月は日本人二月は支那人が使つた云ふことを調節されるやうに思ふ、其處を試験的にやつて居る云ふことではあります、黒澤君の説明に依るに支那人が余計使つた云ふことである、此處に相違があるやうであります

○行政委員(黒澤兼次郎君) 日本人と支那人とが違つて居るので試験的にボルトを變更して居る云ふのであります

○議長(中島盛彦君) 他に御質問ありませんか、御意見は如何ですか

(異議なしの聲起る)

それでは御諮り致します、唯今附議して居ります日程第一、大正十一年度特別會計電氣費入出豫算更正案を讀會省可決確定することに御賛成ありませぬか

○永安平吉君 異議あり、此豫算なるものは一見して判るやうにして説明書を附けて貰ひたい

○行政委員會議長(白井忠三君) 貴方の御希望は出来ませぬ、一議案に何十頁も云ふ説明書を附

けなければならぬ、さう云ふことは出来ませぬ、開會迄に充分御覽を願ひます

○議長(中島盛彦君) 此時永安議員より白井行政委員會議長との間に押問答あり

○議長(中島盛彦君) 一寸御注意致します、可成時間を節約して進行を圖りたいと思ひます、從つて議題外に涉らないやうに願ひます、本案に就ては御異議ないやうでありますか

(異議なしの聲起る)

然らば可決確定致します、それでは次の日程第二十二年度居留民團歳入出總豫算案、之を議題と致します

○小宮山 繁君 一寸待つて下さい

○議長(中島盛彦君) 簡單でありますから、此席から申上げます、唯今日程に入りまして、十二年度豫算に就て申上げたと思ひます、申す迄もなく、此總豫算は民會に取つて重要な案件であります、民團の費用なり皆様の負担額も極まるのでありますから、行政委員に於ても熱慮したものであります、課金に就ては課金調査會に於て二十八回に亘つて極めて慎重に審議をされたのであります、殊に土地家屋に就ては實地に付いて、又詳細なる圖面に付て調査されたのであります、經驗が積んで適當な數字を以つてやつた、支出に就ては各課に於て分担して充分引詰めた豫算と思つて居ります、何卒充分慎重に御審議あらんことを御願致します、それから昨晩の青年會の補助金に就て御決議になつたので此豫算案を更正して貰ひたい、一番初めの一百の歳出三十二万四千六百四十四円三十三銭あるを三十一万五千四百六十四円三十三銭臨時部の豫算高に於て二十七万四千三百五十九円九角三十三銭、合計は同じであります、それから

十五頁の經營部の一番終りの十五類豫備費一萬六千三百八十一円四角九分九厘を一萬三千三百八十一円四角九分九厘合計三十二万四千六百四十四円三十三銭を三十一万五千四百六十四円三十三銭に御訂正を願ひます、一番終りの所に行つて第八款補助及寄附の終りに五を入れて天津日本青年會費補助費五千円を計の所へも五千円を御入れを願ひます、尙少し戻りまして八款の一萬一千円を一萬六千円とし、増減の處四千五百円あるを九千五百円御訂正願ひます

(吾々には少しも判りませぬと呼ぶ者あり)

○議長(中島盛彦君) 川島委員に御登壇を願ひます

(行政委員川島君登壇)

○行政委員(川島君) (前同様數字の更正を爲す)

○收 尙一君 一寸川島委員に伺ひますが、此間特別課金の變つたのは改正になつたのでありますか

○行政委員(川島君) 改正案として出して居ります

○小宮山 繁君 此總豫算案に就て初め總括して行政委員の説明を得たいと思ひます、是は第一番に民團の施設を完了する爲めに膨脹して居りますが、是は種極的に進んで財源を加へ、さうして施設に對して積極的に成程進捗するのでありますか、それが第一の質問であります、第二問は民團は施設の根本動力たる所の税制に就ては、白井議長に伺ひましたが、是を専門家に委託する云ふことで、是は吾々悦んで居るのでありますか、何日迄にそれが實現出来るか云ふことを伺ひたい、第三番には是は私の獨りの考か知れませぬが、課税云ふものに就て考へます、所謂筋肉労働者に對して將來充分考慮し其負担額を何の方面に就て補ふ云ふ

考があるか否や、第四番目は教育の問題に就て伺ひたい、教育の如きことは吾々の如き門外漢が御尋るのは諷つて居るか知れませぬが、私が考へて居る所に依るに、天津小學校の教員の素質が何うであるか云ふことに就ては多少議論を有つて居る、それは過去の民會に於て、行政委員の諸君に於て小學校教員の素質に就ては議論があつたことを聞いて居りますが、此点に就ては私は申しませぬが、私が青年會の總會の席上に於て御ました所の實際のことに就て素質が何うか云ふことを申したい、青年會の總會に於て小學校の一教員が演壇に立たれて、青年に對して述べられた事は、私は考慮を費すべきことであると思ふ、其言葉は一々記憶して居りますが、其言葉たるや多少過激ではなかつたかと思ふ、それは青年會の會合に於て青年は油断をしてはならぬと述べ結論に於て現在の天津の老頭兒はなつて居らぬ、自分は小學校の教員であるけれども老頭兒を驅逐しなければならぬと云ひ、斯の如き問題に於て最後の斷定を與へるべきものは——此言葉は今言ふのは間違つて居るか知れぬが——唯武力あるのみ云ふ言葉を以て結んだ、斯の如きことは諸君の冷静なる意思に訴へなければならぬと思ふが、斯の如き小學校の教員が生徒を誤らしむるやうなことが無ければ宜いと思ひ居るのであります、教員の素質に行政委員は満足して居るか否かを伺ひたいのであります、第五番は警備の問題であります、民團は大正十一年度に於て四萬四千円、十二年度に於て五萬五千五百圓の警備費の負担をして居る、是は埋立地の買収をしたならば民團は十萬圓位の負担をしなければならぬ、吾々が警備の爲に負担をするのは輕きに考へれば適當した負担であると思ふけれども、生命財産の保護を受けて居る精神に基いて警察に關係のある巡捕云ふやうなものを國庫の支辨に待つ御意思があるや否や、六番目には土木に就て大體を伺ひたい、それは土木工

事の全般に亘つて成績の悪いことは行政委員諸君も認めて居りませぬが、將來の土木工事に就て最も關係ある道路上下水道の如き完全無缺には行かぬが完全なる程度迄やるには幾何の經費を必要とし又時間を要するかを伺ひたい、七番には議案には多少離れて居るやうであるが、十二年度の議案を附するに當つて一度何はなければならぬ、それは社會的施設に就て行政委員が考慮を費して居らぬと云ふことに質問が出發する、文明的都市、文明に進まんとする都市に於て社會的施設に必要とするものは財政の許す限り完備しなければならぬ、此精神に於て天津には現在運動場に就て體育會の方が心配して居られるやうであるが、斯の如き文明的都市が持たなければならぬ必要な機關——云ふと語弊があるかも知れぬが、十二年の豫算の編成に當つてして無いやうに見受け、本年思立つて本年建設することは出来ぬが、繼續的に成期間に於て之を完成する云ふ根本の考を以て十二年度の豫算に於て運動場設備の爲めに、相當の費用を計上してやる云ふ御考があるや否や、八番には、私は最近に子供を持つた爲に感ずるのではないが、前より児童を有つて居られる方も、此事に就ては多分御考慮を費して居られると思ひます、天津の如き子女を教育する上に於て父母の身に取つては心配して居ります、内地なれば精神的にも品性を向上せしむる機關は備つて居りますが、天津に於ては是等の設備は未だ無いのであります、最近に於て娯樂機關を興へて居りますが、是も満足であると思はれない、天津日本租界には五千の日本人、支那人を通すれば約三萬人ある、是等の子女に對して僅かに民團は公會堂の廣場にランコを有つて居るのみであります、あゝ云ふものを必要なこと云ふに就ては議論もありませんが、児童の品性を向上せしむる事は完全なる児童遊戯場云ふやうなものを必要とする、此点に就て考慮を盡されたことが無いと云ふことは遺

(106)

(105)

(108)

(107)

總に思ふのであります、此處に就て將來の方針を伺ひたい、九番には民團には多くの團債を有つて居ります、此團債を見るに六分五厘の利子もあり五分のものもある、之は借入れた時期が一定して居らぬのであるから仕方ないが、現在の形に置いて置くに不便を感じるから、或時機に於て之を借替へて利息も一定する云ふ御意見があるや否や、先づ總括して以上申述べた九項に分つて御質問致します。

○行政委員會議長(白井忠三君) 恰も一國の内閣を組織して居る大臣に質問されるやうな有様で行政委員は質問を受けて居るのであります、折角の御質問でありますから、考へて居るだけをお申上げます、財政を將來積極的にするか否か云ふ事は一年限りの行政委員には有つて居りませぬ、此次の行政委員の方針に對しては今の行政委員には責任を負へず、抱負もありません、課金法の統一云ふことは必要を認めて居りますので、專問案の立案を願ふ云ふ考を以て居ります、何時頃迄か云ふことは中休暇に專問の學者に御出願願ひ、各租界の實狀に就て御調べ願つて案を立てて貰ひたいと思ふので、次期の行政委員會議に申繼いで置きますれば、來年の民團には新課法が出来るだらうと思ひます、筋内労働者の質問であります、多分取得課金と思はれます、取得課金は營業課金と共に、今の課金法の中で善いもので無い、雜種課金も善い課金で無い考へて居ります、課金法の統一を願ひたい考へて居ります、取得課金に就てのみ申すことは出来ませぬ、青年會に於ての言語に就ては私も同意であります、而も其人は天津の小學校の教員であつたことは後から聞いたが、彼の時のことは本人の腹から出たものであるが、座席であつたか、調査の上で校長共相談をしたいと思ひます、私等の時期が経過すれば次の委員に申繼ぐことに致します、其他の教員の素質は完璧であると思つて居りませぬが、甚

(110)

(109)

敷不適當の人は居らぬと思つて居ります、警備費は將來十萬弗にもなりませぬが、英國租界は兩方加へて十萬弗であります、警備費に對しては十萬弗に於て居りますから、日本租界も四十萬弗の土地に家が建て終つたならば十萬弗にもなりませぬが、是が民團の負担すべきものか政府が負担すべきか云ふことは就ては議論もあらうが、差當り今の状態で行くより仕方ないと思つて居ります、運動場に就ては昨年の行政委員會議に於て適當の公設運動場を設ける方針を決めて居ります、吾々が何う考へて居るか云ふことは、仰る通り積立金を要する云ふことでもあります、大なる問題は土地を得ることでもあります、是は一度に十萬弗の金を要するが、是だけの特別の豫算を組むことは考へませぬ、兒童運動場であります、現在の財政状態で、特に完全なもの考へて居りませぬ、團債を借替へる必要が無いか云ふことでもあります、何れも期限を決めた團債ばかりで利息は八歩を越わつたものは無いので、此八歩の金も借金銀行等が犧牲的の考から八歩の利息で應じて下さつて居るので之を統一する必要を認めて居りませぬ、土木の事業の將來の計画云ふことは平素申すやうに、吾々は一國の内閣を組織して居るのでなく、繼續事業の案を立て、見所が実行出来るが、技術家の方では此位の年度割にして此位で出来る云ふ案を考へて居ります、道路は十八年度迄に丁つて四十三萬弗、下水は十六年度迄で三十三萬弗、下水が十六年度迄に終る考で十四萬弗、合計九十萬弗であります、斯う云ふことになつて居ります。

○行政委員(遠山猛雄君) 私は學務の委員として、小宮山君の討論に對して答へた學校教員のごくに付て補足して置きたい、私も當日學校の先生が青年會の學生會に於て演壇に立つて話をしたことを聞いて居つた、小宮山君の御觀察に依るに過激な危險思想でも有つて居るやうに觀

測して居られるやうであります、私が知る範圍に於ては、内地に於ける成績の非常に佳い眞面目な人々聞いて居る、彼の席上に於ては學生評りの會合であるから一時の氣焰を上げた許りで、之を公にして危險思想を有つて居るなぞ、重大視するやうなものでないと思ひます、貴方が御考になつて居る程のことでない云ふことを補足して置きます。

○小宮山 繁君 唯今の行政委員の答辯に對して伺ひたい、小學校の教員である、所謂元氣澄々たる青年の席であるから氣焰を上げたのであらう云ふ其位のことには知つて居ります、私の立場に於て對話する時自ら異つて居ると思ひます、此邊を遠山君に御考を願ひます、それから白井議長の御説明がありました、取得課金のみを如何にするか云ふことに御取りになつたやうであります、私は一般の課税に就て申すので、其邊の誤解の無いやうに願ひます、運動場の問題であります、民團は一時に十萬弗の金は出せないので考慮して居らぬ云ふことであるが、私は繼續的により稍完全なものを造りたい考へて居りますから其邊誤解の無いやうに願ひます。

○牧 尙一君 一寸行政委員に伺ひますが、水道料金は御下けになる御意見を有つて居りませぬか。

○行政委員會議長(白井忠三君) 唯今の所では下ける考を有つて居りませぬ、是等は何故さう申すか云ふ一種の課税と見られることがあはしなからいと思ふ、課金の統一を願つて行く上に於て電燈料金の如き負担者が非常に願つて居ります、詰り生活低度の人は少く使ひ、高度の人は多く使ふのを一樣にして居るのであるから、是に多少の手加減を加へることは課税と同じやうに取扱ふことが出来る性質のものであります、課税法を改める時に、一方を下けて

(112)

(111)

課税を按排するやうなことは考慮されると思ふから、今水道料だけを上下する云ふやうなことはしないで、課税法と共に一定の方針を決めたと思ひます。

○牧 尙一君 唯今の御説明で判りました、私は少し異つた考を有つて居る、是は他の課税と違つて衛生上から考へても水道は可成り用して共同的な使はせない方が宜からうと思ふ、要するに水を安く飲ましてやることは必要なことでないか考へる、是は二議會で申すことでもあります、是が審査委員に附託になる私の意見が通じないと思ふから茲に申上げて置きたいのであります、豫算で見ると大正二十二年は一億八千万ガロンになつて居ります、而して總ての水道に關係する費用は、五万一千七百七十五圓になつて居り、歳入の方では六万三千九百七十七圓となつて居る、備考には共用給水八十圓、専用水道八十五圓云々もあつて、水道の料金は最高八十五圓から最低六十五圓、平均すると六十一圓六厘になる、而して漏水は二割二分強に當るさうする、歳入から歳出を引くと水代だけが一万二千八百九十五圓、それにメートルの賣りました利益が四千九百圓あるから、合計歳入の方は六万八千餘圓、利益は一万七千七百九十五圓になつて居ります、それで私の考としては此水代を十仙宛下けても六七千弗利益がある、八十圓を七十圓に、八十五圓を七十五圓云ふ風にして行くに八千弗許の利益がある、此以前にも問題になつて居るよふに考へますが、外の課金と性質を異にして居る考へる、本豫算案が審査委員に附託された場合に、審査委員に御願するものであります、水道料を値下げするやうに御願して置きます。

○小宮山 繁君 十二年度の豫算案の各項に就て、第一に第一款居留民團課金の内土地、家屋取得營業の四項に分つてあります、事務報告に依つて伺ひます、支那人側の方は非常に輕い

給も一種の恩恵を施して居るやうな考で得意になつて居られますが、公平に課金すべきものに對して、斯かる考慮は必要であると思ふ、此点に就て支那人課金の協定に就て御考慮なきか、それを關聯して課金調査委員會が甚だ不精であつて、日本人だけで支那人を分離して居るか知りませぬが、日本人だけでやつて居るならば、是に支那人を加へて、支那人からもより以上の収入を作ることに致したいと思ひます、次は第二款の雜種課金の方で第二の三業組合云ふもの、備考欄に藝妓花代一ヶ月六分七厘三毫五絲、此花代銀二十九万九千七百六十六兩の百分の三・五を書いてある、第三款の特別課金の備考に、藝妓花代一ヶ月本花五万九千二百本云々書いてありますが、此兩項を比較するに其處に相違があるやうに思はれます、それを御尋致します。

○行政委員會議長(白井忠三君) 一つ、やつては何うですか、——今の特別課金三業組合の課金の花數の相違は、一方は御承知の特別課金の方は座敷敷引を行ふ花代であります、課金調査委員會に支那人を入れて居るか否か云ふことは、支那人を入れて居りませぬ、法規の上では支那人を入れても可いことになつて居りますが、支那人の自治觀念が進歩して来たならば相當に彼等の智識を參考することは便利であり、公平にも行きますが、現況に於ては支那人から適當な課金調査委員會を求めることは不可能と認めて居ります、支那人の課金の低いのは手加減を加へて恩恵を加へて居る云ふのでなく、實際に於て負担する力のあるものが少い云ふことに御了解を得て置きたいと思ひますが、併し今申す通り、支那人側の營業課金及取得課金の如き何か良い方法は無いだらうかと思つて居ります相當な生活の人に所得税に年収入六千兩云ふやうな査定をするに、収入は無いのであるから困る云ふ苦情が時々出て来る、収入

(114)

(115)

の調べが公平であると思はれないが、支那人に安く課して居る云ふことは決してやつて居りませぬ  
○小宮山 繁君 支那人にして日本の町内に營業所を持つて居るもの、狀態が判らない云ふやうなことは同感出来ない、支那人は浪人をして居つても有難な生活をして居る、其狀態を眺めれば其者に幾ら課金をして可い云ふ判斷が出来る、先づ第一に納税の資力の有無を調べることに第一であると思ふ、唯判らないから云ふ御説明であるに解らない、將來の方針を承りたいのであります  
○行政委員會議長(白井忠三君) 貴君の仰しやる通りで課金して居りますが、かける苦情が出て来る、浪人者でも自動車馬車に乗つて居れば夫れ相當の課税する、處が日本租界に住んで居るが此處で働いて取得するのさ遣ふので其邊は甚だ不徹底の賦課になつて居ることは間違いない、是も此課金方法が発見されれば現在より良くなるだらうと思ひます  
○中橋榮吉君 營業課金中の貸家業者に對する課金は家賃を標準として居るのであります、支那人の貸家業者が舊曆で家賃を取つて居る、さう致しますと四年に一月の家賃を余計に取るやうになる、民國は本年は十二月間であるから取つて居ない、それ等に對する税金は溯つて徴収するか否か伺ひたい  
○行政委員(黒澤兼次郎君) 唯今の御質問の事は、年度の替はる毎に人を派して調査して舊曆を以つてやつております  
○石川 通君 先程小宮山君の御聲の中に課金法を専門家に聽く云ふ御答がありました、民間課金中土地課金と家賃課金は財産であります、是等はも少し上げて可いと思つて

おります、取得營業課金なきは生活に密接な關係のある費用から取るのであるから、斯う云ふものから御制限になる御意思がないか伺ひたい  
○行政委員(黒澤兼次郎君) 石川君の質問であります、行政委員に於ては税制の整理を考へております、白井議長は言はれた通り電燈水道は一般に涉つて居るのであるから、さう云ふものを財源にして、土地家賃のやうなものには相當程度高めると云ふ考を有つて居ります、それから取得營業課金のやうな性質上悪税と言はれるやうなものは全廢するか軽減したい云ふ議論になつて居ります、全体に亘つて負担の方法を研究したい云ふ考を有つて居ります  
○郡 茂 行君 土地課金に就て——否や家賃課金であります、今迄自分が家を拵へて、詰り住宅にするもの、家賃で貸すもの、課金の率が異つて居ります、それは如何なる率に依るか判りませぬが、此住宅に稱するものには家賃の査定をして其査定に依つて百分の十五なるものを賃賃價格として假定し、それに百分の十五を課税する模様であります、課税の方は家賃の百分の二を課して居る、此差は如何なる所より起るのでありますか  
○行政委員(川島範支君) 御話の通り、賃賃の家賃に對しては家賃の百分の二を課し、住宅又は倉庫のやうな、賃賃を取つて居るものは、課金調査委員會に於て、家賃を八等に定め、一番低いものは二十四兩、高いものは百二十兩として、一坪の評価を以て建築の總費用を見て、其一分五分が家賃と見て居ります、その百分の二を取つて居ります、百分の十五が普通の賃賃料に相當する云ふことは問題であると思ひますが、平均して百分の十五であれば正當である云ふことを調査委員會で認めて居る

○郡 茂 行君 唯今の御答は解り兼ねますが、是は實際の建築に要した額を課金調査委員會の方で調査する、其額が判るのであります、それに依つて百分の十五を賃賃額として其十五を課税するが、其家を賃賃で貸す云ふのは、家を要する土地の幾分、例へば一万兩の家を建てるに土地五千兩と計一万五千兩の賃賃の不動産に對する家賃が年額に幾らなる云ふことを以て定める、それに百分の一を加算することは不公平であると思ふ、遠からず立派な方が調査されて課金法に就て御調べになるさうであるが、唯今斯う云ふことがある云ふことを申上げて公平なやうに御取極になつて百分の二に直すことが宜からうと思ひます  
○行政委員(黒澤兼次郎君) 唯今の率は百分の二となつて居ります、貴方は課金調査委員會の一人でありますから、無論御承知のことと存じます  
○永安平吉君 既設道路の間敷は何の位ありますか、又十八年度に完成する間敷及坪敷を伺ひたい  
○行政委員會議長(白井忠三君) 一寸今直ぐ調べて申上げます  
○郡 尚一君 私も土木に就て伺ひたい、十八年度に完成する云ふ御話があつたが、十二年度の總算に出てる修造費を以て修繕する道路の名前を伺ひたい、同時に十一年度の土木費は澤山残つて居ると思ひますが、それ等は如何なりませぬ  
○行政委員(黒澤兼次郎君) 經營費で修繕すべき道路は山口街、橋立街、小松街、常盤街の四街であります  
○郡 尚一君 旭街は入つて居りませぬか  
○行政委員(黒澤兼次郎君) 入つて居ります

(117)

○牧 向一君 今行つてゐる芙蓉街、花園街、榮街は十一年度の費用で全部出来るのですが

○行政委員(黒澤兼次郎君) さうです

○牧 向一君 経常部の調査費は千二百兩臨時部の調査費三千八百兩、是は復た土地の測量をなさるのですか

○行政委員(黒澤兼次郎君) 臨時部の方は測量するのであります

○牧 向一君 さうするに測量なさるのですか

○行政委員(黒澤兼次郎君) まあさうです

○牧 向一君 既に土地の測量はしたが、併しそれが役に立つておらぬ云ふことを聞いておられます、それで千四百兩云ふものが出ておると思ふが、今度はさう云ふことの無いやうに御注意願ひます

○桑原 謙助君 一寸伺ひますが、營業課金は調査委員會で御調べになつておるに聞いておるが其率は何う云ふ風になつてゐるか、又調査の方法を何ふ云ふことは可笑しいが、何う云ふ風になつてゐるか、大体の率を伺ひたい

○行政委員(黒澤兼次郎君) 此議論は毎年民會に於て出るが、現在の民團にならぬ租界局のもの基礎としてゐるので、是等も専門の人を聘んで改正する云ふ考を以ております、現在は決して正確を認めておりませぬ

○桑原 謙助君 課金に就ては黒澤委員の御答は茫漠たる御考であると思ふが私の考としては課税漏れのものも甚だ多い、此等の調査の方法に就ては課金の根拠云ふものを御考へになつて、根拠を定める云ふことを希望して置きます

(118)

○行政委員(黒澤兼次郎君) 御尤であります、課税に漏れたものは調査してあります、賦課する方法としては、従來は家賃及資本従業費などを調査してやつておりますが資本などは實際に打明ける人は無いので困るのであります、斯の如き譯でありますから近き將來改正するのでありますから、今當分の間御辛抱願ひます

○小宮山 繁君 或は本年度の豫算に關係は無いが知れませぬが、大正十一年度の課金滞納の状況を土地家賃其他に區別して大体を御説明願ひたい

○行政委員(川島範彦君) 大正十一年度に於て滞納金六百兩ある、十一年度に於ては未だ何れ然したことは判らぬが、約八百五十兩程の見當である、滞納者に對する處分は内地に於ては無論相當の制裁法を設けてあるが、此民團にはそれが定められてない、従來は滞納者を新聞の雜報に出して納税せしめたこともあるやうであるが、世間から批難が起つて止めております、現在に於てさう云ふ人には二度も三度も足を運んで納付せしむることに努めております、五六百兩の金に成は強制執行することも甚だ不穩當と思ふから可成之を取ることにして強制はしない、將來に就ては考へておりませぬが、現在の方法で進んで行きたいと思つております

○小宮山 繁君 唯今の説明に依つて解りましたが、大正十一年度に於て滞納者の民會議員の資格を失つたものは何人ありますか

○行政委員(黒澤兼次郎君) 一名もありません

○小宮山 繁君 私も滞納者の一人であります、私は滞納者に就て考へて居つたのであります、此處分を如何にすべきかを根本的に調べて見たいと思ひます、現に本年度に於て民會議員の資格を失脱して居る友人の名は能く記憶して居りませぬが、一名失格者もある、毎日期を見合し

(119)

て居るものもある

○行政委員(藤田語郎君) 滞納者の資格問題は滞納處分を受けたものが資格が消滅するので處分を受けつゝあるものは資格があるのであります、滞納者でも處分を受けないものは資格あるものとして御出席を願つたのであります

○議長(中島盛彦君) さう云ふ議論は止めて下さい

○得重 又 一君 二つ程御尋ね致します、道路のことであるが、日本租界に一ヶ所でありまして道路の中に家が立つて居る所がある、彼等は向うなるのですか、それから經常部に係給手當云ふものがある、是は租界局の御方の係給手當のやうに思ひますが、前の理事長時代この理事長の係給其他……

○議長(中島盛彦君) 得重議員に御注意致します、總豫算案にさう云ふ質問は御差控を願ひたい他の機會に於て願ひます

○行政委員(白井忠三君) 春日街の道路の家は本年は解決して取退けさすことになりました

○牧 向一君 臨時部の五款衛生費に就て第一傳染病豫防費五千兩、其内容の中に傳染病舎増築費も云ふべきものが含んで居りますか

○行政委員(白井忠三君) 含んで居りませぬ、但し十一年度の行政委員會は傳染病の改善を必要と認め、申續きまして研究の上實行して貰ふことになつて居ります、併し豫算には計上してありません

○牧 向一君 是に就ては金の要ることであるが、傳染病の増築は必要であるを考へます、其理由は領事館令で傳染病豫防法が發布されております、赤痢患者の如き昨年一昨年は少かつた

(120)

やうであります、是等がベスト同様入院しなければならぬことになり現在十一名位しか收容されないう聞いて居ります、本年の夏期には種々の患者が起らうと思ひます、十一名位では收容し切れなからうと思ひます、若し次年度の行政委員に御引繼の際は御忘れなく御引繼を願ひます

○行政委員(藤田語郎君) 唯今御質問の件は赤痢の問題にあつたやうであります、非常に見解が違つて居ります、所て吾々は此見解を正したい爲めに當局者に手紙を出して照會したのであります、天津に於ける天津赤痢云ふものは赤痢擬似症の中に入つて居ない云ふ回答を得たのであります、此御懸念は無いやうに思ひます

○牧 向一君 唯今の御話で安心致しました、大正八年の赤痢患者二十八名を出して死亡廿三名を出して居ります、本年などは氣候の悪い方であるを考へますから、二十名も三十名も出来るにバラツクなごに入ればならぬやうなことが起ればせぬか御注意申上げた次第であります

○小宮山 繁君 經常部歳出九款の五項であります、巡捕舎料千八十兩、巡捕は二百十九名であります、三分の一が立つて、三分の一が休懸して三分の一が巡回して居る七十名の巡捕が此家賃で寝るこゝが出来るとは出来ぬかと思ひます、是は煩やする必要はありませぬか

○行政委員(川島範彦君) 唯今の處増額する必要は無いと思つて居ります

○議長(中島盛彦君) 他に御意見ありませんか

○小宮山 繁君 歳出經常部の衛生費第二項四千七百四十兩となつて居る、二項を見るに掃除夫十五人ある、十五人で租界全体の掃除をやるに此金は少し多いと思ひますが

(122)

(121)

○行政委員(藤田語郎君) 小宮山君に申しますが、十五人ありますが、事實四十五人であり、其四の字が抜けてゐるのであります。此掃除の問題に就て序に申上りたいと思ひますが、日本租界の道路などの掃除は支那人は漫々の外見が悪い、午後の三時四時迄掃除をやることがあるので外見が悪い云ふことからは相談をして、掃除区域を三つに分けて、午前六時から九時迄の間に其受持区域をやることにしたのであります。其邊を御承知を願ひます。

○小宮山 警察 第六款教育費の校具費に於て昨年より減じておりますが、其原因を伺ひたい。

○行政委員(藤田語郎君) 小宮山君に相談致しますが、詳細の点に及びますから、其点は星野校長から御答を願ふか、可成なれば私の方から更めて申しても宜しいが、此議場を煩はさないやうに致したいと思ひます。

○田内令三郎君 歳入の經常部八款第五頁の處であります。教育費國庫補助金五千冊ありませんが、帝國議會に於て小學校教育費の補助は五千五百圓増額されたやうであります。それに就て出の好い話であります。此補助も増額の出来るやうに要求するか、請願することは何うですか。

○行政委員(黒澤兼次郎君) 無論行る積りでありますが、一昨年も領事館を通じて貰つたものでありますから、矢張領事館を通じて行らなければ。

○田内令三郎君 それは申込があつたのですか。

○行政委員(黒澤兼次郎君) さうです。

○田内令三郎君 忘れぬやうに願ひます。

○議長(中島盛彦君) 他に御質問御意見ありませんか。

○小宮山 警察 大正十二年度の豫算案に就ては、も大分意見及質問も盡きたやうであります。委員附託に致したいと思ひます。(賛成の聲起る)

○議長(中島盛彦君) それに對して御諮り致します。議長は考へては例年審査の委員に他の豫算案を一括して附託しております。本年も左様したいと思ふので、此總豫算は一議會に止めて置いて、次の日程第三に移りたいと思ひます。(異議なしの聲起る)

それでは日程第三を議題と致します。

日程第三 大正十二年度特別會計官有地拂下準備金歳入出豫算案

○中島德治君 議案でなく御何致したい、議場の整理に就て——昨晚民會の議場で、元當地の領事官補であつた本野氏がやつて来て、私は今日十日にワシントンの大使館に轉任を命ぜられた云ふことであつたが、轉任の辭令を持つて天津民團の民會の席上の監督官席におられることは可笑なこゝと思ふ。是は行政委員の方御承知のことでありませうが、是は兼任の辭令でもあつてか、又一時事務取扱の辭令を持つておられるのであるか、吾々不明の爲め存じませぬのか判りませぬか。行政委員の方に相當の御通知があつたか否か、又それが何日であつたか、併せて伺ひたいのであります。

○議長(中島盛彦君) 其事は御説の議場整理云ふものに關係は無いではありませぬか、監督官の資格立場に關することありますから、尙ほ能く考へて御答致します。

○中島德治君 病中の議長に手紙を掛けて申譯ありませぬか、民會の議場は全部議長が整理な

(124)

(123)

さるものであると思ふ何人が監督官席に居つても……

○議長(中島盛彦君) 唯今行政委員に答辯を御求めたが、それは必要がありませんまい。

○行政委員(黒澤兼次郎君) さう云ふことも聞かぬ譯では無いが、事務引繼をせられる迄の残務を執つて居られるものと思つて居ります。

○中島德治君 官吏の任免は官報の報告ある以上は任地に於ける資格を有つて居る、殘務云ふことも引繼云ふことも時々場合にありませうが、官の通知の無い以上は民會の席に居られることは可笑なこゝと思ふ、能く御調査の上御答辯を願ひます。

○議長(中島盛彦君) 唯今の附議して居る議案に就て御質問ありませんか。

(質問なしの聲起る)

それでは御意見も無いやうでありますから、此日程第三大正十二年度特別會計官有地拂下準備金豫算案も、前案同様一議會に止めて、第四の議案に移りたいと思ひます。

(異議なしの聲起る)

それでは日程第四の議案を議題に供します。其だ勝手でありますが、一寸便所に行きたいので岡崎議員に代理を願ひます。

日程第四 大正十二年度特別會計電氣歳入出豫算案

(岡崎省議員代つて議長席に著く)

○議長(岡崎省議員) 暫くの間私が議長を勤めます。(拍手起る)

○小宮山 警察 歳入第一款の電燈料の備考に就て伺ひたい、それは十六燭光換算五九、七二五燭光一ヶ月分と書いてあります。十一年度の方で見ますと四一、九〇〇とあります。其増加した類が一萬九千四百三十四個になつて居りますが、十一年度から十二年度に移るに就て何う云ふ風に増加せられたか云ふ標準を聞きたい。

○行政委員(岡崎省議員) 先刻の十一年度の更正豫算に依つて申上げたやうに昨年電氣の團營を致した時に豫算した数字は、切換後電燈の需用高が多いのであります。それは現に御承知の通り電球の交換をしたが、其交換した電球の数は建物會社が提出した豫算に非常なる差がある、茲に出てある数字は結局現在使つて居る電燈数を標準としたものを挙げたもので、昨年の四万一千燈は年々増加して行くものを豫算して出しておりますが、現在は個数が斯う云ふ風に殖んで居る、吾々の想像では今迄十燭光を使つて居つたものが三十二燭光の球になつたり一燈が二燈になつたりして、需用家の方で換へたものも相當にありはしないかと思ふ、此数字は現況の儘示したのであるけれども、電燈の使用量が多い云ふ所から考へるに球を換へたこと云ふ事實はありはしないかと思ふ、此豫算は本年度の終りに除程数字が動くかも知れぬ云ふ事は此提案の傍頭に於て御断をして置きたいと思ふのであります。此豫算案に示してある数字は技師の方から申すに確信の無い数字に申上げた、確信の無いものを何故出すか申されませうが、事實が此處に現はれて居るので、事實を無視した数字を出すことも出来ない、事實澤山使はれて居るものを其儘豫算して出しておりますから、負担が重い云ふことになつて、球を小さくする云ふことにならざる、此豫算の数字が減つて來やしないかと思ふ。

○櫻井直治君 私は三項質問したいと思ひますが……(登壇し呼ぶ者あり)

(櫻井自治君登壇)

○櫻井自治君 諸君、此電氣事業の経過は既往六年に亘つて居ます、今日に於て初めて既往一  
 十年間に現はれたものに依つて此決算を作られたのであります、従つて此討論に就ては随分苦  
 心慘憺されたことあると思ひますから此経過を簡単に申上げて感謝の意を表したいと思ひま  
 す、此民團に於て特別會計の團費にしては何うであるか云ふことを計議したのは、大正七年  
 十月に行政委員より調査委員として囑託されたのが三井の青木君と大倉の重信君と不肖の此三  
 人であり、其時代は何の位なれば建物の財産を其儘引受けるか云ふことに調査を進  
 めたのであります、それに就て大倉の案を民團に提出した所が、未だ建物會社の許可期限も大  
 分あることであるから、今一度調査して慎重に行つて宜からう云ふことになりまして、翌八  
 年であり、民團より更に調査委員を選定されて、而して其調査委員中に小生も選入される  
 光榮を得た次第であります、其時の十八の調査委員中に技術の専任として選定されたのは白井  
 君と三井の青木君に、小生の三人であります、而して技術の方面は吾々三人に於て充分調査せ  
 よ云ふ調査會の決議でありました、段々歩を進めて九年の一月委員長の小林君の宅に参りま  
 して、四五年の間は他の發電所より電力を購入してやることは第一利益である、依つて其豫算  
 を作つて出したならば何うだらうと申し所が、小林君が直ちに賛成されて、次の調査委員會  
 に持出して、發電所を造るの電力を買ふ云ふの二案を作りたい云ふ賛成を得たのであ  
 ります、其當時より目下の白井行政委員長は其趣意に依つて出されたのが今日の電氣豫算であ  
 ります、八年より今日迄五十年間の長い間、幾多の議論を聞かされて居る事業を進行し、第  
 二には昨年の夏中殆ど炎熱を極すやうな場合に於て熱心なる努力に依つて工事を進行せられ

(125)

非常なる利益ある豫算を得られて茲に提出されたことは私は無上の感謝の意を表すべきもの  
 であると思ひます、共に私は根本よりの關係上案出された所の電力を買ふ云ふことに依つ  
 て實現された、莫大なる利益を得られる云ふことは諸君の御努力と共に感ずるべきことであ  
 ります、是より一二項質問をしたいと思ひます、昨年の民團に於て大澤委員よりの御答辯には  
 線路の損失は六%であるといひながら、六%云ふことの確なことを示すのは注文が無理  
 かも知れぬが、此料金を換へる御答は無いが、第二は電燈料金を建物會社時代に比して二倍  
 になつてゐる爲めに、不要求であるから、暫時料金の交渉を見合せてゐる云ふやうな方々  
 がある云ふことを聞いてゐる、是等に對する二倍三倍さつた理由も、又如何なる方法に依  
 つて之を解決なさるか云ふことを聞きたい、第三は扇風機の交換に關する報告の件、此扇風  
 機の問題は昨年の民團に於て藤田議員の質問に對して、電球は十二月に切換へるから本年の豫  
 算に計上してある、扇風機は本年の行政委員に相談して何さかするだらうと申して本年の結算に  
 於て討論することにならうと云ふことでありました、是に對して報告せざるや否や、第四  
 は民團の經營に移つて電燈料金の徴收成績如何、若し経過良好ならぬとすれば如何なる理由に  
 依つて不良なるや、是に對して改善の御意見なきや、私は不結果を來たして居ればせぬかと思  
 念して居ます、是は豫算に大關係を有つて居ることである、第五、目下の電燈料金は  
 之を値下げする御意見なきや、此料金問題は昨年の民團に於て質問がございました時に、大  
 澤委員の答辯に據ることは本員の希望である、併し民團の財政上他に財源を求むるより此  
 電氣に依つて財源を得ることが、樂であること考へて居る、又第二には昨年営業期間が近寄つ  
 て試験時代である、試験時代は多利金に依つて徴收したい、而して來年三月の民團に於て充

(126)

分諸らうと思ふから、それ迄辛抱して呉れ云ふ御答でありました、而して此四ヶ月間の状態を  
 見るに昨年の民團に於て豫想せしものより、歳入豫算に於て一万三千六百九十九兩増しており  
 ます、従つて創業時代であるから歳出に於ても澤山の電力料金を拂つてゐると思ふ、是は十一  
 年の豫算に就ては切實當時の爲め澤山を要したので考慮する要は無いと思ふが、前に述べまし  
 た次第であるから此四ヶ月云ふものは豫期以上の成績を得られたものと思ふ、而して本年  
 度の収入豫算は三十七万三千五百四十四兩であり、十六燭光一個當り五十兩となつてゐる、  
 尚ほ之を團費にすべく計議した時代の十一年度に於ける歳入は収入に於て二十三万八千六百兩  
 で、十一年度は約九万兩の増加になつてゐる、是は矢張り電氣需用者に於て勉強されたか、或は  
 行政委員が此設計中の計議に注意されて豫期以上の利益を得られたこと、感謝する次第であ  
 ります、然るに此利益のある云ふことは、是には隔る確な理由があります、決して此豫算は  
 杜撰でなく、確な豫算と確信致します、其理由は最初計議時代に於て購入すべき金額の豫算を  
 五百キロワットで、是が十萬五千六十兩とす、一キロワット當り六仙三厘九毛になつてお  
 ります、此差が約一萬兩あります、尙計議の際に於ける豫算より燈數に於て一萬九千七百兩を  
 増加してゐるから、是から見て總豫算が歳入に於て決して杜撰な利益の澤山あるものを出し  
 たものと思はれないのであります、而して二十二兩の事業費に對して幾ら儲かるか研究し  
 て見るに二十二兩以上儲かる、之を資本に割當てる二十一兩四三三、此高い電燈料を居留民  
 が支拂はなければならぬ云ふ事は是利益であると思ふ、又白井行政委員長は十年度の民團に於  
 て、資本金に對し十三兩の儲があるから六割六分三厘に當る、是程儲かるから賛成せよと言

(127)

はれて賛成を求められ、民團も可決されること、信じて私は双手を擧げて賛成したのでありま  
 す、然る所豫算に反して儲からないならば行政委員を責めるが、負担が多くなつてもそれに應  
 ずるが、六割でも是利益であるが十一割も儲かる豫算が出てゐるのであるから、行政委員の間に  
 於ても白井委員長及他の委員に於ても、少し値下をしなければならぬ、氣の毒である云ふ觀念  
 が起らないかと考へるべきであります、又何うして値下をするのが至當であるか云ふは原價  
 は一キロに對して六仙三厘九毛になつてゐる、是に對して六%の損失を見るにしても一キロ六  
 仙七厘七毛、是に諸經費を入れても十二仙八厘三毛にしかならないのであります、是に利益六仙  
 五厘を加算しても十九仙二厘二毛に賣れるのであります之を平均二十仙位に値下けることは  
 至當と考へておられます、日本幾りで調査して見ますと至つて不成績なものでも、全部収入の中  
 三割三歩が電力、三割が利益で三割三分三厘が經費なること好成绩の電燈事業云ふことにな  
 つておる、天津の電燈に於ては皆値が二十九仙、經費が七仙七厘七毛になつて、利益が二十  
 一仙、斯の如く數字に於て變態を來たしてゐる、斯う云ふやうな利益が澤山あるものであります  
 から電燈料は値下をするが至當である、さう云ふ利益を得られる云ふのは、日本の電燈事業  
 に例の無いこと、是は何であるか、即ち電力料は發電力の大きなものに依頼して安價に購入  
 し得られる爲め其利益あることを認められる又株式會社のやうなものである、是以上の供給  
 者があるものであるから、前申すやうな一割の利益も出ないのであります、それで斯の如き豫  
 想外の利益のある電燈事業であるから、電燈料で徴税することは他の方法を以て徴税するより  
 簡便であり或は平等である云ふやうな意味を以て、少しも値下しない云ふやうな案は間  
 違つてゐるやしないかと思ふ私は此理由の下に電燈料の値下を行政委員に希望する次第であ

(128)

ります (拍手起る)

(行政委員會議長白井忠三君答覆)

○行政委員會議長(白井忠三君) 今櫻井議員から電燈事業の状態に就て御質問があつて、専門家の御質問であるだけに非常に筋の立つた御質問であります。決して私には出鱈目ではなく、眞面目に御答致しますから冷静に御聴取を願ひます。料金制を換へる考は無いか云ふことに就ては申す迄もなく換へる考を以つております。素より上げるとなく下げる考であります。昨年申上げましたが日本租界の電燈料金は支那町の料金、英租界の料金等天津の各會社に比較して見ますと、從來の料金は何れに較べても安くなくて居ります。それは平均に於て安いので使用方の少いものは高いが、電力を余計使ふ方の料金は大變に安い云ふ状態にあつたのであります。此故に昨年の春民會に團營の料金制を提案した時には、之をも少し現在の主張に適用するに有難な階級の料金を安くしてあるものを引上げ、少し使用する下級の負担率を安くする云ふ精神の下に改めやうぢやないか云ふ議もあつたのであります。如何せん電燈會社の電燈事業を引續ぐ時の状態を同一に見る譯に行かない云ふことは御承知でありませうが、機械も古い、線も古くなつて居る一部は電車會社から電力を購入して居つた、此状態に在るものを標準として予算を立て、行くことは輕率ではないが、一應引取つて實際やつて見た上で料金を定める方が宜い云ふ考から三四ヶ月の間建物會社の料金制を其儘行つて行かう云ふ提案でありました。現在其儘行つて居る、去年四ヶ月の實驗を経て民會に隨ひ方つては昨年の約束に依つて御目に掛らなければならぬ考であつたが、現に改革の案も三つも作つて研究致しましたが、茲に最も遺憾であることは、先刻來の議論の出発点として電燈料金の基礎云ふ御話

(180) (181)

もあつたけれども、此基礎が疑はなければならぬ状態になつたのであります。是は十一年度の更正豫算の時に申したやうに、引續ぎました時の電燈の数は二万八千位でなければならぬものが、交換して見ると非常に須むて三万以上の電燈を急に交換したのであります。無論大分複雑して不整頓の所もあるものであります。需用家に於ては電氣業者から交換して貰つた爲めに人情として粗漏に電球の交換をされたのではないかと考へる、二十燭を點けた所に三十燭點けて居つた所も御注意がつかつた云ふことは事實に於て大分あります。其爲め現在の御話のやうに前に十燭で済んだものが、今度は二十燭もかゝる、先づ第一に電球が元のものではない、燭光が多くなつたものから居つたものが澤山ありはしないが、私共の廊下などにあるものを調べて見ましたが、從來十六燭光の所に三十二燭光を點けてあつたが、あれでは二燈を點けると同じであります。料金の増加は此点から来て居るはせぬかと思ふ、又電力料金の多くなる云ふことは、建物會社の當時は北旭街の如きは、他の方面の如く電壓が正規のものが送られてゐなかつた、百ボルトの所に二割三割低い電力が送られて居つたが、それが團營になつて新しい配線になつてゐるから、二百二十ボルトは全く掛値の無いものが送られて居りますから、電壓が高い爲めに消費高が高い云ふことも一つある、今も一つは新聞に書いて置きました、朝晩に余計に御使ひになる、是迄は日の短い時は何れもスイッチを入れても電氣が来なければ幸甚して居つたのであるが、今度は二十四時間電力が来て居りますから、何時でもスイッチを入れれば来る、今では何時からでも點ける云ふことだから、知らず識らず電氣を余計に御使ひになる云ふことが加つて、皆さんの料金の負担高が非常に殖へたものと想像する、さうして見れば今の状態に收入せられるものが長く續いて入つて来るさうな

は出来ない、今迄通り高い云ふ言ひながら御拂になれば十一割儲かるのであるから下げることは差支ないが、負担の多い原因が何處にあるか云ふことが判つて来て、朝晩余計使つたものを少し時間を制限するやうになる、今迄置上げて来たものが段々減つて来る、さうなつて来る。今この料金を基礎として料金を改めることは不安であります。料金を少し低減することは全く同意であります。一遍此時期を延ばしたい云ふことが結論になりました。何時になるか云ふことも、一年待つ云ふことは長いことではあります。あつた日程の際に申さなければならぬ、例の低利資金の用途が全部の提案が出来ない事情があるので、本年は遅くも六七月迄には臨時民會を開いて御集りを願はなければならぬことが起る考へる、其時迄に料金を實際に研究して提案することが出来る考へます。現在の行政委員は之を豫想して此際料金制を改定せずして、其上で踏ることにする云ふことにしたい云ふことで、此案を提出しなかつたのであります。殊に櫻井君は御不審に思はれるでせうが、三ヶ月も経てば専門家に意見を付く云ふことが當然出るが、一つ了解を得たいことは、肝腎のメートルが着かなかつた、今以てメートルが付け得なかつた爲に十一月以降の勘定を貰はない人もある、是は實際變らぬ電力が使はれて居るか云ふことが統計することが出来ない、此頃此メートルも全部到着して電氣取付を終つて居ります、あつた三ヶ月に的確に統計も出来、料金改正の基礎を確立することが出来る譯であります。一度御幸を下さつて、此次の臨時民會を御待願ひたいのであります。料金の徴收成績はどうか云ふことに就ても今申すやうな譯で、二月末迄に二万何千人の内に取れないものが相當にありますが、滞るご申すより、幾ら請求して可いか云ふことを決めることの出来ないものが多いのであります。滞納者云ふやうな意味のものが何の

(182) (183)

位出づ来るか云ふことも判つて居らぬ、第一ロス点であります。折角賣つたロスが幾らあるか判らない、担当の技師の話では當初の見込と違はないと申して居ります。それから煽風機の補償をするか否か云ふことは、前の民會に於て決議されたことは補償しない云ふことであつたが、昨年の三月の民會に於ては電球に補償する、煽風機は夏のものであるから、今回の民會に決れば可い云ふことで未決の儘になつて居る、處が電球の交換に補償金を拂つた云ふことは一番悪かつたのであります。無料で電球をお預になつたので非常に數量になつたことは明かに失敗の歴史と思ひます。煽風機も同様の理由の下に今度は補償しないことと申す、煽風機を持つて居るものは困らぬ、建物會社に借りて居つたものは影響もないから今度は一切面倒の起らないやうに補償をしない云ふことに決めたのであります。是は御質問の全部に御答した積りでありませう、又足らぬ所は更めて御答致します。(拍手起る)

○石川 議員 白井議員から續々説明がありましたが、今御説明のことは大体了解して居りますが、メートルの御検査は無いことになつて居りますが、新聞紙上で拜見もしましたが、大した費用も掛らぬ云ふことであるが、是に就ての行政委員の御意見を聞きたい

○行政委員會議長(白井忠三君) 何日のことであつたか覚ひませぬが、片岡技師からメートルの狂つて居るか否かを発見することを新聞で説明させましたが、除り専門的に判らぬ云ふことではあります。素人の方が御覧になつても判るやうになつて居ります。彼の方法に依つてお調べになつても向メートルが怪しいと御覧になる方は、試験料は法規の上では貴ぶことになつて居りますが、現今は民團自身が試験する事として料金を貰はずに試験することになつて居ります

全部検査することは限りある吏員の手では日数も掛るが、怪しいと思ふ方は、租界局に言つて貰ひたい

○石川 通君 十軒位でも試験しては如何ですか  
○行政委員會議長(白井忠三君) 試験は十軒二十軒ではない、澤山致して居ります、故障を發見しないから、メートルに狂ひが無いものさ決めて居ります、メートルの検査も急がなければならぬが、建物會社の線の爲め低く敷設した線を第一に高く敷き直さなければならぬことになつて居ります、總掛りでやつて居ります、又一面屋内の線の悪い所も心配されるので、四月一日から始めやうと思ふことになつて居ります

○石川 通君 何の位やつて居りますか  
○行政委員會議長(白井忠三君) 五六十個やつて居ります、二千何百のメートルであるから、其中から當方が掴み出して検査するに五六十も検査すれば間違はないと認めて居ります

○石川 通君 唯今の御説明で大體解りましたが、大勢の問題であるから伺ひますが、白井議長の云ふやうに検査すれば可いのでありますが、余り高いと云ふ批難があるが需用者自分から検査を御願ひになつた方が少いだらうと思ふ、今少し考慮を願ひまして大體の見當で御調べになつたらば御参考にもなると思ひますが

○議長(中島盛彦君) 一寸御諮り致しますが十二時以後になります、時間を延長致します

○桑原 謙助君 扇風機のことを伺ひますが、扇風機は一切補償をしないと思ふことをご伺ひましたが、従来の扇風機の数は現はしたならば少いものでない、何さかして従来の扇風機を使ふやうな方法を講じて頂くやうなことは出来ないので、日本からやつて来る活動寫眞の如

きも、ボルトが異ふと云ふやうなこともあるが、従来の扇風機を今此儘使用するご云ふことになると三十仙か四十仙により買はない、買ふ時は三十仙五割で買ったものであるがそれが三十仙四十仙では情けない、何さか便ふ方法は付きますまいか

○行政委員會議長(白井忠三君) 一人一人の事情を伺ひますご御氣の毒な情態にあることと思ひますが、全体に於て補償をしないこととする方が可いご決定しました、今の御質問のやうな専門的のことは私には説明が出来ぬが、専門で解り方が聞いても余り解らぬのであるから、電氣の商賣の方が租界に在られるのであるから、其人に御相談なさつた方が宜からうと思ふ交流の扇風機なれば、要原機を用いて何さか其儘利用の途があるのではあります

○小宮山 繁君 大正十二年特別會計電氣歳入出豫算案に就ては、實は私は今夜緊急動議でも出して二割五分になるものを割つて了ふと思つて出て来たのであります、六月臨時議會を開くご云ふ御話でありますから、非常に安心をして當初の考は止めます、十一年度の歳入は専門の方から申すご極めて確實であるやうに思ひ、専門家以外の方から見ると不確實のものと思ふ専門家以外の方々に確信を與へられないやうに思ふが如何ですか

○行政委員會議長(白井忠三君) 諸君常識も専門的も同一に考へられる、今點けて居る通りであれば豫算通りに入らぬが、脚光を小さくする、朝晩の時間を切詰めるご此豫算が變ずることには素人でも専門家も同じ考であります、豫算の豫備金が何萬弗もあるご云ふことは申譯無い次第であります、一年に是だけのものが入つて来るか、當にならぬから、此割つたものを押込んであります、是は専門家の方でも安心が出来ないのであります

○桑原 謙助君 もう既に十二時十二分であります、皆御同様に御困りでありませうが、何時迄

御やりになりますか

○議長(中島盛彦君) 御答致します、桑原議員も御承知の通り、議事の進行上から考へて時間も迫つて居りますが、可成り此豫算案を第一議會の儘委員附託にして、第五、第六を一瀉千里に決定を願つて閉會したいと思ひます、御意見も御質問もなければ如上の方針で進めたいと思ひますが、(異議なしの聲起る)

○議長(中島盛彦君) 唯今議題としてある大正十二年度特別會計電氣歳入出豫算案は第一大正十二年度居留民団歳入出豫算案第二大正十二年度特別會計官有地拂下準備金歳入出豫算案と共に、第一議會の儘審査委員に附託したいと思ひますが、御異議ありませんか

(異議なしの聲起る)

○議長(中島盛彦君) それでは審査委員に附託ご云ふことに致しますが

(議長指名ご呼ぶ者あり)

○議長(中島盛彦君) 議長指名の動議がありますが

(異議なしの聲起る)

○議長(中島盛彦君) 以上三案の各豫算審査委員は岡崎省藏君、上野壽君、大久保忠雄君、平井久一君、牧向一君、竹内三三君、好富通明君、相原俊夫君、石川通君、藤江眞文君の十名に御願ひ致します(拍手起る)

○議長(中島盛彦君) それでは直ちに日程第五特別會計道路及下水暗渠築造工費歳入出豫算修正案、第六特別會計下水暗渠及道路築造工費歳入出豫算修正案、此兩案を一括して議題に附したいと思ひます、御異議ありませんか

(異議なしの聲起る)

日程第五 特別會計道路及下水暗渠築造工費歳入出豫算修正案

日程第六 特別會計下水暗渠及道路築造工費歳入出豫算修正案

○行政委員會議長(桑原謙助君) 此兩案共更正の理由はウエズ運河の支出が協賛を得た額より増加した結果に基いたのであります、最初大正十年度に壹萬弗のウエズ運河の費用は一万二千弗ご云ふことを聯合租界事務所から通知があつたのであります、其後又設計が變更されて三萬弗増加ご云ふことを言つて来た、是は國際的工事でありますから己むを得ず先方の申出の通り承諾を與へ、ウエズ運河に要するものは四萬二千弗ごなつたのであります、是に伴ふ歳出として道路、下水暗渠築造其他二項の費用は入札の結果の剰余金に豫備費を以て来て加へた結果であります、斯かる意味合の豫算更正でありますから議會省署で御賛成を願ひます

○石川 通君 唯今桑原委員から説明があつたが、御九のこゝに存じます議會省署可決致したいと思ひます

○議長(中島盛彦君) 他に御質問御意見ありませんか (發言者なし)

然らば石川議員から動議がありました議會省署可決確定して御異議ありませんか

(異議なしの聲起る)

○議長(中島盛彦君) それでは決定致します、御諮り致しますが、行政委員の希望もありませんで日程第七の土地買収の件第一議會を済ましたと思ひますが、御異議ありませんか

(異議なしの聲起る)  
それでは本案を議題に供します

日・程・第・七・土・地・買・取・ノ・件

(行政委員白井忠三君)

○行政委員白井忠三君(日) 日程第七土地買取の件、先般臨時民會で御諮り致しました民會多年の希望で出来た低利資金に依つて買取する土地の一部であります、實は百万那の用途を此民會迄に具体案を作りまして御諮りをすることに臨時民會に於て約束したが、其後新聞紙上で御承知と思いますが、此案の諸案項案の時に詳細申上げますが、宛港問題が急に進んで来たので、民團の理事者が殆ど其方に手を取られて、土地買取の方は調査を進めて行くことが出来ない爲め全部の買取案は出来ない、其内容は何處迄進んでるか云ふ事、天津土地建物會社の方で此位迄買取つて呉れ云ふ事は決つておりますが、民團の方は其申出の額に如何に保はらず、値段を算出して是に應じて買はねばならぬ云ふ事、民團自らの値段を付けて出す云ふことで其方針を監督官にもお話しして、それで宜い云ふことになりましたので、其額を民團から調査して居る途中へ今の他に研究を要する問題が起つて本日提案が出来なかつたのであります、出来るだけ早く臨時民會を開いて更に御諮りすることに致します

茲に提案されて居る土地は多年民團が管理をして持つて居る土地を買取る案であります、是は皆さんも御承知でありませうが、昨年の行政委員會が彼等は買取の相談を極めて、假契約を結んで居りますが、此事件が原因で、民團に從來見たことのない不祥の事件が発生して居る次第であります、大木幹一君の遺囑問題は此土地から起つて居るのであります、一方刑事問題の

(188)

起つて居る土地を何う云ふ風に處置したならば可いか云ふことは可なり困つた問題であつたのであります、是は素より假契約をしたのでありますから、既に値段も決定し代金の支拂も民會の協賛を経たならば契約してあります、然るに其當事者に買取に關する遺囑の刑事問題が起つて居ることは何う考へたならば宜からう云ふ事であるが、極めて冷静に考へて約束した其當時の値段は時價から考へて決して割高のもので無い云ふことは明かでありませう、乃ち當時行政委員會が假契約をやつたのは高くないからであります、高くない而已ならず、此管理地は多年民團が管理して来て、其土地が充分利用の出来る土地として種々の計畫を立てたやうな譯で、此土地の地主が出たならば買取らなければならぬ云ふことであるから之を買取るより仕方がない、唯それが一方に起つて居る刑事事件と云ふものがあつて、民團が爲めに不利を被るやうなことが無いか云ふことを考へて、此点に就ては監督官の意見も聞いた所が、之を切離して考へて宜しい、民團が買ふ云ふなら買ふても宜しい云ふ意見であつたから、刑事事件と引離して提案致しました、随分所有者に關して議論も出ましたが、昨年大木氏が假契約を結ぶ前に於て、支那の地主に對して支那の官憲が其所有權を認めて、其を申出たことは間違が無いと思ふから、實地調査の上所有權を認めてやつて呉れ云ふことで領事館に公文を出して居る、苟も一國の役所が出たものであるから、其地主の所有權を明かに認めて、正式に民團に買取つて了ふ云ふ方針で此案を出したのであります、今一つ御断りしなければならぬことは二筆の土地が隣合つて居る、一方は埋立費を除き一坪十二那、一方は八那、同じ隣同志の地面に四那の相違のあることは行政委員も困まつたのであります、大木氏が契約したのは兩方共十二那であつたが、其後一方の方は地主が支那人の元地主

(187)

の間に完全に譲渡手續が、出来て居ない、日本の役所では認めて居ない云ふことが發見されたのであります、其處で行政委員會としては豫め假契約者に對して不完全な所は更正を願ひました所が、喜んで之に應じ値段の所も下けても宜い云ふ相談があつたので、それでは値段を下けて呉れ云ふことで、何の位に値段を下けて宜いか云ふことを、課金調査委員會に相談して八那云ふことに、地主も承諾して改め契約されたのであります、一方は是れ全く事情を異にして居つて、民團は是非買取らなければならぬ云ふ方針から、交渉をしたけれども民團に金が無い、茲に於て信託興業會社を携ひ、之に一時買取方を頼んで、それから民團が契約をしたのであるから事情を異にして居ります、値段を下けさす云ふやうな餘地を有つて居りませぬ、已むなく從來の契約の値段の下に買取する云ふ案を提出した次第であります、大きな眼から見て支那の政府の證明云ふ点に御信任を置いて、此案に御賛成を得たいのであります

○石川 通君 唯今白井議長から説明がありまして能、解りませぬ事が二三ある、大きな眼から見て買へ云ふ事ではありますが、私は反對の意見であります、立派な行動を執らなければ將來買へないと思ふのであります、尤も監督官廳から之を刑事事件と切離して可い云ふ事があつたのであります、私が此議案を拜見するに説明を伺ひましたも、もつと廉く買ふ事が出来る物も高く買はなければならぬかも知れぬ、もし内容を詳しく支那の官憲が證明した云ふ事であるが、(此間數項)何も之を直ちに買はなければならぬものでないと思ひます、之を直ちに買はなければならぬ云ふ事に就て行政委員に於て、もし詳しく説明を願ひたい○行政委員白井忠三君) 既に申上げてありますが、説明すべき要点を御舉げ下さい

(189)

れば尙説明致しますが……(此の間數項) 公文書は支那の政府の公文書として認めて居るので……(此の間數項) 何卒石川さん質問の要点を……

○石川 通君 白井議長から御話もありましたから具体的に質問致します、此天津信託興業が買つた時が幾ら云ふことを承りたい

○行政委員白井忠三君) それは此案を審議する上に必要でありませうか、信託會社が幾らで買つた云ふことは必要な條件で無いと考へます假令貴方が物を買ふ時、其賣手の買値を更に調べさすも、其買物の値段が適當であるか否かを考へればよいではありませんか、商賣的の懸引で此問題を考へず、民團が此土地を必要とする、必要とすれば値段の適當であるや否やを考へて、此問題を決すれば宜いのであります

○石川 通君 民團は個人の問題でないから、可成公共の利益の爲めに買ふことを目的とするのであります、個人が買ふならば十萬圓でも買ふかも知れぬ、私は個人の立場として質問するのは無いのであります

(此間藤田委員と石川議員の間に問答あれき) )

○得重又一君) まだ公判も聞きませぬが、此重要な問題を今日此民會で決すべきもので無いと考へます、前の臨時民會の議事録の二十三頁に白井議長の説明があります、即ち十二年度通常民會に於て得重の上慎重にして決定する云ふことであるが、私は此事に就て緊急動議として委員附托にして、買取するならば買取る、やめるならばやめる云ふことに決定を願ひたい私は斯んなことを申すに鳥許々聞しいが、豫審廷に二度召喚を受けて居ります、兎に角此問題は今晚議しなければならぬ理由は無いと思ふ、皆さん如何ですか

(140) 此間藤田委員と中島議員との問答あるも判る

○中島徳治君 此土地問題は天津の日本租界を震駭せしめた事件であります、之を審議する場合には餘程注意を以て審議しなければならぬ、不祥事件の横はつて居る時に何を苦んで之を議決しなければならぬか

(此間藤田委員と石川議員との問答あるも判る)

○得重又一君 私は申上げたことが澤山あります

○行政委員會議長(白井忠三君) 私は唯今の提案に就て得重議員、中島議員の仰しやることは、提案の理由を少し詳しく申せば御解りになると思ひますが、昨年十一月天津を震駭させた不祥事は此土地に關係して居りますが此提案は刑事被告事件とは別物である、此土地を買ふこと云ふ約束をして起つて居るが、民團の代表者であつた大木幹一君が買賣の契約を結んで居る、此契約が民團の意思でない民團の席で御決めにすれば、破毀すれば可いのであります、も一年待つても宜いぢやないか云ふことは、全然事情が判らないから、契約をした者は大木君個人でない、其代金は通常民團に落つて拂ふことになつて居る、此民團が必要でないから買はぬ云ふことになれば第三者の手に移つて了ふ、其移つて了つた後に其次の第三の地主は如何なる結果になるか知らぬが、此土地を民團が必要としたならば其契約を履行して將來如何なる苦情を以て來ても、吾々は支那政府の保障の下に買取つたと言へば可い、何等民團が不安を感じるやうなことは無いのであります、それは假契約の出来上つて居る云ふ事實は支那政府の證明が根據であつて、之を民團で有耶無耶にして置く云ふ譯には行かぬ、假契約をして取つて置いてあるのであるから、可いければ假契約を破毀すれば可い、併し民團が管理して居つた

(141)

土地を誰かに引渡して了はなければならぬ云ふ譯になる

○得重又一君 さうも契約を重んぜられるだけで、租界地のことば思はれて居るやう何うか判らぬ、私は此問題は長い歴史がある、今暫らく御待を願つたならば宜からうと思ふ、

○行政委員會議長(白井忠三君) 唯今申上げた通り、民團としては無論可成利益を得たい、是は貴方の議論と一致して居るが、既に出来て居る契約は假りに信託興業會社から買ふこと云ふことになつて居りますが、之を破毀して買はぬことなる、信託は誰かに賣るかしなければならぬ會社は相當の金を拂つて居る、而して政府の認めた證明で其所有權が會社に移つて居る、民團としては假契約によりて始末をせなければならぬ、是は決して民團の爲めに不利益になるのではない、他に利益になる方法があれば、其利益になる方法を説明して貰ひたい、もし廉く買つて云ふ様な方法を御考にならぬか知らぬが、詰り事務審議に屬するから詳しく申すことは出来ないが、民團が十弗で買ふことが出来ないか云ふことも考へたけれども、或被告が不當の利益を儲けて居るに假定しても、民團としては、是をさうする事も出来ない結局彼の土地が入用であるか否か、之が入用であれば此契約を履行して買取つて了ふ、必要ならば契約を承認しない其時は民團の土地にならない、此何千坪云ふ土地を全買はずに了へば不利益である、何等情實にさらわれた考ではありませぬ、此邊は極く冷静に考へて貰ひたい

○得重又一君 一つ事を申すやうであるが、續くり買取つては何うです、低利資金が玉來てから買取つては

○行政委員會議長(白井忠三君) 既に假契約がしてある、何うしても買ふか買はぬか決めなければならぬ

(142)

○得重又一君 買取るか否かを問ふ必要はない

○行政委員會議長(白井忠三君) 貴方の御話から考へると、此議場で論ずる必要が無いと思ふ、行政委員に御傳へになるれば若面でも御傳へ願ひます

○清水幸三郎君 白井委員に伺ひますが、此提案は以前大木委員が代理をして居られて、此点に依つて清職事件が起つて居る、貴方が歸られて此案を破毀する意見は無かつたでせうか

○行政委員會議長(白井忠三君) 破毀するか否かは民團で御諮りする外ない、

○清水幸三郎君 是は民團に諮つて契約したものでないから民團に諮る要は無いと思ひます

○行政委員會議長(白井忠三君) 行政委員會議が代表して五三三三契約した、其契約を行政委員會議が破毀することは出来ませぬ、何故か申す、それが出来れば行政委員會議は或は都合が好いかも知れぬが、民團を代表して第三三三三契約した以上は責任を負つて居るのであります、唯此假契約たるや、民團の決議を経なければならぬ否決すれば消滅するが、行政委員會議自ら破毀することは出来ない、唯同意を得て契約を改めることは出来ないから御相談をしたのであります、處が天津信託の方は民團が頼んで買取つたことになつて居るから値段を減らすことは出来ない、手續の上にて變更は出来るが、實質に影響ある變更は出来ないであります

○清水幸三郎君 唯今白井議員は民團が頼んで買つた云ふ御話であるが、何の必要あつて民團が信託會社に頼んでお買になつたのですか、先刻値段のことに就て御話があつたが、土地の買収に就ては、自分の方でも、是でなければ取らぬ云ひ、石川君の質問に對しては値を云ふ必要が無いと正反對のことを言はれるが、さう云ふことがあるにも拘らず……

○行政委員會議長(白井忠三君) 大變聽達へて居られるが、私は石川君の質問に答へたのは天津

(143)

土地建物の土地と違ふ、是は既に假契約が出来て居る、是から買ふものでない、是から買ふなれば充分調査しなければならぬが、既に七月五日付を以て民團の代表者は買ふこと云ふ契約をして居る、行政委員會議が土地を買ふこと云ふことは甚だ越權であると思ふか知らぬが行政委員會議は假契約をしたのである、完全に買取つてない、而かも居留地の空地を民團に買取りたいこと云ふことは民團の多年の輿論で、大木幹一氏が勝手に買つたものでありませぬ

○清水幸三郎君 此値段の点に就て民團から、御決めになつた、其お決めに成る時に調査しなかつたのですか、貴君方民團を代表せられる方が契約する以前に大木君なり行政委員が調査しなかつたのですか

○行政委員會議長(白井忠三君) 大木君は刑事被告人となつて未決監に居りますので、私は一方の口より聞くことが出来ぬが、土地の値段を評價するには課金調査委員會に評價させることになつて居ります、大木君が出て來ないから判然はしないが、課金調査委員會に完全に諮つて居ないと思はれる所があるので更めて課金調査委員會に諮つて幾らか云ふことを聞き、課金調査委員會は十二那は寧ろ廉い云ふ査定を致して居ります、是以上大木氏が何う云ふ風に調べたか答辯は出来ませぬ

○小宮山 繁君 此土地を十二那で買ふこと、土地のことに就て訴訟を起して居るやうであります、政府が證明して居るのであるから、確實に永久に買収した後も用ゐることが出来るか否か、民團に買つて所有權が變るやうな差がなければ買収すること云ふことは、他の土地に對して高いものでないと思ひます

○行政委員會議長(白井忠三君) 私の解釋又監督官廳の解釋に依つて民團として此土地を買取つ

第六日 大正十二年三月二十六日於公會堂議事室 出席議員 百八十四名

Table of 184 members of the Diet, organized by region (e.g., 川田房吉, 財満敏衛, 玉井利三郎, etc.)

(146)

た爲め、萬一苦情が起つて来ても、其罪は支那政府に負はせる、民間自身が責任は無いと思ひます。
○清水幸三郎君 聞く處に依ると支那の交渉使が證明された云ふことであるが、何う云ふ風の證明になつて居りますか。
○行政委員會議長(白井忠三君) 私共は支那の土地に對して支那の政府が與へる證明は何う云ふものか、外國人には判りませんが、私は支那の證明を信じて居ります。
(此時地券に就き清水議員と白井委員との間に質問應答あり)
○議長(中島盛彦君) 御質問なり御意見も盡きたやうであります。如何ですか。(發言者なし)
それで御諮り致しますが、唯今附議して居る日程土地買収の件を此儘二讀會に移すことに御異議ありませぬか。
(異議なしの聲起る)
それでは二讀會に移します、本日は大分晩くなつて居りますから此儘に止めたいと思ひます、尙ほ中島議員の質問に對して二項に別けて御答致します、先程の現場整理の点から見て監督官席に本野氏が着席されたことは面白くない、云ふことであつたが、第一項に對しては本野氏が監督官席に着席せられたのは吉田監督官の隨員であつて議場の整理上に差支ないと思ひます第二項に對しては行政委員に御伺になつたが、私から御答致します、本野氏が轉任になつて居ることは事實であるが、任地を離れる迄は當然義務を就つて居られるから何等其處に差支ないと思ひます。
○行政委員會議長(白井忠三君) 私は皆様に御諮り致したのであります、是は一の動議であります、唯今の議案の質問應答に於て既に皆さんも此土地は種々の事情のある土地であることは御承知で、此議事録に今迄公開された應答が其儘附つて配布されることは民會として不穩當に認めますので、或は迄其應答を削除することを御承認を得たいと思ひます。
○議長(中島盛彦君) 白井委員長から動議がありましたやうに議事録の方から不穩當な應答の分だけ削ることに御異議ありませぬか。(賛成の聲起る)
それでは左様決定致します。
それから土地買収の件を二讀會に移しましたが、此際議して下さる議員各位が御承知下さいますれば結構であると思ひますが、行政委員の注文もあり、此儘二讀會を省察して可決確定することに御異議ありませぬか。
(異議なしの聲起る)
それでは可決確定致します、尙ほ豫算各議案の審査委員に對して御願致します、委員會は廿六日に開くことに致しますが、何れ更めて御通知致します又明晩は審査の都合に依つて少し遅れるかも知れませぬから、午後九時から開會致します。
○行政委員(藤田語郎君) 速記録に削除するものは新聞にも其記事は出さないやうにした方が宜からうと思ひます。
○議長(中島盛彦君) 皆さんに御諮り致します、今の御注意に對して新聞紙若くは雜誌等に掲載をせぬことに致したいと思ひます、御異議ありませぬか。(賛成の聲起る)
關係の方に御諮り致します、何卒御掲載なきやう願ひます、それでは閉會致します。
午前一時四十分閉會

(145)

た爲め、萬一苦情が起つて来ても、其罪は支那政府に負はせる、民間自身が責任は無いと思ひます。
○清水幸三郎君 聞く處に依ると支那の交渉使が證明された云ふことであるが、何う云ふ風の證明になつて居りますか。
○行政委員會議長(白井忠三君) 私共は支那の土地に對して支那の政府が與へる證明は何う云ふものか、外國人には判りませんが、私は支那の證明を信じて居ります。
(此時地券に就き清水議員と白井委員との間に質問應答あり)
○議長(中島盛彦君) 御質問なり御意見も盡きたやうであります。如何ですか。(發言者なし)
それで御諮り致しますが、唯今附議して居る日程土地買収の件を此儘二讀會に移すことに御異議ありませぬか。
(異議なしの聲起る)
それでは二讀會に移します、本日は大分晩くなつて居りますから此儘に止めたいと思ひます、尙ほ中島議員の質問に對して二項に別けて御答致します、先程の現場整理の点から見て監督官席に本野氏が着席されたことは面白くない、云ふことであつたが、第一項に對しては本野氏が監督官席に着席せられたのは吉田監督官の隨員であつて議場の整理上に差支ないと思ひます第二項に對しては行政委員に御伺になつたが、私から御答致します、本野氏が轉任になつて居ることは事實であるが、任地を離れる迄は當然義務を就つて居られるから何等其處に差支ないと思ひます。
○行政委員會議長(白井忠三君) 私は皆様に御諮り致したのであります、是は一の動議であります、唯今の議案の質問應答に於て既に皆さんも此土地は種々の事情のある土地であることは御承知で、此議事録に今迄公開された應答が其儘附つて配布されることは民會として不穩當に認めますので、或は迄其應答を削除することを御承認を得たいと思ひます。
○議長(中島盛彦君) 白井委員長から動議がありましたやうに議事録の方から不穩當な應答の分だけ削ることに御異議ありませぬか。(賛成の聲起る)
それでは左様決定致します。
それから土地買収の件を二讀會に移しましたが、此際議して下さる議員各位が御承知下さいますれば結構であると思ひますが、行政委員の注文もあり、此儘二讀會を省察して可決確定することに御異議ありませぬか。
(異議なしの聲起る)
それでは可決確定致します、尙ほ豫算各議案の審査委員に對して御願致します、委員會は廿六日に開くことに致しますが、何れ更めて御通知致します又明晩は審査の都合に依つて少し遅れるかも知れませぬから、午後九時から開會致します。
○行政委員(藤田語郎君) 速記録に削除するものは新聞にも其記事は出さないやうにした方が宜からうと思ひます。
○議長(中島盛彦君) 皆さんに御諮り致します、今の御注意に對して新聞紙若くは雜誌等に掲載をせぬことに致したいと思ひます、御異議ありませぬか。(賛成の聲起る)
關係の方に御諮り致します、何卒御掲載なきやう願ひます、それでは閉會致します。
午前一時四十分閉會

(148)

(147)

(149)

富成一二 代人	藤田 語郎	田村多吉 代人	藤田 語郎
赤井 應作 代人	川島 範之	大倉商事 株式 代人	速水篤次郎
株式天津銀行 代人	原田 万造	株式利中公司 代人	好富 道明
松本 東助 代人	江崎 郁郎	張玉 東 代人	得重 又一
村上 淺吉 代人	天田 朝義	東亞煙草株式 代人	中島 盛彦
株式大文洋行 代人	藤崎 四郎	住友合資會社 代人	淡才 次郎
株式正隆銀行 代人	山尾市次郎	大賀 龜吉 代人	牧 尙一
山尾ミツ 代人	川島 貴明	三菱商事株式 代人	相原 俊夫
天津醬油株式 代人	中島 徳治	富士製紙株式 代人	伊東 茂
株式華石公司 代人	山内久女之助	田村 俊次 代人	財満 敏衛
周防 元吉 代人	藤田 語郎	株式會社 代人	野原 大輔
何 慶 成 代人	中田 常一	中島宇之助 代人	郡 茂行
中田庄太郎 代人	中西 裕助	菊地 武 代人	中西 裕助
中井ヨネ 代人	黒澤 貞治	出淵 仲次 代人	野上 一浪
沖田介次郎 代人	砂田 實	足立 喜藏 代人	竹内 繁喜
日本棉花株式 代人			櫻井 直治

(150)

東洋殖産株式 代人	安部 長太郎	足立 宗雄 代人	足立 傳一郎
内山 春吉 代人	岡田 晴光	正村 幸吉 代人	永安 平吉
谷川ミチエ 代人	永安 平吉	日本郵船株式 代人	大久保 忠雄
合資牛野洋行 代人	鈴木 小作	木村ラク 代人	小倉 知正
江原万太郎 代人	藤井 兵三	中野 長作 代人	喜田 重兵衛
江商株式會社 代人	松原 秀三	松田 梅松 代人	三井 吉龜
小松崎千代松 代人	三井 龜吉	益守 信暢 代人	三井 吉龜

○議長(中島盛彦君) 是より開會致します、御報告致しますが、本日の出席議員百五十四名であります、此は此數を計算してから御出席になつた方がおられませぬが、日本人百五十二名、内代人四十名、支那人二名云ふことになつて居ります。

○眞藤葉生君 議事の進行に就て日程の変更の動議を提出したい、それは日程第五及第六を最初の議題に上ほして貰ひたいのであります、投票の結果採点の時間がございませぬから、其間に他の議案を議して貰ひたいと思ひます。(賛成の聲起る)

○議長(中島盛彦君) それでは眞藤議員より日程変更の動議がありまして、刷物にして御廻ししてあります日程が五、第六の選挙を議題とするに御異議ありませぬか

(異議なしの聲起る)

○行政委員會議長(白井忠三君) 私は今の動議に不賛成ではありませぬが、第六は第五の選挙を終つてから後でなければ出来ないうことになつて居りますので、第六だけ離して後に願ひたいと思ひます。

(151)

思ひます

○眞藤葉生君 それでは第六を取消します

○議長(中島盛彦君) それでは行政委員からの希望も出て、同時にやることは工合が悪いから第五の方を先きにして第六を後にすることに御異議ありませぬか(賛成の聲起る)

御異議ないと思ひますから行政委員の選挙に移ります

○總領事(吉田茂君) (拍手起る) 監督官として私から選挙立會人を御願致します好富道明君、藤江眞文君御立會を願ひます(拍手起る)

○議長(中島盛彦君) 一寸御注意の爲め小林書記の方から申し上げます

○小林書記 一寸投票に就て御注意申しますが、是は毎年のごとく申迄も無いが、行政委員十名を御書き下さいまして、十名以上になると無効になる、何の某三姓名共に御書きを願ひます姓だけでは無効になります、尙名刺と封筒は別に御出を願ひます

(十五名でありませぬかと呼ぶ者あり)

○小林書記 十五名でありませぬ、十五名以内は差支ありません

○議長(中島盛彦君) 一寸御語り致します、投票機はありませぬか(發言者なし)

○議長(中島盛彦君) それでは是で投票を締め切ります(是より投票を開き投票數を計算す)

○議長(中島盛彦君) それでは投票の結果を御報告致します、投票の總數は百七十でありまして名刺の數は百七十枚でありますので合致して居ります、是から別室に於て採点致しますが追て開票の結果を御報告することに致します(拍手起る) 是より議事日程に入ります、一寸御手許

(152)

に廻してある刷物の第四の頁に大正十二年度特別會計電氣輸入出豫算案の下に(第一組會の續き)と御入れを願ひます、それは日程第一埠頭築造に關する決議案を議題に供します

○程第一 埠頭築造に關する決議案

(行政委員會議長白井忠三君登壇)

○行政委員會議長(白井忠三君) 提案の經過及理由を申し上げます、我租界に埠頭を築造するの必要あること云ふことは十數年前からの懸案でありましたが、漸く茲に具体的に此問題の解決を民會に於て議することを得ましたことは洵に御慶に存じます、埠頭の築造云ふことは第一の條件として、彼の萬國橋の築造を要するのであります、萬國橋の築造は、御承知の通り、日本租界の希望だけでは實現の出来ないうことでありまして、天津の各國租界及び支那政府が共に其必要を認め、之が改革に要する費用其他の方法の如何が一致しなければ出来ないのであります然し此問題は多年の懸案であつたが、歴代の我總領事は常に此萬國橋の築造、換言すれば日本租界に波止場を造ることの出来る途を相當御心配になつたのであります、現吉田總領事の御來任以來此問題に就て特に御盡力をなされて此萬國橋の築造が具體的に決つたのであります此萬國橋の築造の方法が此埠頭の築造問題に重要な關係があるので、先づ萬國橋築造の議の經過を簡潔に申し上げます、御覽の通り今の橋は千九百四年に出来たものであります、既に廿年の足箱を経て居ります従つて其規模は小さいものであります、彼の電車を通つて居る車道の幅員が二十二呎しか無い、兩側の人道は四呎六寸しか無い、さうして船の通れる所は六十八呎しか無い、其爲めに幅の狭い河川砲艦が通過困難を遭つて居りますけれども商船は全行程小形でなければ通航出来ない、今度之を改革することに就て、何う云ふ橋を架けることになつて居るか申すこ

今度の橋は車道の幅を四十呎に致し、さうして兩側の人道を各九呎にして其中に五呎の人車道の幅をこり残り四呎は人道で、船の通る所は百四十呎の幅を計し、其橋の位置は現在の所より少し上になつて、イムピリアルホテルの前から對岸に架ける、それから舊露西亞租界に渡つて貨物の橋を架けて、元露西亞の工部局の邊の右に越つて天津郵政總局の前に行くのであります、無論佛租界の側も露西亞租界の側も廣くしてやるのであります、此橋の工費約九十一万弗程かゝる、豫算になつて居る、此費用の出し方は、何う云ふことにならるか云ふこと、茲に天津に海河工務局云ふものがあつて、海關稅に附加税として河工費を取つて居りますが、更に橋の費用を産み出す爲めに、海關稅に附加税を課して産み出す云ふ案であります、此橋の改築は既に準備委員の決議を経て、領事團の會議を経て、日下北京外交團の議の上つて居るので、應實現の機運になつて居る譯であります、此爲めに遠征在河内に入つて来る商船は日本租界當然入つて来ることになつて、従つて日本租界に波止場を造ることが必要であるのであります、波止場が日本租界に出来ることになれば日本租界は種々の便宜を得られ、第一民團は此波止場から相當の収入を得ることが出来る、現在英佛の租界が、十萬近い収入を得て居る、現狀に見ても波止場から十萬内外の収入を期待することが出来る、又陸上の貨物の輸出入から見ても我租界に汽船が着くこと云ふことは非常な便利でなければならぬと思ふ、唯今迄緊需の設備の無いのに船が入つて来て陸上に相當の設備が出来なければならぬから、初め此沿岸に一杯着くやうに豫想することは出来ないが、假りに時日を以てすれば、段々満足に沿岸に船を着けることは出来る、即ち埠頭を築造し、同時に必要な陸上の施設をする云ふことが議案の第一項に書いてあります、皆様の御協賛を得て埠頭を造り、それ

に必要な設備をする云ふ決議を願ひたいのであります、此築造の費用は何の位要するか云ふこと、充分な調査をする時間がないので、極めて大畧の概算に過ぎないが、日本租界の沿岸は約五百間即ち三千尺の長さがあつて、是に相當丈夫な鐵筋コンクリートの現に最近英佛に出来たやうなものを拵へるとして四十五萬弗程かゝる豫算であります、埠頭を造るに御承知の通り荷物の揚卸の爲め荷物の置場が必要であるが、現在の河岸は幅十間しか無いから充分でない、是に幾何の置場を要するか云ふことに就ては、先般來諸君も新聞で御承知でありませうが、各種の調査を遂げた結果、約百尺程の荷置場を要することに決定致しました、それと道路を加へて百四十五尺程の幅を要することに致した、之を擴張しますには結局唯今の道路より内側に向つて現在立つて居る家屋を切取つて道路を擴める必要がある、此点に就て現行行政委員に於ては良い方法が無いと云ふので、擴める代りに白河の中に突出して波止場を造ることが出来なにか調査したが、彼等は種々の困難があつて、今日の處行はれないと云ふことに決定致しました、今の河岸に波止場を造つて百四十五尺の幅迄家を切取つて荷置場と道路を造る云ふことになつて、此敷地の買収費が約百餘萬弗程要します、同時に又現在立つて居る家屋を切取つて潰さなければならぬ、此費用が五十餘萬弗かゝる、是等の土地家屋の買収云ふことは、民團の法現から云ふと課金調査委員會の査定を経なければならぬのであるが、茲に申しした数字は今申したやうな手續を経たものでない、現行行政委員が民團の吏員に命じて出した数字である御承知を願ひたい、荷置場を造る費用が十萬弗かゝる、又今の道路が六十尺あるが荷物の置場と變はるから更かに家を買つて切取つた所に道路の修築を要する、それが約六萬弗かゝる一つ申残しましたが、幅島街から上の方支那街の境迄御覽の通り將來船が着くことになり、或は事務所倉

庫なき必要とするが今の處では役に立たないから、相當の面積を買収して置く事が必要な所置と思はれる此買収費に入れて今申しした約百餘萬弗の土地買収費を要する、以上凡てを合計して二百三十萬弗になるのであります、今申す倉庫用地として必要な部分の土地は此百萬弗の半分より少し少ない金額であります、波止場を百四十五尺の幅に拵へるだけに買取ることに一切を加へて約八十萬弗で出来るのであります、民團の財政では之を自力を以て造ることは出来ないのので、是だけの巨額の費用を要するもので、民團の財政では之を自力を以て造ることは出来ないのので、是を、凡そ是だけの費用を使つて波止場から何れだけの歳入があるか云ふことを計算して見ると、……、と、與れる程度に依るのである、初め三千尺の間に船が一杯に上つて來て與れば宜いのであるが、初め到底それを期待することは出来ませぬと思ひます、此邊の豫算から考へまして約三千尺の半分位を先づ以て數年間使用することが出来る位だらうと思ふ、それから、民國が之を自力を以てやる、又は經常歳入から相當の負担をしてやることは算盤に乗らぬのであります、仍て第二項の下にある如く前項の費用は國庫の補助を請願すること云ふことに御協賛を願ひたいのであります、約八萬弗の歳入はあるから元利を償還し得る資金云ふことは一口に申されませぬが、長い期限を許して下されば出来るが、利息を安くして頂かなければならぬから低利資金で元利償還し得る額を算出して、其額は低利の資金を拜借したい、幾る何十萬かは、國家が埠頭の築造の爲めに負担して頂く、即ち政府で拵へて買ふ請願を致したいと思ふのであります、之を提案致します迄に調べましたものが、甚だ概算なもの、で充分の調査を経てませぬから、是以上の数字を申すことは出来ないものであります、又歲

入の計算なきに就ても充分の調査を経たものは申されませぬので極く大畧の数字を御承知を願ひます、此築造を致しますに就ては計議の方法を變へるか、又國庫の補助の請願を致します其細目方法等擧げて行政委員に一任して買ふ云ふことを民團に於て決議を願ひたいと思ひます、以上此提案の経過及理由であります

○小宮山 繁君 唯今の御説明で大体解りましたが、一寸伺ひたいのは萬國橋架換は何日頃工事を始めて、何日頃完成するか、波止場は何日始めて何日完成するか、さうして此工費に國庫の補助を請願する云ふことであるが、國庫の補助は何の位の程度迄可能性のものであるか伺ひたい

○議長(中島藤彦君) 一つ、質問なきつては如何ですか

○行政委員會正長(白井忠三君) 萬國橋の方はまだ眞個の決定を見て居りませぬが、遅くも今年中に工事に着手し得ることになる、さうして約二ヶ年の期間を以て完成することになつて居ります、築造の方は最も理想的に申せば橋が出来た時船が租界に着くことになつて居ります、何分費用を政府の懐に當にしての計議でありますから直ちに理想的に實行することは到底出来ない相談だと思ひます、併し此民團が濟んで向ふ三四ヶ月の間には晚くも請願書を作つて請願すれば、可けないと云ふことになれば仕方無いが、相當に出来れば從來の低利資金のやうな事を見すして、早く解決し得ればはしないかと思ひます、其目當が付けば長い準備期間は要らぬのであります、今現に立つて居る家を他に移轉させる問題も伴つて居りますから、此影響の爲め同時に出来るか否か云ふことは實際問題として色々困難があるかと思ひます、彼此考

へまして三四年間には國庫の補助を聴いて下れば船が着くことと思ひます  
○小宮山 繁君 大体解りましたが國庫の補助が全然見込の無いことなるに確めそれに處する意見は

○行政委員會議長(白井忠三君) 何うも民團の財政から申すに政府が相當の補助して低利資金の貸下をして呉れなければ當分出来ないと云ふことが實情に適合して居ると思ひます、昨年も此通りの議論があつたが、今晩も同じ譯で、協賛を経て電氣事業云々やうな、随分刻の好い事業も民團に昨年十一月以來手に入つて居りますからさう云ふものに相當の財源を求め、それに對して負担を御辛棒下さいませば、或は自力に依つて出来ること云ふ案も立たないこともないと思ひますが、斯う云ふ事業は五千の居留民の力だけでやり上げる云ふことは極端なことと思ひますので、是は是非政府に御頼りする外無いこと云ふ決心で進んだ方が好いと思ひます

○中島徳治君 歳入一ヶ年八萬の御豫定は將來入港する船舶の何%位の御見込でありますか  
○行政委員會議長(白井忠三君) それは實は歐羅巴の戰爭中及び降此三四年間の天津に入港しました数は可なり不同があります、併し是等の最近三年程の平均数に依るに、社外船、郵船、商船、大連汽船等の汽船を集めて五百艘位入つて居る、其内の三百即ち約一日一艘云ふ平均になる、それが日本租界によつて来る云ふ豫算であつて、収入の税目申すべき緊船料、碼頭料、置場料、碼頭税云々やうなものは總て佛租界、英租界の現行率に倣つて徴収する云ふのが總額八萬六千七百程になつて居ります  
○中島徳治君 段々の御説を伺つて埠頭の築造云ふことは全租界の歡迎する所に違ひないが最も吾々は萬國橋の改正に就て御盡力下された行政委員及監督官に感謝致します、此築造案の

(158)

(157)

百八十萬の金額は専門家でないものは論ずる要は無いと存じます、唯吾々が憂ひます所は専門家の話に橋梁の下二三則しか離れて居らぬ所に、干満の場合に非常な急流があつて、此点から或は日本船も日本租界に全然緊留する云ふことも疑問を挟まなければならぬと云ふことである、遠い日本租界迄運搬を伴つて進行する必要は無いと云ふことなるに、以て外に豫算に狂ひを生じやしないか云ふことを考慮致します

○行政委員會議長(白井忠三君) 御尤の御心配でありますので豫算案を作り直す迄に、船は何の位入ることに豫算したならば宜いか、波止場に何の位の廣さを取つて置くことが可いか、經濟的であるか云ふことに就て心配致しましたから特に滿載から加工學士、埠頭事務云々やうなことに就ては海運課長をして居る、黒田君に御出願して、各租界の状況を調べて貰つて商船會社郵船會社の支店長、大連汽船の支店長に特別委員を御願ひして、是等の諸君の實行的の意見を伺つて、さうして此日本租界に船を上げさせよう云ふ事を研究し、佛租界の波止場の如き築港及土地を要する云々やうな意見も御決定して、斯う云ふ状態の下に豫算致しました、歳入は八萬程であります、是は先刻も申す通り償還資源に充てるから、更に割引を以て償還の能力として借り入れ金額を定めるか、而して諸課税率は何程にするか、又埠頭だけ造ることにするに如何なる事業に備へて何程の費用を要するか、全部を一時に行ふか一部を造つてあつて第二期にするか云ふ様なことはまだ、斷案を下さないやうな状態であります

○中島徳治君 了解致しました、無論一項に就ては議論はありませぬ、唯今の意見で了解したのみならず、今後の行政委員の御盡力を願ひます、第二項に就て唯今の御説明を伺つて判りましたが、一寸伺ひたいのは現在御借入の低利資金を使つて、殘餘は國庫補助に仰ぐ云々やう

な御意見はございませぬか

○行政委員會議長(白井忠三君) 唯今の所では借入の百ヶ弗は此方に振向ける考は有つて居りませぬ、當初の土地の買収に使はうと思つて居ります、實際に於て談合が付かないで買へない云ふことなるに、東亞興業に返さなければならぬのでありますが、其處に國庫補助の請願が出してあります、政府の方は其方にそれを換へよう云々やうなことに當然なりはしないかと思つて居りますが、吾々は矢張土地を買ふ方に致したいと思つて居ります

○中島徳治君 私の意見を申上げて居りますことは、意見と質問とチャンポンになつて居りますから、少し意見を述べたいと思ひます、若し買へなかつたならば、それを利用する、不足すれば又更に請願することも出来るので低利資金を借入れることに就ては根本の思想に就て反對の意見を以て居る、國庫補助の如き、全然自治團體のものに出来ぬものと思ふ、所で行政委員大木君の如き低利資金に熱中されて居りましたが、專管居留地に於ける土地を買入れなければならぬ云ふ理由は認められぬと思ひます、何故なれば、居留民團が土地を買入れて在留民が何れだけの利益を得るか、根本思想に於て斯の如き國庫の意義を含むものは國家である方が宜からう國家が利益を得る以上は民團の力を以て國庫の補助の請願するも宜からうと思ふ、第二項の如き主として國庫補助を請願する云ふことは反對の意見を有つて居るのであります、只今現に御借入の全部若くは一部を之に入れて足らぬ分は補助を請願する方が適當であらうかと思ふ、租界地の土地を買収する云ふことは、問題其物は善いが此小さい所での同つたものを買ふ時に種々の面倒が起る云ふことは有り得べきことで、私は土地を買入れる必要なしと云ふ前掲の下に、此低利資金をそれに御使用あらんことを希望するのであります

(160)

(159)

○三井龜吉君 埠頭築造の爲に滿鐵から頼んで來られた云ふことであるが、方面違ひの人間を聘して高い金を拂つてやると云ふことは種々の問題が起る滿鐵から技師が來て、幾日で完成する云ふか知らぬが、滿鐵なきは港で、海を掘つて、海の真中に築堤して護岸をして船を入れる、當地なきは河で寧ろ大阪の淀川なきに經驗ある護岸課長等に調査して貰つた方が宜いと思ふ土木技師も萬能でない、行政委員の方に答辯して貰ひませうか

○行政委員會議長(白井忠三君) 非常に御心配ですが、吾々も御やるやうなことは一通り心得て居ります、見當違ひの技師を聘して言はれるが、大連の港灣技師であるが元大阪の築港に居られた方で、河に波止場を造ることは向々相違のあるものでありませぬ、堀さんの調査せられたことは充分に尊重することが出来るものであります

○小宮山 繁君 唯今中島君の説も國庫補助に關聯して意見を述べられました、私も其意見に賛成を表すものであります、是に就て御伺ひ希望を述べたい、萬國橋の築造が二ヶ年間に出来上るに十四年に完成して船が入るやうになるが、第二番に埠頭の完成に必要なものは今から國庫に請願を出して得ることが出来るが、此借入も容易ならずと思ひます、土地買入金の補助を請願するに五年間を費やして、希望の半額を借入れることが出来たのでありますから、今度の場合も早くも三ヶ年を豫想しなければならぬと思ふ、さうすれば萬國橋の出来上る大正十四年に借入れる見込が付く位であらう、さうして十四年に此案に依つて着手するに完成は十七年か十八年になると思ふ、先程白井氏の御話に依るに、國庫の補助が早送無かつたらば電氣の収入を向ける云ふことであるが、電氣の方は七月に値下をする云ふ意圖を行つて居られるのでありますから、國庫補助の請願には行當りばつたりの説明をされて居りますが、殊に民

(162)

(161)

園は四年間苦心した金の使ひ途に苦心して居るのであります。此百萬弗の金を、白井行政委員長は飽迄埋立地の土地を買ふ云ふことであるが、私は埠頭築造に考慮を盡やされて居つたものと思つて居つたものであります。唯今説明に依るに、全然波止場には使はない云ふ御答辯であります。事實さう云ふ御考でありますか、電氣の収入を以て埠頭の一部分に充てる云ふことではあります、其収入を以て如何なる方法に依つて利用するのであるか電氣の値上げをして築造に充てるのでありますか

○行政委員會議長(白井忠三君) 殆ど御答の必要を認められないのであります。申上げたことを卒直に聞いて頂きたい、百万弗は土地を買ふ爲に借りたものであります。用途を決めた金でありますから、其用途の爲に使ふのであります。其用途の土地が買へなければ、其時に築港に斯う云ふ入用があれば、其相談をして、それなればそれに使つて可い云ふ許しがあれば使へるのであります。

○小宮山 繁君 私の唯今申上げたのは、現在借入れた金を他に使へ云ふ希望を述べたものではありませぬ、斯う云ふ状況であるから、もし御考になつて頂きたい云ふ希望の下に申上げたのであります。是以上申すこともなく、御説明を承ることもありません。

○中島 徳治君 此土地を買へる場合にも此低利の資金は使へないのであるか

○行政委員會議長(白井忠三君) 此目的の土地を買つても目的に副はぬ譯ではありませぬ

(此時三井議員と白井行政委員會議長との間に押問答あり)

○本野 亨三君 私は此事の進行に就て申しますが發言せらるゝ場合には議長長の許可を得て發言されんことを希望致します

○小宮山 繁君 も一つ御同致したいのは日本租界に波止場を築造するに就て船會社の意圖は贊成の無い會社もあるやうに聞いて居りましたが、現在の状態は何んなものでありますか

○行政委員會議長(白井忠三君) 何れも支店長であつて、會社を代表して何ふことは出来ない、支店長個人の考は御賛成であります

○小宮山 繁君 さうすると支店長の意見だけで、本社の意圖は確かめないのであるか

○三井 徳吉君 船長其者の言はれるには、萬國橋を離れること十町下に非常な急流がある、危険を冒して進行して益あるや否や、自分の船を犠牲にしなければならぬ、若しバンドが満足に出来てもアンカを御して降りるとは苦しい、船が二三艘入るに待つて居らなければならぬ大きな船であるから、交通防害になる云ふて居るが、斯う云ふことに御考はあるのですか

○中島 徳治君 議會省察御決議になるれば修正の意見を有つて居ります

○議長(中島盛彦君) 他に御質問御意見あれば伺ひますが(發言者なし)

○議長(中島盛彦君) それでは議場に御諮り致します、唯今附議して居る日程第一の議案を第二續會に移すことに御異議ありませぬか

(異議なしの聲起る)

多數を認めます、是より二續會を開きます

○中島 徳治君 前申した私の修正は第二項の國庫補助を請願すること、あるを、前項は現在借入れたる低利資金を以て之に充て、尙不足ある場合に國庫補助を請願する云ふ意味に修正するのであります

○議長(中島盛彦君) 行政委員の方には修正意見に對して御意見ありませぬか

(164)

(165)

○行政委員會議長(白井忠三君) 中島議員の修正意見は結果に於て差支ないかも知れませぬが、強いて局限して意見を定める云ふことは、今の低利資金を他に使ふことは、不利である云ふことから出たことで、其御意見からは御尤もであるが、彼の低利資金で土地を買ふさいふ事は國庫に於て決つて居るのであるから、今後成はさうなるかも知れぬが、原案の通りにして置く方が便利でありますから原案を固持致します

○中島 徳治君 段々行政委員の意見を伺ひます、私の修正も結局同じであります、私は此問題に就て修正意見を提出したのは、土地會社の土地を買収することを止めて置きたい云ふことが前提であります、實は租界に土地があれば買つて置かなければならぬ云ふことは反對の意見を有つて居ります、今日は内地も尙ほ不況であります、現に借入れた百萬弗も非常な運動で榮利會社から御借入れになつて居るやうに聞いて居ります、政府が海外に何れだけの補助をするか云ふことは、疑問にして居ります此際百萬弗借りても、まだ以上の資力が無いと出来ないうち存じます、先きのものを後にしても出来るだけ民間の力を以て負担して、尙ほ足らざる時は國庫補助を請願することにしなければ、百萬弗借りやうとして五十萬弗より借れなかつたらば、頗る迷惑をする此理由に依つて私の修正意見を提出するのであります

○議長(中島盛彦君) 一寸議場に御諮り致します、只今附議して居る議案を第二續會に止めて置いて日程第二、第三、第四の審査委員に附託になりました重要な豫算案を多數御在席の際議題に上げて御諮議を願ひたいと思ひますが、御異議ありませぬか

(讀會省察を呼ぶ者あり)

それでは唯今の日程第一を原案通り讀會省察可決確定に御異議ありませぬか

(異議なしの聲多く、異議ありと呼ぶ者もあり)

それでは採決致しますが、原案に賛成の方起立を願ひます(起立者多數)

それでは大多數を以て原案通り可決確定致しました

○中島 徳治君 唯今のは埠頭築造の問題ですか

○議長(中島盛彦君) さうです

○中島 徳治君 修正の動議あればそれを御諮り下さることが眞個でありませぬか

○議長(中島盛彦君) それは修正の御意見で、動議の御提出になつて居りませぬ、それでは次の日程第一、第三、第四の一讀會の續きは昨日委員附託になつたもので、唯今委員長から報告があります、之を一括して議題に供したいと思ひますが御異議ありませぬか

(異議なしの聲起る)

日程第二 大正十二年度居留民團歳入出總豫算案 (第一讀會の續き)

日程第三 大正十二年度特別會計官有地拂下準備金歳入出豫算案 (全上)

日程第四 大正十二年度特別會計電氣歳入出豫算案 (第一讀會の續き)

(委員長岡崎省藏君登壇)

○岡崎省藏君 大正十二年度居留民團歳入出豫算案外二案に關して審査委員會の報告を致します、私共は此三案に就て各項に對して慎重なる審議を致しました結果、全部適當を認めまして之を承認することに致しました要點並に行政委員に希望致しました点を説明したいと思ひます先づ第一に居留民團の總豫算から説明致します、私共は此豫算案に對して歳入歳出の点に就

(165)

て筋の通つて居るものか否かを審査したのであります。第一に吾々が氣付きましたのは土木費と不動産の税金の關係であります。此豫算に現はれて居ります不動産税即ち土地並に家屋課金が四萬五千三百冊になつて居ります。是は全体の約八分に當つて居る。然るに一方土木費を見ますと十七萬六千九百七冊になつて居る。是が全体の約三割餘に當つて居ります。一体此土木費即ち道路下水並に水道の處置に依つて利益を受けるものは、土地而己ならず、家屋が一番影響を受け、一番の利益を受けるものである。然るに一方には土地家屋から全体の四分しか取つて居ない。然るに土木費に三割かゝつて居ります。之が例を英租界に取つて見ますと、諸君も御案内でありませうが、全体の豫算が四十五萬七千冊、之に對して不動産税二十一萬八千冊約五割、其土木費が何う云ふ割合になつて居るか云ふと二十四萬即ち五割三分でありませう。日本租界と英租界と全然異なる所があるのでなければ、大体に於て不動産税を以て土木費に充てる事は筋の通つたことではないかと考へます。然らば行政委員から御説明になつて居るやうな此税制を改革するには是等から改正して行きたい。將來の土木費は不動産税、并に豫算面に現はれて居る手数料及車馬のやうな税を以て充てること筋の通つたことではないかと考へ、それで將來此税制が改正せられる場合には此方面から改正されんことを希望したのであります。それから第二土木に關することでありませうが、土木に關して將來何う云ふ方針であるか、日本租界は他の租界に比して道路が狭く、水道下水の設備が不完全であります。是は居留民諸君が感ぜられて居ることでありませう。故に土木に關して如何なる方針であるか、行政委員は將來の方針を作られて、或は國債を起して土木費に充てる云ふ積極的の方針を執られて居るのであるが、之を補足せぬ豫算の如く拂らない、今此道路を早く完成してしまふ云ふことも困難であ

(166)

りませうが、方針として未成の道路を造る云ふ方針で、一時も早く完成したい云ふことを、同時に次の行政委員に申繼ぐことを希望致しました。又土木に關して道路の幅を居らぬものや、道が完全に出て居ないもの等々あるが、此出来て居ない道路に對しては、此道路を廣くしてやる、既成の道路に對しては、之を取捨てるために家屋を買ふさか土地を買ふさか云ふことが起つて来るのであるが、其値段を何うするか云ふやうなことは、適當な値段を捨てる會を作る云ふやうな方法を取つて之を積極的にやつて行く云ふことを、次の行政委員に申繼ぐことを次の行政委員に申繼ぐことにしました。今豫算面に就て、先づ歳出の方から吾々の審議した主なる点に就て御報告致したと思ひます。歳出經營部の第一款事務費であります。俸給及手當には理事長一名としてある、理事二名を招聘することの必要な場合には、豫備費として八千冊取つてあるの一名に就てのみ計上してある。それから第四款の土木費であります。是は前に申上げたことで盡きて居りますが、現在砂利が少いので道の修理が遅れて居ります。現在の砂利の便方は何うであるか云々聞きます。一日二車入つて居る。此形勢から行くに計上してある。圖書館の經營を將來青年會に移して、而して現在計上してある額を租界で持つて青年會に經營することが何うか云ふ議があつたのであります。さうしてそれを次の行政委員に研究するやうに申繼ぐ云ふ議があつたのであります。之は御報告して置きます。それから、此學校教員の宿舍であります。是は將來民團が團債を以て土地を買つた場合に其土地に宿舍を建て、是は單に學校教員許りのものでなく

(167)

租界局吏員の方の公舎も建てると云ふことを次の行政委員の研究問題として踏まされてあります。それから第七款の衛生費の中で、道路掃除費が増して居ります。是は一のものであつたのを道路掃除を請負にした爲め別れて斯く増したものであります。それから第九款の警備費であります。第一の俸給手當四千冊弱は居りますが、此は巡捕が雇へた爲め適當の増加と思つて居ります。——唯今報告した中に修正致します。六款の圖書費で申しましたのは、第十款の圖書費で申しましたことを前に述べたのであります。それから臨時部の歳出に就て土木費は大體前に述べた通りであります。御承知のこと、存じます。第六款の警備費に消防器具費として計上してあります。現在の消防自動車は古くなつて来たので、新たに新式のものを買ひたい云ふことで計上されたのであります。是は至當のこと認めたいのであります。それから十款の調査費、此處に國庫補助費及備頭調査費と書いてありますが、税制調査の費用も加つて居るのであります。歳出は大體報告致しましたが、歳入の方に就て御報告致します。第一款から三款までは前申したやうに整理を要することあります。それから税制の改正の時に之を改正すること云ふことを望んで置いたのであります。第四款使用料の水道であります。一体此水云ふものは生活に缺くべからざるもので、善悪に依つて衛生上に影響のあるものであります。水道料は低くして一般の者が買ふやうに云ふ説が出たのであります。一方に於ては水道は成程衛生に關係あるが、併し支那の社會に於ては料金を下けても買はない、又収入の上から云つても全体にかつたものであるから、先づ此儘にして置かう云ふ説もあつたが、種々評議の結果、大正十五年に水道の契約の期限が切れて、新たに契約しなければならぬ、今日迄の四十五仙を四十仙にするこゝになつて居るのであるから、此水道料を下げることを順次行政委員に申

(168)

繼いで貰ふ云ふことで歳入出を認めましたのであります。それから手数料の増収は自然の増収で適當と認め、八款の雑収入、其四、五、六、七は前に計上されてあります。是は雜收の中に入つて居つたものを、確定のものに其金額の相當に上つたものがあるから、別に茲に列挙されたものであります。九款の電燈の利益であります。是は適當と認めたいのであります。電燈の時に説明致したことはありませぬ。先づ歳入歳出共、其は各項目に亘つて審査して適當と認め承認したのであります。それから次に特別會計の官有地地下準備金歳入出豫算案、是は別段申さずとも明なことで此儘承認したもので、別段報告することは無い最後に同じく特別會計の電氣の歳入出豫算案、之に就て御報告致します。先づ吾々は此歳入の一番大きな光力である、電燈料の計算の基礎は何處に置いてあるか云ふことを審査した所が此電燈料の基礎は現在の電燈数云ふものを基として、各家に點けて居ります。ランプの數に依つて其料金が造つて居るのであるから、それを本として各戸に點けて、其各戸の電燈數に依つて得ました一日の消費電力量が四千三百四十キロになつて居る。之を内輪に見て四千二百百として、之に相當する料金を算出して、それに對して一年の三百六十五日を掛けたものが電燈料の豫算になつて居るのであります。其處に於て委員の中には、電燈料は今迄よりも非常に高いと言つて居るが、此豫算は或は多く見過ぎて居やしないか之をもつ内輪に見るが至當でないか云ふ説もあり、一方に於ては、夏季に於ては電力が相當に消費せられて行く人間云ふものは明るさに對しては馴れて行くものであるから、ボルトが昇つて明くなる、其球を密光

(169)

の小さいものに換へるものであるが、換へに来るものは皆大きな球を持つて行くから、ついでに  
に見積つて可い云ふ説もあつたのでありますが、孰れにしても確たることは實際に於て如何  
に現はれるか、實際行つて見ないで判らない、技術の方面から計算された其の基礎として  
暫く是でやつて見る、さうして此六月に開くべき臨時民會に於て果して此通りであるか、改正  
すべきものであるか、下げるなり上げるなり改正して可い、先づ技術の方面から見たものを土  
台として此儘監視しやうぢやないか云ふことに纏つた、先づ其ものを基礎として、臨時民會  
に改正すべきものは改訂する云ふことで此基礎を求めたのであります、此電力料は本年度の  
ものを基礎として考慮された、歳出に於て電力に對して如何に拂ふか、第一欸の一日四千五百  
キロ云ふもので一日四千二百三百の相違が起つて来る、それは此方に持つて来る間に漏れ  
る云ふことで之を約六分見込んであります、是も至當のもの認め、支出に對して適當で  
あり、歳出の各項目が適當であるを見て之を認めたのであります、其歳入の確實で無いものに  
對しては、或は將來豫期しないものが出て来るかも知れないので、豫備費として八萬弗計上さ  
れてあるので、將來之が或は如何なるか、歳入の電料料に於て居るものが判然わからぬから  
豫備費として計上されたのも良くないことである認めないのであります、以上を以て誠に不  
束かなものでありますが、大體審査委員會に於ける審査のこゝを御報告したのであります、終  
りに是非は豫算案に關聯する云ふよりも寧ろ決算報告に關聯するものであります、元來民團の  
報告書に責任を負ふ云ふものが載つて居りませぬ、現在の責任が何の位あるか、之を知り  
たいのでありますから此表を附けて貰ひたい、三月末のことは不可能であるが、十二月末の  
現在として作つて報告して貰ふ云ふことに致しました、以上大體の報告であります

(拍手起る)

○議長(中島盛彦君) 一寸議場に御諮り致します、唯今審査委員長から報告されました第一第二  
第三を直ちに第二讀會に移したいと思ひますが、御異議ありませんか

(異議なしの聲起る)

○議長(中島盛彦君) 御異議ないと思つて

○櫻井 直治君 私は此電燈の歳入出豫算に就て、昨日此演壇に於て皆さんに申上つた、當行政  
委員諸君に電燈料の値下をすることが出来なかつた云ふことを質問致しました、是が今日の審  
査委員會に附せられました、而して此歳入出の豫算案に審査會の委員さんとして出て宜しい云  
ふ話があつたのであります、さうして参考人として立會ました次第であります、而して此豫算  
案の全体から見ますと、私が技術上から見ますと形な豫算をしたものでない、根據あつて此  
豫算が出たものであると看做すのであります、尙今日之を作り直した技術員に詳細なる数字に  
就て伺ひましたが、秘密な案を以て作られたやうに思ひました、而して此案の電燈料の収入に於  
て、平均十六圓五十五仙になつて居る、二月の月に於て一燈に對する平均額は幾らになつたか  
と伺つて見ますと二月は三十七仙に下つて居る、斯う云ふやうな状態があつたけれども、各行  
政委員は、まだ何うも少し研究して見ないさう云ふ風に變るか判らないから、今三月四月  
ヶ月の間研究して見たいと云ふ御意見であります、私が之に就て討論を致しました、電燈は夏  
のものである、夏には總ての電燈を使つて繁榮に使ふ、又扇風機を使ふ、扇風機を使ふに就て  
は昨年迄建物會社は時勢に通ずる方法に依つて適られて居なかつたのであります、自由に使ふ  
ことが出来ないのであります、今日は如何なる場所に於ても晝間使ふことが出来るの

(171)

であるから扇風機の電力は人なるものであるから夏でも悲觀することは要らぬと述べましたけ  
れども、それはさう云ふことあるだらうが、臨時民會も三四ヶ月の内にあるから、其案を据  
へて置いて、二月のやうな結果が出たならば下げるも宜からうと思ふから云ふことであつた  
ので、私は其事に賛成したのであります、一寸御報告申し上げます(拍手起る)

○議長(中島盛彦君) 御諮り致しますが只今議題に上せてある大正十二年度居留民團歳入出總豫  
算案第一案を第三讀會を當りし審査委員長の報告通り可決確定することに御異議ありませんか  
(異議なしの聲起る)

御賛成の方は起立を願ひます(満場起立) それでは可決確定されました

○議長(中島盛彦君) それから御報告を致します、議員中島盛彦君より民團行政革新に關する決  
議案が出て居ります、書記をして朗讀させます

(小林書記左の決議案を朗讀す)

民團行政革新に關する決議案

居留民團法規による行政委員會制度は多年の實踐に徴し天津居留民の實情に適合せず到底行政の  
圓融統一を期し難きを認む然れ共之が法規の根本的改正は徒らに時日を要し急進の實現を望む能  
はず故に應急便宜の手段として現立法の範圍内に於て行政委員會は速かに行政に練達せる有力な  
る管理事務を招聘採用し現在行政委員會に屬する行政施行に關する一切の權限を新理事長に委任  
し行政委員會は之が監督諮問の機關たるべく自發的に決議實行せんことを望む

理由

現民團行政の實踐頗る不良にして且つ不統一を極むるは現行民團法規が租界の事實實情に適合

(174)

せざる原因に感由するは何人も否定すべからざる事實にして現に大正十年三月の民會に於て之  
が一部改正の請願を決議せるも其一端を語るものなり然れども該請願中行政委員會制度に對す  
る希望の如き姑息なる改正案は寧ろ現在の弊害を助長することあるも斷して之を匡救する所以  
にあらず故に根本的に法規の革新を得るまで現立法の範圍内に於て應急便宜の方法を講じ時刻  
も早く租界行政の圓滿統一を圖るは多々重要案件の前途に推積せる民團の現況に於て最も温健  
眞摯の措置なりと信す之れ本案提出の已む能はざる所以なりとす

右居留民會々規規則第十條により及提出候也

大正十二年三月二十五日

提出議員

中島	山内	桑原	三井	小宮	得重	小松	益守	山内	野上
徳治	三郎	良助	龍吉	山繁	又松	千代	信一	久女	之助

代理人

周防元吉	山内久女
中村ヒサ	野上

一寸御清致します、十二時を過ぎて居りますから時間を延長いたします  
尚ほ唯今の決案は成規の賛成者がありますから直ちに議題を致します

(中島徳治君登壇)

○中島徳治君 私は唯今御報告になりました決案の提出者であります、本決議案は今日迄の事情に於て、大勢から申す或は否決の運命に陥るかも知れませんが、唯世の思想は變調して時代は進歩して居りますので、此處一二年は此状態を保つても、近き將來に私の意見が出て来やうと思ひます、縱令否決になつても多少行政委員の反省を求めざる可き出来、又素質を多少改訂することが出来ると思ふから、本決議案を提出した次第であります、私の決議案提出の理由は必ず現行政委員諸君を攻撃批評しやうとするものではありません、今日迄の監督官の行動に對して一言するのでもない、現行政委員は申すに及ばず、曰井議長の如き、識見に於て辯舌に於て膽力に於て天津民團の第一人として頗る尊重すべき人であり、特に又會社を代表せられたる方々も、昔々の先輩であることを疑ひませぬ、其内容に於ける人物に何等一点の不安を感じるものでもないが、現在民團の行政が不統一であることを考へて見ましたけれども、御承知であらうと思ふ、現に先夜聖堂御連べになつたことを考へて見ましたけれども、三年後五年後の租界の教育衛生に就ても御論議が無い、是は何故無いのであるか云ふことは、案じます行政委員の制度が一年限りである、良い計画を樹て、も明年の者が覆す事が無いことは、誠言出来ない、是を實行するだけの餘裕を有つて居ない云ふことは、制度其物が悪いのであります、十年の三月に民團の改訂をする云ふ請願をせられて居ります、是は至極御尤の事で、双手を擧げて賛成する所であり、行政委員會を一年を二年にする、而して半数改訂をする云ふことは行政の統一を改革するに足るものでありませうか、既に一年の内に弊害が生じて居る、僅二年に延長して、何れだけの利益があるか、之だけを改革しても利益が無いと思ふのであります、會則を延べる所以は天津民團の天に唾するやうなもので、私自身を侮辱するやうなものであります、初めて今回の民團に列席したが、日本人は五百人あるが、其五分の一しか出席しない、是は總て公共心の缺乏して居ることを證明するものであります、斯う云ふ組織の下に行政委員會を置く、行政委員萬能云ふことになる、民團が薄弱であるから、行政委員に御任せすることに成つて、知らず識らず専横に流れる事になる、又爾がなければ行政を統一することは出来ないで、特に現在の行政委員を指すのではないが、民團の議員ですら斯の如き有様であるから、土著の方を選挙する以上はそれと關係がある、而して信託會社の重役が行政委員として其處に居られる、内地の事情から考へても不適當なものであつて、自分の土地を買ふ、地主の贊否の権を有つて居る、民團が建築を起しても建築に關係の方も、取りに關係を起して百万の金が入る、之を預金する時に何うする、銀行業者があれば自己の銀行に多数の預金をしやうと考へるのであります、斯の如きことは實際に於て民團に損害が無くとも喜ばしからざる現象であります、租界の事業其物に就ての弊害は指摘致しませぬが、公共心の可なり發達せざる行政委員組織は充分に効果を挙げ得られないと思ふ、斯の如きことは天津の租界に適合して居らぬ、之を改正するには何うするか云ふこと、此方針の改訂が迅速に行はれるや否や、曰井議長は日本の外務省邊りの遣方は事務多端であるが故に時間が長い云ふ話してあつたが若し日本の外務省が郵便局の撤退の如くやつて呉れれば外務省は萬能を致しますか、甚だ冷淡であることは免れないのであります、如何なる場合にも

(174)

(175)

(176)

(175)

何時までも待つて居る云ふことは、百年河清を待つ程でもないが、容易でないと思ひます、故に信じますのは、何卒法律の改正を望むは無論であります、法律の改正を待つ迄もなく、立法の範圍に於て多少の差障りがありませうが、圓満を圖り統一を計る上に於て左の如く此法律を解釋致します、此現在の立法に於て、行政委員會が之を委任する、之を行政に堪能なる有力な人を探用して、行政委員の半分の權利を委任する、是が法律上出来るか否や云ふことになると、確かに出来る云ふ確信を有つて居らぬが、私の知る程度に於ては充分可能性を帯びたものであります、何故今日理事に於て之が出来ないか云ふことは、此民團に理事を云ふことは出来ない事情がある、大木氏が居られる時分に出入して居りましたが、元理事が来たことであつたが、恰も暫間の如く、給仕の如き態度である、要件は何事であるか聞いて居る、今度守備兵の大交代があるから云々、全く高等給仕であります、是が大きな事件なれば可いが、各行政委員にもさうであつたらうと思ふ、それが大なる事情なれば、無論御話なさるも結構であるが、高等給仕のやうなことでも認可を經なければならぬやうでは腰を九曲する人ではなければ勤まらない、是が行政制度が悪いのであります、今度は立派な理事も出来、又人格者である云ふことも聞いて居ります、故に新理事を設けんとするならば、必ず此處に於て法規の改正をしなければ、如何に物色するも有力なる理事を求めんことは困難であるから現行法制の下に有つて居る権限を新理事に委任する、是は内地の府縣參事會の如きものになる、そして諮問監督の地位に居られたならば、行政委員諸君の内に建築家があるか、銀行家があるか會社の人があつたらうが、私共之に何等の懸念を挿むことは要らない、行政委員諸君が

御心配にならずとも、行政委員がさう云ふ態度であれば民團は更に責任を重んじ、行政委員其他理事の遣方に就て大なる責任を有つことになる、監督官廳も府縣參事會のやうになる、監督が仕易いかに存じます、唯今此問題を提出するに於ても、此處聽取れず、慮心坦懐其素質に適合しない云ふ事に御注意なさらなければ、行政委員諸君も又た一般の人も、(此處聽取れず)此行政委員制度に於て會計員の方代表者の方があることも行政委員會の公平を信するのであります、土著の方評りの行政委員を信すること出来ない、是は現在の行政委員諸君のやり方を云々するのでないが、個人との關係が密接すぎる、斯う云ふ行政をやることは御苦心である云ふことは承知で居りますが、在留民の幸福の爲に、行政の圓滿に統一發展することを希望致します、一旦行政委員として得られた権限を捨てよは申しませぬが、自ら監督の地位に立つことが便宜であると思ふのであります、甚だ有力なる法律論から見て斯う云ふ点に缺點があるか否か云ふことを申されませうが、種々に當つて見たならば何等か適當の案が出やうか存じます

○森川照太君 租界の行政に關する現状に就ての觀察之を改善しやう云ふ目的は中島君と同感であります、而して私は中島君の目的には反對ではありません、之を達成せんとする方法を御説に從つて決める際に御伺ひしたいことがある、行政委員會は民團に於て賦與せられた権能を一人の理事長に委任して云ふことは出来ることであるか、明かな規定が無くとも其精神に於ても出来兼ねると思ふが、それに就て中島君に確實なる御見解があれば、私も此点を考へて居りますから御示教を仰ぎたい

○中島徳治君 之は要するに公法上の委任であつて法律に特別の規定もない、此点に就ては迷

ひますが、現在の行政委員の制度では行政委員が五員に過ぎないが、程度に議長に委任して居る、是は行政委員が五百圓のものを買ふても宜い云々たけでありませうけれども、それは量の問題であると思ふ、餘程審議を要するものであると思ふ、行政の統一を圖り下さいませれば出来ぬものでないと思ふ、監督官廳に於ても御研究のことと思ひます

○森川照太君 唯今の御説明だけでは、法律上出来るものである云々確信を持つことは出来ないのでありますが行政委員がより以上議長に委任することは法規の上にあるが、理事長に任せる云々ことは規定されて居りませぬ、其点が私の考へた所では任せられるや否や御伺ひしたい、仮りに之を決めても官憲の同意を得ることは難しからうと思はれますから、私費方目的は同じであります、私の考へた所では實際の當局者を善くする云々ことだけでありますから、先刻御述べられた通り決まらぬかも知れないが、行政委員を反省せしめれば目的の達分を達することもあるから、此事は強して居られると思ふが故に、目的が同一であれば、其方法に就て良き別の方法を探つても其目的が達せられる、私は中島君の目的に於ては等しいとして居るものでありますが、一体天津の民團は創立以來重大なる仕事は管て無かつたと思つて居ります、民団議員も冷淡である考へて居りますが、是も實際の事情を考へて見るに動かしなければならぬ点もある、行政委員諸君に於ても事實多忙の身で選挙されて就任して片手間に選り仕事で完全なこの出来ぬのも當然であるから、現在の法制の下に於て何うしたならば可いか云々事務局を改善するより方法が無いだらうと思つて居ります、毎年私は此問題を出さうと思つて、先刻理事長代理就任の事情を中島君が摘發された如く、多數の行政委員が居つて弊害が生ずるのに、一人の理事長に任したならば、尙更弊害が生ずる、又關係が廣い云々

(178)

事であるけれども、一人に任したならば行政委員より良き人が来るかも知れぬが、必ずしもさうとは言へない、必ずしも過さないとも言へませぬ、貴方の建議を實行しやうとしても許可されないやうな虞もある、其通りにしても御同様の目的は達せられない云々疑のある以上は現在の法制の下に於て非常に良き理事長を得て、其下に適材を置きてやる事が第一である、私は考へるのであります、今日迄片手間の行政委員に不適材なる理事長理事を以て經營し來つた民團であるが故に斯うなつたのであると思ふ、此点に於て色々の議論があつたが、良き理事長を迎へた所で、さう云ふ人は來て働かない云々懸念があつて、市役制度云々問題も盛に議論された事もあつたが、天津の日本租界のやうな此土地を經營するにそんな制度を拵へて、高い俸給の人を置く必要が無いと思ふが、現在に於て居るから出来たやうに見るが、其實理の間こそ仕事はあるが、方針を定め或程度に到着したならば、あにに残る仕事は何でもなく、其位のことには信用ある人であれば何でもない考へますから、理事長の非常に良い人を得るや否や云々今の懸念を除く爲めに行政委員の適任者を得て、其人さへ好ければ少しも構はぬと思つて居ります民團は非常な不利益を受けるやうなことも無からうと思ふ、銀行が團體債を起さんとする時に、不幸にして之を代表する人が行政委員になつて居つた爲めに、持つて行く所が無くなる云々ことになるのであるから、此點の地に於て、速も實行の出来ないことであるが故に、出来るだけ人格の確な、相當の考のある、實際のある行政委員を選ぶことにして、理事長を良くする、詰り其方法を變へて有用な理事長を必ず招聘すべし云々決議に換へて頂きたい云々ことを提出者に希望するものであります

(179)

するに考慮致しました、出来ることなれば内地の參事官に於けるが如く、理事者も共同して仕事をすることは私の説よりも一段進んだ説であります、實行も出来ぬだらうと思ひます森川君の意見も適當であります、兎に角現行の制度では行政委員の方も仕事し難い、氣の毒であると思ひます、唯今の説の理事長に良き人を置く云々ことは現在の制度では得られないと思ふ、唯今居られる新理事長も六ヶ月位の間に御就任を爲されたやうであるが、今日迄の制度に依るに餘り立派な方は要らぬと思ふ實行の出来ぬことを決議して決して好結果が無い、監督者から言つても行政委員も之を撤回して新理事長を招聘することに賛成出来ません

○森川照太君 私は新理事長のお在になるにも係らず今のやうなことを申しましたが、現在の新理事長が就任されて居られない云々ことを考へて居りますので、私は行政委員會と新理事長も共同で行くことも出来る非常な良い人を備ふ云々ことになる、俸給制度を改正しなければならぬことになるが、或は此條規則を變へることも同時にする必要あると思ふ、貴下が御賛成下さらなければ仕方がないと思ひますから、私は別の方法を執ることに致します

○江崎 郁郎君 私は此議案に反對する譯ではございませぬが、此決議案を實行するに於て現在の法規から改正して行かなければ實行は不可能である、此行政委員會規定の最高機關の権能を委任することは出来ない、若し賦課の異動の如き行政委員會の権限が變らない以上出来ないことと思ひます、行政委員の議長は行政上民團を代表する主権者の権限を有つて居るやうな状態であり、それ等の権限を理事長が議長の職權を取扱はなければならぬ結果になる、現在の法規の根本から變へなければならぬから、行政委員會議長が權利義務及仕事を擔當することに

(180)

無き間に來ないと思ふ、主旨は結構であるが當然撤回しなければならぬと思ひます

○議長(中島盛彦君) 議場に御諮致します、最早討論も盡きたやうであります

○行政委員(中島盛彦君) 若し今期の行政委員が全部主権者の人であれば信用が出来ぬ云々云々ことであつたが、伺ひたい

○中島 徳治君 私は先刻申しましたのは、現行政委員會の制度が租界に適合せず云々ことが根本であります、而して大抵行政委員の額も云々ものは極つて居るやうになつて居る、此動かぬのが當然であります、行政委員諸君の個人的事業に關せば主権者の人では公平を失する云々のであります

○行政委員會議長(白井忠三君) 此決議案に對する行政委員の意見を簡單に申し上げます、現行法の精神を根本から覆へすことになる、此案は民團に於て決議することの出来ない仕事に存じ、如何に此事項を決議しても監督官廳の認可が無ければ實行の出来ないことであり、即ち一年の改正も請願案として提出したが、決議案の形に於ては、民團に於て決議しても効が無いと思ひます

○議長(中島盛彦君) それでは採決致します、本決議案に賛成の方起立をお願いします

(起立者少數)

○森川照太君 簡單な動議でありますから此席で申上げます、私は民團租界局の月俸を別けて十五圓とし、一俸俸を千圓に改め、從來の率に倣ひ振替して改めると共に、本年度に於て適當

な理事長を必ず招聘する云ふことを民會に於て決議したいと思ひます、其理由は先刻の討論で解つて居るから申しませぬが、皆さんの御賛成を得たいと思ひます

○議長(中島盛彦君) 森川議員は何ひますが決議でなく建議ですが、内容は簡單であつても正規の賛成者を得る貴面を以て御出しを願ひます

○行政委員(黒澤兼次郎君) 議事の進行に就て申しますが、本日提案の日程があります、其後で御願ひしたいと思ひます

○議長(中島盛彦君) それでは行政委員選挙の結果を御報告致します

速水篤次郎君	百四十票
白井忠三君	百三十八票
黒澤兼次郎君	百二十八票
日高松四郎君	百十八票
上野壽君	百〇九票
板倉興太郎君	九十八票
野原大輔君	九十七票
冷牟田清君	九十四票
川内龍雄君	九十二票
竹内三雄君	八十二票
藤田語郎君	七十二票

以上十名行政委員に當選されました(拍手起る)尚ほ

(182)

(181)

六十票 遠山猛雄君

四十票 石川通君

三十八票 岡崎省藏君

三十七票 藤江文君

以上五名豫備行政委員に當選されました(拍手起る)尚投票探点の場合に於ける無効十二票ありましたから、併せて御報告致します、是より日程第六民團出納検査委員の選挙を行います

日程第六 民團出納検査委員選挙

○總領事(吉田茂君) 立會人として牧岡一君、平井久一君を指名致します(是より投票を行ひ直ちに開票に入る)

○議長(中島盛彦君) それでは出納検査委員選挙の結果を御報告致します

二十七日票 川島範彦君

二十四票 藤崎四郎君

二十一票 好富道明君

以上三名當選であります、投票總数の内無効二票ありました、併せて御報告申します

○議長(中島盛彦君) 唯今議員森川照太君から理事長採用に關する建議案の提出がありますから書記をして朗讀させます

(小林書記左の建議案を朗讀す)

建議案

天津民團は本年度中に於て學識技能共に優秀にして最も適當なる理事長を招聘すべし右建議す

大正十二年三月二十六日

提出者	森川照太
	川島貫三
	今井郁郎
	江崎誠近
	野崎萬治
	小谷誠行
	郡茂
	岡崎省藏
	石原秋藏
	平井久一
	村上淺吉
	吉代人

○議長(中島盛彦君) 本建議案を議するに議員の在席者洵に少數でありますから御撤回を願ひます

○森川照太君 折角賛成者を得て提出したのであります、又其賛成者の意思もありませんから撤回致しませぬ

(184)

(183)

○行政委員會議長(白井忠三君) 行政委員會全部の意見ではありませぬが「招聘することに努むべし」を修正を願ひたいと思ひます

○森川照太君 宜しい、修正致します

○議長(中島盛彦君) 此建議案に賛成の方起立願ひます(起立者多數)

多數でありますから可決確定を認めます、是より吉田監督官の閉會の辭があります

○總領事(吉田茂君) 凡そ連日連夜に亘りまして民團議員各位が慎重に審議せられたことを、私は感謝する次第であります、又行政委員諸君が過去一ケ年間に於て民團の爲め御盡力になつたことは感謝し又將來に於て御盡力を願ふ次第であります、殊に中島議長が連夜議事の整理に勉められたことは各位に依つて其功勞を感謝せられること存じます、監督官として毎夜の御高論を伺つたことは光榮であつたこと云ふことを御察し願ひます(拍手起る)

○議長(中島盛彦君) 一寸前後して居りますが、會議の成績を御報告致します、書記より朗讀させます

(小林書記成績を朗讀す)

大正十二年第十六次居留民會通常會成績

大正十二年三月二十一日より二十六日迄會期六日間に於ける大正十二年第十六次居留民會通常會の成績左の如し

一、會議 六回

本會議 五回

(186)

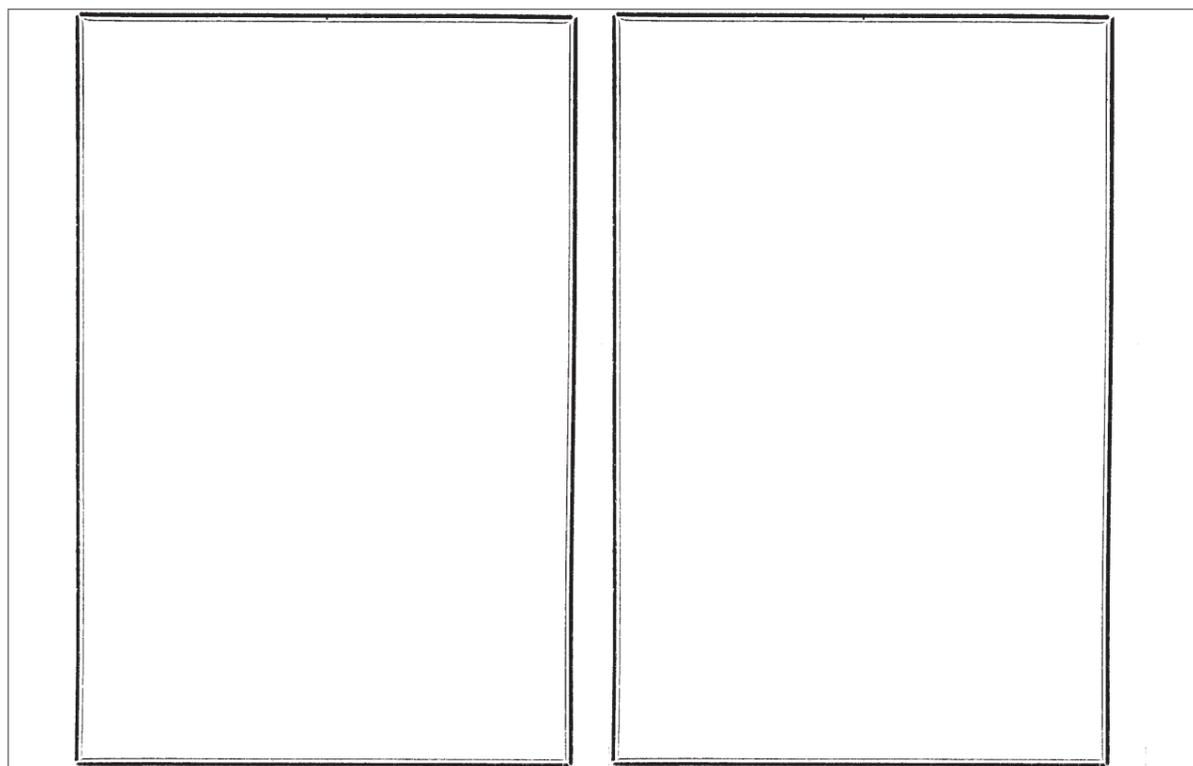
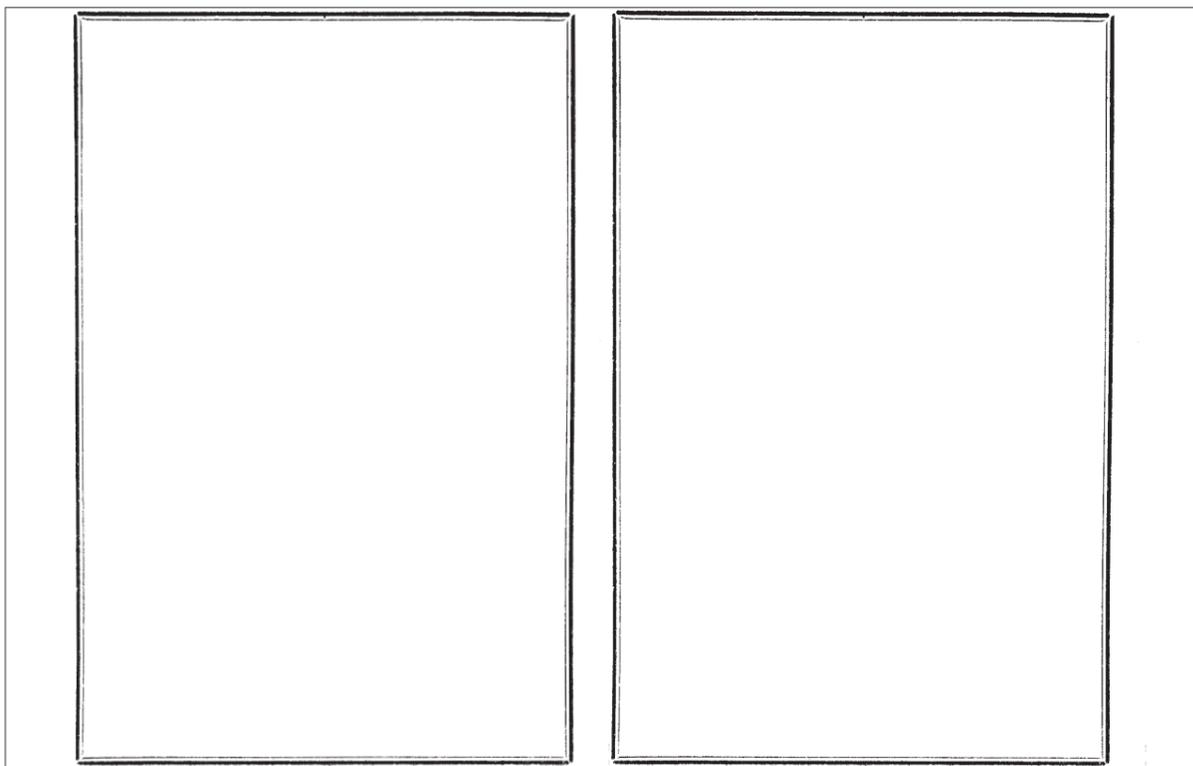
(185)

<p>(186)</p> <p>一、大正十一年度居留民團出入追加豫算</p> <p>一、全</p> <p>一、大正十一年度特別會計電氣歳入出豫算修正案</p> <p>一、特別會計道路及下水暗渠築造工費歳入出豫算修正案</p> <p>一、特別會計下水暗渠及道路築造工費歳入出豫算修正案</p> <p>一、土地買收の件</p> <p>一、埠頭築造に關する決議案</p> <p>一、大正十二年特別會計電氣歳入出豫算案</p> <p>一、大正十二年特別會計官有地拂下準備金歳入出豫算案</p> <p>一、大正十二年居留民團歳入出總豫算</p> <p>一、民團行政革新に關する決議案</p> <p>一、理事長招聘に關する建議案</p> <p>之を計上するに</p> <p>議案二十三件</p> <p>承 認 五件</p> <p>承 認 十六件</p> <p>原案可決</p>	<p>(185)</p> <p>一、大正十一年居留民團事務報告</p> <p>一、諸事鑑札料條例中改正の件報告</p> <p>一、大正十一年度居留民團歳入出決算</p> <p>一、特別會計天津駐屯軍病院移轉費歳入出決算</p> <p>一、大正十一年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算</p> <p>一、難種課金條例中改正案</p> <p>一、特別課金條例中改正案</p> <p>一、天津幼稚園補助金増額の件</p> <p>一、天津公立學校補助金増額の件</p> <p>一、天津日本少年義勇團補助金の件</p> <p>一、天津私立高等女學校補助金の件</p> <p>一、天津日本青年會費補助の件</p> <p>一、全</p> <p>一、大正十一年度特別會計電氣歳入出豫算修正案</p> <p>一、特別會計道路及下水暗渠築造工費歳入出豫算修正案</p> <p>一、特別會計下水暗渠及道路築造工費歳入出豫算修正案</p> <p>一、土地買收の件</p> <p>一、埠頭築造に關する決議案</p> <p>一、大正十二年特別會計電氣歳入出豫算案</p> <p>一、大正十二年特別會計官有地拂下準備金歳入出豫算案</p> <p>一、大正十二年居留民團歳入出總豫算</p> <p>一、民團行政革新に關する決議案</p> <p>一、理事長招聘に關する建議案</p> <p>之を計上するに</p> <p>議案二十三件</p> <p>承 認 五件</p> <p>承 認 十六件</p> <p>原案可決</p>
--	---

(188)

(187)

<p>(188)</p> <p>○議長(中島盛彦君) 之を以て閉會致します</p> <p>(午前一時五十分閉會)</p>	<p>(187)</p> <p>決議案否決 一件</p> <p>建議案修正可決 一件</p> <p>○行政委員(川島範三君) 唯今私が出納検査員に選舉されましたに就ては、皆さんの好意は感謝して居る所ですが、或は近々の内に歸朝するかも知れませぬ、私は公の仕事に對して相濟まぬことと思ひますが御辭退したいと思ひますから次点者の方に御就任を願ふことに願ひたいのであります、規定に違反したことであると思ひますから、此際御願申上げます</p> <p>○議長(中島盛彦君) 議長としては一寸何ですが、選舉の結果として検査員に推されたのでありますから、御事情の爲めに内地に御歸りになるやうなことがあつても、此際御就任を願ひたいのであります (拍手起る)</p> <p>○行政委員(川島範三君) それなれば御差支が生じますれば御請致します</p> <p>○議長(中島盛彦君) 閉會に際し一言所感を述べます、民會開會以來六日を數やして行政委員會から提出されました、二十一の議案を承認可決致し議了することを得ましたのは吾々民會として誠に満足に堪へない次第であります、斯の如く全部可決せられた所の案を提出された所の行政委員諸君は自己の本職を持ちながら、熱誠努力此民團行政の上に遺された、御切實に對して深く感謝の意を表する次第であります、私は民會議長として、充分御満足を買ふだけの役目を盡すことが出来ず、慚愧に堪へない次第であります、出来るだけ居留民會を云ふものを有意義に指導したいと考へて居りました、故に議案を處理する上に於ても、民會議員の諸君に對しても又行政委員の方々に對しても御満足のやうに、慎重にやつた積りでありますが行届の点は悪からず御了承願ひます、一言御挨拶申上げます</p> <p>○森川照太郎君 私は民會議員に代つて議長に一言感謝の意を表したいと思ひます、議長は御病氣にも拘らず、連夜此面倒な仕事を處理されて、頗る公平に頗る親切に嚴厳其宜しきを得て、幾多の難問題あつたに係らず、圓滿に總ての發言を許されて、何等の修正もなく確定するに至つたことは、行政委員會の功績に依るものであるけれども、一は其功議長の處置宜しきを得たもので、良き議長を得たことは天津民會の誇りであるに確く信じて居ります、議長の御功勞に對して厚く感謝の意を表する次第であります</p> <p>○行政委員議長(白井忠三君) 私は行政委員會を代表して申上げます唯今監督官民會議長并に森川議員から、吾々の過去一年の成績に對して適當の讃辭を得たことを有り難く存じます、顧みて過去一年吾々の致しましたことは可なり種々議論の余地は覺悟して居りまして、充分なる成績を挙げ得たものではないが、此處に提案した議案が全部御承認并に可決されたことは、議員諸君の好感情に依ること、欣快に存するご同時に感謝する次第であります、一言之を以て感謝の意を表します</p> <p>○議長(中島盛彦君) 之を以て閉會致します</p> <p>(午前一時五十分閉會)</p>
--	--



大正拾貳年居留民會通常會議事錄附錄

決議事項

大正拾貳年居留民會通常會に於て議決したる諸事項及決算報告並に大正拾貳年度に屬する歳入出豫算左の如し

(一) 諸車鑑札料條例中改正の件報告

居留民團法施行規則第十八條により委任せられたる事項として諸車鑑札料條例中改正の件を決議し總領事の認可を受け左の通り改正致候間及報告候也

一、諸車鑑札料條例中改正

- 諸車鑑札料條例中左の通り改正す
- 一、第三條中自動車、自動自転車の項を左の通り改む
  - 一、自動 車 (天津各租界共通) 一輛に付 一ヶ年銀七拾貳弗 三ヶ月銀貳拾弗
  - 一、自動自転 車 (全) 一輛に付 一ヶ年銀參拾六弗 三ヶ月銀拾六弗
- 但開業の際の自動車は半額とす

附則に左の一項を加ふ

本條例中改正に係る部分は大正十二年一月一日より施行す

二、諸車鑑札料條例中改正

諸車鑑札料條例中左の通り改正す

一、第三條中自動車、自動自転車の項但書を削除す

附則に左の一項を加ふ

本條例中改正に係る部分は大正十二年三月一日より施行す

(二) 雜種課金條例中改正

一、雜種課金條例中左の通り改正す

第二條中三業組合費上花代總收入高百分の五の次へ左の項を加ふ

但行政委員會の決議により百分の三・五迄低減する事を得

附則に左の一項を加ふ

四、本條例中改正に係る部分は大正十二年四月一日より施行す

(三) 特別課金條例中改正

特別課金條例中左の通り改正す

第三條第二項徵收義務者に對しては徵收手数料として徵收額の「百分の十」に改む

附則に左の一項を加ふ

二、本條例中改正に係る部分は大正十二年四月一日より施行す

(四) 天津幼稚園補助金増額の件

一銀千五百弗也

大正十二年補助金

天津幼稚園に對し大正七年度より三ヶ年間毎年銀四百弗宛及大正十年度より三ヶ年間毎年一千弗宛補助し來りしも物價騰貴の爲め經營費不足し維持困難の故を以て本年度に於て銀五百弗増額方請願ありたるに付至當と認め本案を提出す

(五) 天津共立學校補助金増額の件

一銀六千弗也

補助年額

大正十二年度より前記の通り補助すること

天津共立學校に對し大正八、九年毎年銀參千弗大正十年度より毎年銀五千五百弗を補助し來りしか今校は本年度に於て宿舍の大修繕大正十三年度よりは教員の優待増俸を實行したき希望を以て銀六千弗に増額方請願ありたるに付至當と認め本案を提出す

(六) 天津日本少年義勇團費補助の件

一銀五百弗也

大正十二年補助額

天津に於ける青少年の精神及肉體上の訓練の爲め義勇團を組織せられたるものにして經費不足の爲め補助請願ありたるに依り至當と認め本案を提出す

(七) 天津私立高等女學校補助金の件

一銀參千弗也

大正十二年補助年額

天津私立高等女學校經營者より本年度學級數増加の爲め専任教員増加其他の費用高むを以て經費補助の件請願ありたるに付前記の金額補助を至當と認め提出す

(八) 天津日本青年會費補助の件

一銀五千弗也

大正十二年補助額

天津日本青年會は大正八年五月創立以來附屬事業として青年補修教育たる夜學校を經營し來りたるが經費不足の爲め補助請願ありたるに依り至當と認め本案を提出す

(5)

(九) 土地買收の件

一、二月五日臨時民會に於て議決の特別會計土地買收費歳出豫算に於て左記土地を買收す

(イ) 蓬萊街、松島街、加茂街、三島街に於ける天津信託興業株式會社の所有土地四千七百八拾坪此地代五萬七千參百六拾兩及此埋立費銀貳萬六千參百九拾貳兩七拾七兩計八萬參千七百五拾貳兩七拾七兩

(ロ) 松島街、浪速街、加茂街、三島街に於ける井上勇之助所有土地九百拾五坪此地代銀七千參百貳拾兩及此埋立費銀五千五拾貳兩七拾七兩計壹萬貳千參百七拾七兩

(一〇) 埠頭築造に關する決議

一、日本租界に埠頭を築造し必要な施設をなすこと  
 一、前項の經費は主として國庫補助を請願すること  
 一、前二項の計劃實行を行政委員會に一任すること  
 右決議す

(6)

(一一) 大正十年度居留民團歳入出決算書

歳入	經常部歳入	臨時部歳入	合計
一、銀參拾八萬參千參百四拾五兩七拾參兩也	一、經常部歳入	一、臨時部歳入	合計銀四拾五萬參千貳百四拾貳兩貳仙也
二、銀六萬九千八百九拾六兩貳拾九兩也	二、經常部歳出	二、臨時部歳出	
三、銀貳拾萬四千參拾貳兩五拾兩也	三、經常部歳出	三、臨時部歳出	
四、銀拾壹萬貳千參百九拾九兩八兩也	四、臨時部歳出	四、臨時部歳出	
五、合計銀參拾壹萬六千四百參拾壹兩六拾八兩也	五、經常部歳出	五、臨時部歳出	
六、差引銀拾參萬六千八百拾兩參拾四兩也	六、經常部歳出	六、臨時部歳出	
七、剩餘金	七、經常部歳出	七、臨時部歳出	
八、(大正十一年度へ繰越金)	八、經常部歳出	八、臨時部歳出	

大正十年度居留民團歳入出決算表

經常部

(7)

科目	居留民	豫算額	決算額	増比	増減理由
第一、特別課金	第一、特別課金	10,000.00	10,000.00	100.00%	
第二、土地課金	第二、土地課金	40,000.00	39,500.00	98.75%	家屋建設ノ土地課金徴收セザリシ結果
第三、家屋課金	第三、家屋課金	10,000.00	11,770.00	117.70%	家屋建設多キタメ
第四、取得課金	第四、取得課金	11,000.00	11,900.00	108.18%	納付者多カリシタメ
第五、營業課金	第五、營業課金	5,000.00	5,260.00	105.20%	納付者アリタル爲メ
第六、遊藝課金	第六、遊藝課金	5,000.00	4,970.00	99.40%	
第七、遊藝場	第七、遊藝場	1,000.00	1,100.00	110.00%	開場日數少ナカリシ爲メ
第八、遊藝組合	第八、遊藝組合	1,000.00	1,100.00	110.00%	負担者多カリシ爲メ
第九、支那藝妓	第九、支那藝妓	11,000.00	11,100.00	100.91%	全
第十、酌婦	第十、酌婦	1,000.00	1,000.00	100.00%	全
第十一、仲居	第十一、仲居	1,000.00	1,000.00	100.00%	全
第十二、貸座敷	第十二、貸座敷	1,000.00	1,100.00	110.00%	負担者多カリシ結果
第十三、常設興行	第十三、常設興行	1,000.00	1,100.00	110.00%	全
第十四、臨時興行	第十四、臨時興行	1,000.00	1,100.00	110.00%	興行日數多カリシ結果
第十五、特別課金	第十五、特別課金	10,000.00	10,000.00	100.00%	

(8)

科目	居留民	豫算額	決算額	増比	増減理由
第一、特別課金	第一、特別課金	10,000.00	10,000.00	100.00%	
第二、公用料	第二、公用料	1,000.00	1,100.00	110.00%	使用多カリシ結果
第三、道路使用料	第三、道路使用料	5,000.00	5,000.00	100.00%	全
第四、水道料	第四、水道料	5,000.00	5,000.00	100.00%	全
第五、土地貸下料	第五、土地貸下料	10,000.00	10,000.00	100.00%	全
第六、市場使用料	第六、市場使用料	1,000.00	1,000.00	100.00%	全
第七、墓種使用料	第七、墓種使用料	5,000.00	5,000.00	100.00%	全
第八、火葬場	第八、火葬場	5,000.00	5,000.00	100.00%	全
第九、下水料	第九、下水料	5,000.00	5,000.00	100.00%	全
第十、使用料	第十、使用料	5,000.00	5,000.00	100.00%	全
第十一、手数料	第十一、手数料	5,000.00	5,000.00	100.00%	全
第十二、營業人力車	第十二、營業人力車	5,000.00	5,000.00	100.00%	全
第十三、營業馬車	第十三、營業馬車	5,000.00	5,000.00	100.00%	全
第十四、自用人力車	第十四、自用人力車	5,000.00	5,000.00	100.00%	全
第十五、自用馬車	第十五、自用馬車	5,000.00	5,000.00	100.00%	全
第十六、自動車	第十六、自動車	5,000.00	5,000.00	100.00%	全

科目	臨時部			減校	増減理由
	豫算額	決算額	増比		
六、自動自転車	10,000	11,000	110%		通行少ナカリシ爲メ
七、大車	10,000	11,000	110%		通行多カリシ結果
八、中車	10,000	11,000	110%		全
九、小車	10,000	11,000	110%		全
一〇、行商	10,000	11,000	110%		行商人増加ノ結果
第六款 生財出入	10,000	11,000	110%		配當金多カリシ結果
第六款 生財出入	10,000	11,000	110%		預金多カリシ結果
一、利益配當金	10,000	11,000	110%		預金多カリシ結果
二、預金利息	10,000	11,000	110%		生徒多カリシ爲メ
第七款 授業料	10,000	11,000	110%		貸家少ナカリシ結果
第八款 雜收入	10,000	11,000	110%		二八四六 校房破損セシ結果
一、貸家料	10,000	11,000	110%		請願人多カリシ結果
二、大和街	10,000	11,000	110%		舊小學校々々會費醫院家康推下及電車
三、散水費	10,000	11,000	110%		助金アリシ結果
四、請願巡捕費	10,000	11,000	110%		
五、雜收	10,000	11,000	110%		
計	10,000	11,000	110%		

科目	歲出			減校	増減理由
	豫算額	決算額	増比		
十一、煖房費	1,500	1,500	100%		六三三〇 煤中途ヨリ使用セザリシ結果
十二、財源及課金	1,500	1,500	100%		二、六九五 豫算額ヲ要セザリシ結果
十三、法調査費	1,500	1,500	100%		特別課金手數料支出ノ結果
第十四、雜費	1,500	1,500	100%		八七六三 書部手數小額ノ結果
第一款 會議費	1,500	1,500	100%		二、九八〇 印刷物少ナカリシ結果
一、手當	1,500	1,500	100%		要費九九 印刷物少ナカリシ結果
二、印刷費	1,500	1,500	100%		要費九九 印刷物少ナカリシ結果
三、雜費	1,500	1,500	100%		要費九九 印刷物少ナカリシ結果
第二款 神社費	1,500	1,500	100%		要費九九 印刷物少ナカリシ結果
一、社入金	1,500	1,500	100%		要費九九 印刷物少ナカリシ結果
二、神饌幣用	1,500	1,500	100%		要費九九 印刷物少ナカリシ結果
第三款 土木費	1,500	1,500	100%		要費九九 印刷物少ナカリシ結果
一、俸給	1,500	1,500	100%		要費九九 印刷物少ナカリシ結果
二、消耗品費	1,500	1,500	100%		要費九九 印刷物少ナカリシ結果
三、器具費	1,500	1,500	100%		要費九九 印刷物少ナカリシ結果
四、修道費	1,500	1,500	100%		要費九九 印刷物少ナカリシ結果
五、澱水費	1,500	1,500	100%		要費九九 印刷物少ナカリシ結果
計	1,500	1,500	100%		

(18)

六、電筒所費	三、二六五七	一、〇七六四	一、〇八三三電力料消テ少ナカリシ結果
七、街樹料	六、一七五九	四、六〇〇〇	一、五九五四電燈増設ヲ見合セタル結果
八、碼頭費	三、八〇〇	三、九三六	七六三
九、調査費	四、〇〇〇	三、九三三	六六
十、調査費	一、五九〇六〇	二、三〇七四	入夫貸多額ヲ要シタル結果
十一、雜費	六、四七九	一、六五三〇	四三〇〇 〇ーラ其他修繕少ナカリシ結果
第五款 水道費	四、六六〇	四、五五三三	一〇六
一、俸給	四、六六〇	四、五五三三	一、三三三
二、修繕費	七〇〇〇	四、五五三三	一、五〇〇
三、メートル	三〇〇	四、五五三三	二〇八元アルプ及メートル修繕少ナカリシ結果
四、器具費	三〇〇〇	四、五五三三	四九〇〇 一個ノ外検査ヲ要セザリシ結果
五、水代	四、三三三	四、三三三	四九八六 ホースノ購入少ナカリシ結果
六、雜費	一〇〇〇〇	四、三三三	一、〇八七九一、八〇二、八四四五
第六款 教育費	四、三三三	四、三三三	水道メートル検査員ヘ手當支給ノ結果
一、俸給	四、三三三	四、三三三	六、六六六
二、手當	三、三三三	三、三三三	一、三〇〇 中途ヨリ教員一名採用ノ結果
三、手當	三、三三三	三、三三三	六、六六六

(14)

三、修繕費	九、〇〇〇	一、一七三三	三、二六四
四、書籍	一、五七〇	一、一六四八	一、二六
五、教具費	三、三三〇	三、三三〇	一、二六
六、校具費	三、一八〇〇	三、一八〇〇	五、二五
七、消耗品費	一、三三〇	一、三三〇	七、六
八、旅費	四、〇〇〇	一、二七七	二、九七三 内地修學旅行ヲ見合セタル結果
九、通信費	八、〇〇〇	八、〇〇〇	二、九八
十、保險料	三、五〇〇	三、五〇〇	一、三三六 一部保險ヲ見合セタル結果
十一、新聞雜誌費	五、七〇〇	五、七〇〇	四三六 金銀相場換算率變動ノ結果
十二、學園費	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四三六
十三、研究會費	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六〇〇 支費ヲ要セザリシ結果
十四、家賃借料	三、〇〇〇	一、八〇〇〇	一、七〇〇 豫算八月ノ借家ノ結果
十五、雜費	一、三三〇	九、七〇〇	三、三三〇 備品修繕少ナカリシ結果
十六、宿直料	一、八三〇	一、八三〇	四八〇 中途ヨリ實施シタル結果
第十七款 衛生費	九、六九七	八、〇七〇	一、六二七
一、備人給	六、三三三	五、九三三	三、九三三 臨時入夫使用少ナカリシ結果

(15)

二、被服	一、五〇〇	一、五〇〇	一、七五
三、器具費	三、六〇〇	三、六〇〇	九七五
四、消耗品費	五、〇〇〇	四、〇〇〇	九〇〇 自轉車一台購入ノ爲メ豫算外支出ヲ要シタル結果
五、修繕費	七、四〇〇	一、六〇〇	九、〇〇〇 銃銃其他ノ購入少ナカリシ結果
六、保險料	二、七〇〇	一、六〇〇	一、一〇〇 汚水糞場修繕ヲ見合セタル結果
七、囑託醫手當	六、〇〇〇	六、〇〇〇	一、三三六 遊樂院及火葬場火災保險ヲ見合セタル結果
八、種痘費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇 種痘ヲ見合セタル結果
九、藥品費	三、五〇〇	一、〇〇〇	二、五〇〇 コレラ血清其他ノ購入ヲ見合セタル結果
十、野犬捕殺費	八、〇〇〇	一、〇〇〇	七、〇〇〇 捕殺數少ナカリシ結果
十一、印刷費	一、九〇〇	四、六〇〇	二、七〇〇 印刷物少ナカリシ結果
十二、雜費	五、八〇〇	一、〇〇〇	四、八〇〇 火葬場備付品ヲ本費ヨリ支出シタル結果
第十三款 救助費	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇 支出ヲ要セザリシ結果
一、救助費	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二、七五元
第十四款 警備費	三、六四六	三、六四六	三、六四六 退職者少ナカリシ結果
一、俸給及手當	三、六四六	三、六四六	九、六九元 退職者少ナカリシ結果
二、巡捕被服費	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇 増員ノ結果
三、巡捕被服費	五、六〇〇	五、六〇〇	五、六〇〇

(16)

三、巡捕備品費	六、五〇〇	一、三〇〇	六、〇〇〇 購入ヲ見合セタル結果
四、巡捕宿舎料	八、六〇〇	八、六〇〇	二、九三三 消費小額ノ結果
五、巡捕宿舎料	八、〇〇〇	一、五〇〇	七、五〇〇 自動車修繕多額ヲ要シタル結果
六、修繕費	八、〇〇〇	四、三三三	三、六六六 患者多數ノ結果
七、巡捕藥費	四、八〇〇	四、八〇〇	六、二六六 機關士一名備入レテ見合セタル結果
八、消防手當	二、七五〇	一、七七五	一、九七五 手洗職者少ナカリシ結果
九、消防被服費	一、八五〇	一、八五〇	七〇〇 消防冬服ノ購入ヲ見合セタル結果
十、消防器具費	一、七三〇	一、七三〇	一、三三三 消防ホース購入ヲ見合セタル結果
十一、消耗品費	六、三三〇	五、三三三	一、〇〇〇 電燈料消費少ナカリシ結果
十二、雜費	九、三三〇	一、七六六	七、五六四 自動ホーン運搬費ヲ本費ヨリ支出ノ結果
第十三款 圖書費	三、三三三	三、三三三	七、五
一、俸給	三、三三三	三、三三三	三、三三三 職員一名備入レテ見合セタル結果
二、宿舍料	一、七〇〇	一、七〇〇	三、三三三 宿舍料少ナカリシ結果
三、備品費	三、三三三	三、三三三	三、三三三 備品購入少ナカリシ結果
四、圖書費	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇 圖書購入多カリシ結果
五、保險料	七、〇〇〇	一、一四四	五、八五六 圖書購入少ナカリシ結果



(21)

科目	預算額	決算額	増比	減校	増減理由
建築費	二九,五〇〇.〇〇	二九,五〇〇.〇〇			
換地買入費	四七,〇〇〇.〇〇	四七,〇〇〇.〇〇			
附屬地買入費	三,四七三.〇〇	三,四七三.〇〇			
資金借入利息	五,七五〇.〇〇	五,〇〇〇.〇〇	九三	七三七.〇〇	利息計算額より要セザリシ結果
道路築造費	八,〇〇〇.〇〇	八,〇〇〇.〇〇			未着手ノ結果
豫備費	四,〇〇〇.〇〇	四,〇〇〇.〇〇			
一般會計繰入金	三〇,〇〇〇.〇〇	四〇,六四三.〇〇	一三五	一〇,六四三.〇〇	
計	一〇〇,〇〇〇.〇〇	一〇〇,〇〇〇.〇〇			

(二三) 大正十年度官有地拂下準備金歳入出決算書

前年度繰越金 一金拾四萬五千參百八拾圓也

(22)

科目	預算額	決算額	増比	減校	増減理由
官有地拂下代	一〇,〇〇〇.〇〇	一〇,〇〇〇.〇〇			
一、前年度繰越金	一〇,〇〇〇.〇〇	一〇,〇〇〇.〇〇			
二、預金利息	六,八三三.〇〇	八,六六二.八〇	二五八	一,八二九.八〇	利息多カリノ結果
計	一六,八三三.〇〇	一八,六六二.八〇	一一〇	一,八二九.八〇	

大正十年度官有地拂下準備金歳入出決算表

官有地拂下準備金年度制當額 一金八千八百六拾八圓八錢也

一般會計繰入金 一金貳萬四千貳百參拾圓也

合計金 一金八千八百六拾八圓八錢也

差引金 拾貳萬參千壹百五拾圓也

大正十一年度へ繰越金 大正十一年度へ繰越金

(23)

科目	預算額	決算額	増比	減校	増減理由
一、一般會計へ	六,四三〇.〇〇	八,六六二.八〇	一三三	二,二三二.八〇	
計	六,四三〇.〇〇	八,六六二.八〇	一三三	二,二三二.八〇	

(二四) 大正十一年度居留民團歳入出追加豫算

一、銀五千七百六拾圓也

一、銀壹萬四千六百拾圓也

合計銀壹萬九千九百拾圓也

一、銀壹萬八千八百六拾圓也

一、銀壹千六百拾圓也

合計銀壹萬九千九百拾圓也

大正十一年度居留民團歳入出追加豫算表

經常部 臨時部 豫算額

(24)

科目	預算額	決算額	増比	減校	増減理由
第一款 水道費	五,七〇〇.〇〇	五,七〇〇.〇〇			
二、水代	五,七〇〇.〇〇	七,二一〇.〇〇	一二六	一,五一〇.〇〇	七百二十萬瓦魯(千瓦魯八拾仙)
計	五,七〇〇.〇〇	七,二一〇.〇〇	一二六	一,五一〇.〇〇	

第一、前年度繰越金 一四,一〇〇.〇〇

合計 一九,八〇〇.〇〇

第一、前年度繰越金 一四,一〇〇.〇〇

合計 一八,六六二.八〇

第一、事務所費

一、俸給及手當 二,一〇〇.〇〇

二、印刷費 三〇〇.〇〇

理事長退職手當不足分 現行法規

(26)		(25)	
<p>一、銀千貳百弍也 計銀千貳百弍也</p> <p>一、銀千貳百弍也 計銀千貳百弍也</p> <p>一、銀千貳百弍也 計銀千貳百弍也</p> <p>大正十一年度居留民團歲入出追加豫算表(第二)</p>		<p>四、旅費 八,000 理事歸國旅費</p> <p>一三、廢房費 九,000 石炭百二十五屯代</p> <p>一四、調査會費 九,000 低利資金請願ノ爲メ旅費及電報料</p> <p>第一、會費 五,000</p> <p>一、手當 五,000 速記者手當</p> <p>第三、神社費 一,三〇〇 官司退職手當旅費及禮宜旅費</p> <p>四、雜費 一,三〇〇</p> <p>第五、水道費 四,〇〇〇 水代九百萬瓦魯(千瓦魯四拾五仙)</p> <p>五、水代 四,〇〇〇</p> <p>計 八八,〇〇〇</p> <p>科 目 預算額</p> <p>第五、款 衛生費 一,〇〇〇</p> <p>一、傳染病費 一,〇〇〇 傳染病患者多カリシ爲メ</p> <p>合計 一八,〇〇〇</p>	
<p>臨時部</p> <p>臨時部豫算高</p> <p>臨時部豫算高</p>		<p>臨時部</p> <p>臨時部豫算高</p> <p>臨時部豫算高</p>	

(28)		(27)	
<p>一、電燈料金 九七,四〇七 更正豫算額 既定豫算額 増比</p> <p>計 一〇一,四四三 八七,七二四 三,七一九</p> <p>第四、款 電力費 五五,五三〇 更正豫算額 既定豫算額 増比</p> <p>一、電力費 五五,五三〇 三二,〇八〇 二四,三三〇</p> <p>第五、款 國債還金 一〇,〇〇〇 既定豫算額 増比</p> <p>一、國債還金 一〇,〇〇〇 一七,一〇〇 七,一〇〇</p> <p>第七、款 國債還金 一〇,〇〇〇 既定豫算額 増比</p> <p>一、國債還金 一〇,〇〇〇 一七,一〇〇 七,一〇〇</p> <p>第七、款 豫備費 六,五三九 既定豫算額 増比</p> <p>一、豫備費 六,五三九 六,五三九 〇</p> <p>合計 一〇一,四四三 八七,七二四 一三,七一九</p> <p>大正十一年度特別會計電氣歲入出豫算更正書</p>		<p>一、事務所費 一,一〇〇 追加豫算額</p> <p>一、修給及手當 八,〇〇〇 技手一名退職手當</p> <p>八、旅費 四,〇〇〇 全上歸國旅費</p> <p>計 一三,一〇〇</p> <p>一、銀拾萬壹千四百四拾弍拾五仙也 計銀拾萬壹千四百四拾弍拾五仙也</p> <p>一、銀拾萬壹千四百四拾弍拾五仙也 計銀拾萬壹千四百四拾弍拾五仙也</p> <p>大正十一年度特別會計電氣歲入出豫算更正案</p>	
<p>臨時部</p> <p>臨時部豫算高</p> <p>臨時部豫算高</p>		<p>臨時部</p> <p>臨時部豫算高</p> <p>臨時部豫算高</p>	

(二七) 大正十二年度居留民團歲入出總豫算

歲入

一、銀五拾萬壹千四百八拾八拾仙	經常部豫算高
一、銀八萬八千四百四拾六拾參仙	臨時部豫算高
合計銀五拾八萬九千八百三拾參仙四拾參仙	
一、銀參拾壹萬五千四百六拾四拾參仙	經常部豫算高
一、銀貳拾七萬四千參百五拾九拾九仙	臨時部豫算高
合計銀五拾八萬九千八百三拾參仙四拾參仙	

歲出

第一、歲入	110,000.00	110,000.00	0.00	日本八萬八千四百四拾六拾參仙(三萬四千四百四拾六拾參仙)
第二、歲出	110,000.00	110,000.00	0.00	日本八萬八千四百四拾六拾參仙(三萬四千四百四拾六拾參仙)
第三、歲入	110,000.00	110,000.00	0.00	日本八萬八千四百四拾六拾參仙(三萬四千四百四拾六拾參仙)
第四、歲出	110,000.00	110,000.00	0.00	日本八萬八千四百四拾六拾參仙(三萬四千四百四拾六拾參仙)

(29)

第一、歲入	110,000.00	110,000.00	0.00	日本八萬八千四百四拾六拾參仙(三萬四千四百四拾六拾參仙)
第二、歲出	110,000.00	110,000.00	0.00	日本八萬八千四百四拾六拾參仙(三萬四千四百四拾六拾參仙)
第三、歲入	110,000.00	110,000.00	0.00	日本八萬八千四百四拾六拾參仙(三萬四千四百四拾六拾參仙)
第四、歲出	110,000.00	110,000.00	0.00	日本八萬八千四百四拾六拾參仙(三萬四千四百四拾六拾參仙)

(30)

第一、歲入	110,000.00	110,000.00	0.00	日本八萬八千四百四拾六拾參仙(三萬四千四百四拾六拾參仙)
第二、歲出	110,000.00	110,000.00	0.00	日本八萬八千四百四拾六拾參仙(三萬四千四百四拾六拾參仙)
第三、歲入	110,000.00	110,000.00	0.00	日本八萬八千四百四拾六拾參仙(三萬四千四百四拾六拾參仙)
第四、歲出	110,000.00	110,000.00	0.00	日本八萬八千四百四拾六拾參仙(三萬四千四百四拾六拾參仙)

(31)

第一、歲入	110,000.00	110,000.00	0.00	日本八萬八千四百四拾六拾參仙(三萬四千四百四拾六拾參仙)
第二、歲出	110,000.00	110,000.00	0.00	日本八萬八千四百四拾六拾參仙(三萬四千四百四拾六拾參仙)
第三、歲入	110,000.00	110,000.00	0.00	日本八萬八千四百四拾六拾參仙(三萬四千四百四拾六拾參仙)
第四、歲出	110,000.00	110,000.00	0.00	日本八萬八千四百四拾六拾參仙(三萬四千四百四拾六拾參仙)

(84)			(83)		
科 目	本年預算額	前年度預算額	本年臨時部預算額	前年度臨時部預算額	增比
第九款特別會計	100,000.00	100,000.00	100,000.00	100,000.00	0.00%
一、電燈利益金	100,000.00	100,000.00	100,000.00	100,000.00	0.00%
計	100,000.00	100,000.00	100,000.00	100,000.00	0.00%
減校					
備 考	大車、中車、人力車、登陸帶、代、無 金沒收入、自來水、不用品、下、代、貯				
○、寄附金	100.00	100.00	100.00	100.00	0.00%
第四款 土地立費	100.00	100.00	100.00	100.00	0.00%
一、土地立費	100.00	100.00	100.00	100.00	0.00%
計	100.00	100.00	100.00	100.00	0.00%
減校					
備 考	管理地土立費立管ノ分				
第一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百					

(86)			(85)		
科 目	本年預算額	前年度預算額	本年臨時部預算額	前年度臨時部預算額	增比
六、印刷費	7,000.00	7,000.00	7,000.00	7,000.00	0.00%
七、通信費	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	0.00%
八、旅費	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	0.00%
九、公示料	6,000.00	6,000.00	6,000.00	6,000.00	0.00%
一〇、借家料	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
一一、保險料	6,000.00	6,000.00	6,000.00	6,000.00	0.00%
一二、宿直料	5,100.00	5,100.00	5,100.00	5,100.00	0.00%
一三、寢房費	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	0.00%
一四、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
一五、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
一六、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
一七、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
一八、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
一九、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
二〇、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
二一、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
二二、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
二三、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
二四、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
二五、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
二六、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
二七、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
二八、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
二九、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
三〇、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
三一、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
三二、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
三三、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
三四、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
三五、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
三六、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
三七、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
三八、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
三九、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
四〇、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
四一、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
四二、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
四三、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
四四、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
四五、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
四六、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
四七、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
四八、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
四九、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
五〇、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
五一、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
五二、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
五三、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
五四、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
五五、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
五六、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
五七、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
五八、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
五九、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
六〇、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
六一、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
六二、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
六三、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
六四、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
六五、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
六六、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
六七、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
六八、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
六九、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
七〇、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
七一、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
七二、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
七三、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
七四、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
七五、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
七六、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
七七、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
七八、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
七九、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
八〇、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
八一、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
八二、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
八三、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
八四、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
八五、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
八六、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
八七、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
八八、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
八九、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
九〇、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
九一、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
九二、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
九三、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
九四、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
九五、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
九六、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
九七、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
九八、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
九九、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%
一〇〇、調查會費	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	0.00%



		(42)		(41)	
科	目	本年度	前年度	本年度	前年度
第一科 臨時部	第一、地租	30,000.00	30,000.00	30,000.00	30,000.00
	第二、雜支	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00
	第三、雜支	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00
	第四、雜支	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00
	第五、雜支	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00
	第六、雜支	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00
	第七、雜支	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00
	第八、雜支	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00
	第九、雜支	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00
	第十、雜支	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00
	第十一、雜支	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00
	第十二、雜支	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00
	第十三、雜支	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00
	第十四、雜支	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00
	第十五、雜支	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00
計		30,000.00	30,000.00	30,000.00	30,000.00
備考					

		(44)		(45)	
科	目	本年度	前年度	本年度	前年度
第一科 臨時部	第一、地租	30,000.00	30,000.00	30,000.00	30,000.00
	第二、雜支	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00
	第三、雜支	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00
	第四、雜支	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00
	第五、雜支	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00
	第六、雜支	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00
	第七、雜支	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00
	第八、雜支	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00
	第九、雜支	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00
	第十、雜支	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00
	第十一、雜支	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00
	第十二、雜支	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00
	第十三、雜支	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00
	第十四、雜支	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00
	計		30,000.00	30,000.00	30,000.00
備考					

(45)

大正十二年度特別會計官有地拂下準備金歲入出豫算表

科目	本年	前年	増比	備考
一、前年度繰入金	10,000.00	10,000.00	0.00%	
二、繰入金	3,500.00	3,500.00	0.00%	
三、繰入金	10,000.00	10,000.00	0.00%	
計	23,500.00	23,500.00	0.00%	
出				
一、前年度繰出金	10,000.00	10,000.00	0.00%	
二、繰出金	10,000.00	10,000.00	0.00%	
三、繰出金	3,500.00	3,500.00	0.00%	
計	23,500.00	23,500.00	0.00%	
歳入	23,500.00	23,500.00	0.00%	
歳出	23,500.00	23,500.00	0.00%	
歳入歳出高	0.00	0.00	0.00%	

一、前年度繰入金 計金拾萬貳千參百四拾七圓五拾貳錢也

二、繰入金 計金拾萬貳千參百四拾七圓五拾貳錢也

三、繰入金 計金拾萬貳千參百四拾七圓五拾貳錢也

計金拾萬貳千參百四拾七圓五拾貳錢也

(46)

大正十二年度特別會計官有地拂下準備金歲入出豫算表

科目	本年	前年	増比	備考
一、前年度繰入金	10,000.00	10,000.00	0.00%	
二、繰入金	3,500.00	3,500.00	0.00%	
三、繰入金	10,000.00	10,000.00	0.00%	
計	23,500.00	23,500.00	0.00%	
出				
一、前年度繰出金	10,000.00	10,000.00	0.00%	
二、繰出金	10,000.00	10,000.00	0.00%	
三、繰出金	3,500.00	3,500.00	0.00%	
計	23,500.00	23,500.00	0.00%	
歳入	23,500.00	23,500.00	0.00%	
歳出	23,500.00	23,500.00	0.00%	
歳入歳出高	0.00	0.00	0.00%	

一、前年度繰入金 計金拾萬貳千參百四拾七圓五拾貳錢也

二、繰入金 計金拾萬貳千參百四拾七圓五拾貳錢也

三、繰入金 計金拾萬貳千參百四拾七圓五拾貳錢也

計金拾萬貳千參百四拾七圓五拾貳錢也

(47)

大正十二年度特別會計電氣歲入出豫算表

科目	本年	前年	増比	備考
一、前年度繰入金	10,000.00	10,000.00	0.00%	
二、繰入金	3,500.00	3,500.00	0.00%	
三、繰入金	10,000.00	10,000.00	0.00%	
計	23,500.00	23,500.00	0.00%	
出				
一、前年度繰出金	10,000.00	10,000.00	0.00%	
二、繰出金	10,000.00	10,000.00	0.00%	
三、繰出金	3,500.00	3,500.00	0.00%	
計	23,500.00	23,500.00	0.00%	
歳入	23,500.00	23,500.00	0.00%	
歳出	23,500.00	23,500.00	0.00%	
歳入歳出高	0.00	0.00	0.00%	

一、前年度繰入金 計金拾萬貳千參百四拾七圓五拾貳錢也

二、繰入金 計金拾萬貳千參百四拾七圓五拾貳錢也

三、繰入金 計金拾萬貳千參百四拾七圓五拾貳錢也

計金拾萬貳千參百四拾七圓五拾貳錢也

(48)

大正十二年度特別會計電氣歲入出豫算表

科目	本年	前年	増比	備考
一、前年度繰入金	10,000.00	10,000.00	0.00%	
二、繰入金	3,500.00	3,500.00	0.00%	
三、繰入金	10,000.00	10,000.00	0.00%	
計	23,500.00	23,500.00	0.00%	
出				
一、前年度繰出金	10,000.00	10,000.00	0.00%	
二、繰出金	10,000.00	10,000.00	0.00%	
三、繰出金	3,500.00	3,500.00	0.00%	
計	23,500.00	23,500.00	0.00%	
歳入	23,500.00	23,500.00	0.00%	
歳出	23,500.00	23,500.00	0.00%	
歳入歳出高	0.00	0.00	0.00%	

一、前年度繰入金 計金拾萬貳千參百四拾七圓五拾貳錢也

二、繰入金 計金拾萬貳千參百四拾七圓五拾貳錢也

三、繰入金 計金拾萬貳千參百四拾七圓五拾貳錢也

計金拾萬貳千參百四拾七圓五拾貳錢也

		(49)		(50)	
第一款 補修費	1,250,000	200,000	1,050,000	1,050,000	1,050,000
一、電線路費	1,020,000		1,020,000		1,020,000
二、變電所費	110,000		110,000		110,000
三、內線費	20,000		20,000		20,000
○、材料費	200,000		200,000		200,000
○、消耗品費	10,000		10,000		10,000
○、機械器具費	10,000		10,000		10,000
第三款 増設費	11,000,000	1,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000
一、電線路費	8,000,000		8,000,000		8,000,000
二、變電所費	1,000,000		1,000,000		1,000,000
三、配電設備費	5,000,000		5,000,000		5,000,000
四、雜費	300,000		300,000		300,000
○、材料費	1,000,000		1,000,000		1,000,000
○、工費	500,000		500,000		500,000
○、雜費	100,000		100,000		100,000
第四款 電力費	10,000,000	1,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000
第五款 國債償還費	10,000,000		10,000,000		10,000,000
一、國債償還費	10,000,000		10,000,000		10,000,000
第六款 繰入金	100,000,000		100,000,000		100,000,000
一、一般會計	100,000,000		100,000,000		100,000,000
第七款 積立金	10,000,000		10,000,000		10,000,000
一、積立金	10,000,000		10,000,000		10,000,000
第八款 豫備費	10,000,000		10,000,000		10,000,000
一、豫備費	10,000,000		10,000,000		10,000,000
計	35,000,000	1,000,000	36,000,000	36,000,000	36,000,000

特別會計道路及下水暗渠築造工費歳入出豫算更正

一、銀七萬弗也 歳入

一、銀七萬弗也 歳出

歳入 歳出 豫算 高

使用電力一日平均四千五百キロボット  
時最大電力七百五十キロボット

		(51)		(52)	
第一款 補修費	1,250,000	200,000	1,050,000	1,050,000	1,050,000
一、電線路費	1,020,000		1,020,000		1,020,000
二、變電所費	110,000		110,000		110,000
三、內線費	20,000		20,000		20,000
○、材料費	200,000		200,000		200,000
○、消耗品費	10,000		10,000		10,000
○、機械器具費	10,000		10,000		10,000
第三款 増設費	11,000,000	1,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000
一、電線路費	8,000,000		8,000,000		8,000,000
二、變電所費	1,000,000		1,000,000		1,000,000
三、配電設備費	5,000,000		5,000,000		5,000,000
四、雜費	300,000		300,000		300,000
○、材料費	1,000,000		1,000,000		1,000,000
○、工費	500,000		500,000		500,000
○、雜費	100,000		100,000		100,000
第四款 電力費	10,000,000	1,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000
第五款 國債償還費	10,000,000		10,000,000		10,000,000
一、國債償還費	10,000,000		10,000,000		10,000,000
第六款 繰入金	100,000,000		100,000,000		100,000,000
一、一般會計	100,000,000		100,000,000		100,000,000
第七款 積立金	10,000,000		10,000,000		10,000,000
一、積立金	10,000,000		10,000,000		10,000,000
第八款 豫備費	10,000,000		10,000,000		10,000,000
一、豫備費	10,000,000		10,000,000		10,000,000
計	35,000,000	1,000,000	36,000,000	36,000,000	36,000,000

特別會計道路及下水暗渠築造工費歳入出豫算更正表

一、銀七萬弗也 歳入

一、銀七萬弗也 歳出

歳入 歳出 豫算 高

特別會計下水暗渠及道路築造工費歳入出豫算更正表

一、銀拾萬弗也 歳入

一、銀拾萬弗也 歳出

計 銀拾萬弗也 歳入 歳出 豫算 高

特別會計下水暗渠及道路築造工費歳入出豫算更正表

一、銀七萬弗也 歳入

一、銀七萬弗也 歳出

歳入 歳出 豫算 高

